

令和3年 第4回定例会

# 屋久島町議会会議録

令和3年12月7日 開会

令和3年12月17日 閉会

令和3年  
第4回定例会

屋久島町議会  
会議録

屋久島町議会



令和3年第4回屋久島町議会定例会会期日程

自12月7日・至12月17日（11日間）

月 日	曜	会議別	日 程
12月7日	火	本会議	○開 会
8日	水	本会議	○一般質問
9日	木	本会議	○一般質問
10日	金	委員会	○各常任委員会
11日	⊕	休 会	
12日	⊕	休 会	
13日	月	委員会	○各常任委員会
14日	火	休 会	
15日	水	休 会	
16日	木	休 会	
17日	金	本会議	○最終本会議



# 令和3年第4回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和3年12月7日



令和3年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年12月7日（火曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 認定第5号 令和2年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第9号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第10号 令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 承認第7号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第12 議案第89号 岳南中学校大規模改修工事（建築1工区）請負変更契約の締結について
- 日程第13 議案第90号 屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第91号 屋久島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第92号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第16 議案第93号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第94号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第95号 令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第96号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第97号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）に

ついて

- 日程第21 議案第98号 令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 同意第4号 屋久島町教育長の任命について
- 日程第23 同意第5号 屋久島町教育委員会委員の任命について
- 日程第24 同意第6号 屋久島町教育委員会委員の任命について
- 日程第25 令和3年請願第2号 屋久島町パートナーシップ制度創設の請願
- 日程第26 令和3年請願第3号 町有地の町道認定に関する請願について
- 日程第27 令和3年陳情第10号 屋久島空港延伸に伴う施設整備への地杉材の活用に関する陳情書
- 日程第28 令和3年陳情第13号 テニスコート使用に関する陳情書
- 日程第29 発議第2号 屋久島町交通対策調査特別委員会の設置に関する決議について



○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	水迫由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	計屋正人君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君
健康長寿課参事 （感染症対策担当）	岩川茂隆君		

△ 開 議 午前10時02分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから、令和3年第4回屋久島町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、小脇淳智郎君、4番、中馬慎一郎君を指名いたします。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（石田尾茂樹君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの11日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの11日間とすることに決定いたしました。

なお、会議日程につきましては、お配りしてあるとおりです。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第4 行政報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

第4回屋久島町議会定例会の開会に当たり、第3回定例会以後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

始めに、新型コロナウイルス感染症防止関係について御報告いたします。

10月の感染状況は、13日に本町2例目の会食によるクラスターが発生をし、7名の感染者が報告をされました。

また、25日には、本町職員を含む4名が感染し、御心配をおかけしたところですが、消毒作業を即時に対応し、通常業務及び期日前投票に支障がないよう対応をいたしました。

現在は、これまでに皆様に御協力いただいた感染防止対策とワクチン接種の効果もあり、県内でも連続して感染者ゼロが継続し、安堵しているところです。

このことで、県下では移動、飲食などの様々な規制が解かれ、経済への配慮が図られることとなりました。

本町における地域経済対策として、御承知のとおり、まちなかチケットの配布や飲食店支援事業、事業者支援、プレミアム商品券の販売などには一定の評価をいただいているところです。

また、明けて1月2日には、令和4年屋久島町特別成人式を、3日には令和4年屋久島町成人式を挙行予定としており、少しずつ日常を取り戻すとともに、国の生活支援策を生かしながら、これまでの経験を生かしたまちづくり、景気の向上に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、本町においては、12月からは医療従事者を皮切りに3回目のワクチン接種が始まり、9月ごろまでには希望する方の接種が完了するよう取り組みたいと考えています。関係者の皆様の御理解と御協力をお願いをいたします。

あわせて、気温の低下や屋内での活動が増え、換気が不十分な状況も懸念されるとともに、年末の本町への入り込みが増加する季節を迎えることから、引き続き感染防止に御協力をお願いをしております。

次に、消防関係の令和3年秋の叙勲の授与につきまして御報告いたします。

11月3日に、元屋久島町消防団団長、川崎俊海氏に瑞宝単光章の授与が決定されました。氏は、昭和54年1月に上屋久町消防団に入団され、令和2年8月までの長きにわたり、町民の生命・財産を火災等の災害から防御するとともに、消防力の強化・充実に尽力され、消防の発展に貢献し、社会公共の福祉の増進に寄与されました。

受章の榮に授けられたこととお祝いを申し上げるとともに、氏の御功績に対し心から

の敬意を表します。

なお、伝達につきましては、1月6日開催予定の令和4年屋久島町消防出初め式を予定しております。

次に、戦没者追悼式について御報告いたします。

11月9日に本町屋久島ホールにおきまして、戦没者追悼式が挙行されました。御遺族や関係者など約65人に御参列いただき、さきの大戦で犠牲となられました方々の御霊と世界の恒久平和を願い、黙禱を捧げ、献花が行われました。

戦没者並びに食糧輸送犠牲者の御霊の安らかなることを、そして、御遺族の皆様の御健勝をお祈りをいたします。

次に、11月26日の全員協議会で報告をいたしました口永良部島簡易水道整備事業について、改めて御報告を申し上げます。

本事業は、急速ろ過器の導入による浄水場の機能向上及び50年を超えた配水管の更新を目的にしております。口永良部島での実施で協力支援が得にくい状況であったことに加え、新型コロナウイルス感染の発生などで予想できない事案が重なったこと等が遅延の原因で、一刻も早い完成を請負業者に促しましたが、請負業者としてもいかようにもできず、不可抗力のやむを得ない工事管理の結果、適切な事務手続が行えなかったものです。

現在、鹿児島県に状況報告を改めて精査いただいているところであり、本町としては今後の事務は国、県の指導を仰ぎ、真摯に対応をしております。関係の皆様大変御迷惑をおかけしますが、ぜひ事情を御推察いただきたいと思います。

最後に、小笠原諸島の海底火山の噴火で発生した軽石が、沖縄を中心に被害をもたらしています。本町においても、黒潮の潮流に乗って漂着情報があるようです。幸い、現時点では少量のようですが、漂着場所が拡大しているようですので、関係機関とも連絡を密に対応をしております。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

#### ○議長（石田尾茂樹君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 認定第5号 令和2年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第6 認定第6号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第7 認定第7号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

- △ 日程第 8 認定第 8 号 令和 2 年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第 9 認定第 9 号 令和 2 年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第 10 認定第 10 号 令和 2 年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第 5、認定第 5 号、令和 2 年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 10、認定第 10 号、令和 2 年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 6 件を一括議題とします。

この 6 件については、決算審査特別委員会への付託案件であります。

これから決算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

○決算審査特別委員長（榎 光徳君）

皆さん、おはようございます。

令和 2 年度決算審査特別委員会の審査報告を行います。

当委員会に付託された案件は、認定第 5 号、令和 2 年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第 6 号、令和 2 年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 7 号、令和 2 年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 8 号、令和 2 年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 9 号、令和 2 年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 10 号、令和 2 年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての 6 件でありました。

当委員会は、去る 10 月 27 日午前 10 時より議会第 2 委員会室において、審査日程、現地調査、審査方法等についての説明を行った後、審査を行い、議案審査を開始いたしました。

審査の方法については、職員の配置と事務分掌、事業効果に関する調書、決算資料等を参考に、所管課長、事務局長ほか担当職員の説明を受け、質疑を行いながら慎重に審査を行いました。

また、現地調査についても、去る 11 月 16 日、口永良部島地内の湯向温泉建て替え予定地ほか 7 件を、11 月 25 日には本島内の林道北部線ほか 7 件について、担当課長、職員立会いの下、関係資料、図面等を照合しながら、適正に執行されているかどうかを調査いたしました。

それでは、議案審査の主な内容について御報告申し上げます。

まず、地域住民課については、コロナ禍で総合センター等の使用が減っているのではないか。また、耐震診断の結果と対応の質疑に対し、使用率は総体的に見ると5%程度の減である。耐震診断については、安全指標に達していないところもあるが、建て替えとなると莫大な経費がかかることから、緊急的な補修を行いながら使用していく方向であるとの回答がなされました。

福祉支援課では、屋根つきゲートボール場の使用料について、8万7,000円は安くないか。維持管理費に約17万円も要しているようだがとの質疑に対し、コロナの影響で使用率が低かった。令和元年度は10万2,000円だったとの回答もありました。

また、高齢者福祉バスについて、北部地区は利便性が悪いと聞いているが、検証はされているのかとの質疑に対し、バス利用証の地区別発行数やアンケート調査等を行いながら把握している。また、高速船の最終便を利用して帰島した場合、永田方面まで帰る便がないことも分かっているとの回答がなされました。

健康長寿課については、コロナ対策について、病院側から島内に宿泊療養施設がほしいとの要望はなかったのかとの質疑に対し、基本的には宿泊療養施設は県が設置する。種子島でホテル1棟を借りたが、かなりの高額となったようです。屋久島でも要望したが、風評被害を気にし、希望する施設がなかった。鹿児島市内では、かなりの空き状況があり、8月のクラスターや10月に発生した患者についてもヘリ搬送したとの回答であった。

また、国民健康保険事業、介護保険事業、診療所事業、後期高齢者医療事業のそれぞれの特別会計についても審査を行いました。

観光まちづくり課では、世界自然遺産登録30周年を迎えるが、白神山地との共同企画はないのかとの質疑に対し、弘前市、西目屋村が実行委員会を立ち上げており、本町も誘いを受けている。先般、ウェブ会議で打ち合わせをしたところであり、内容は今後詰めていくとの回答がなされました。

また、青少年旅行村の維持管理に関する事、屋久島総合自然公園の土地の借地に関する質疑も出されましたが、いずれも検討中あるいは交渉中とのことで、昨年同様の回答であった。

教育総務課では、ニュージーランドへの国際人材派遣事業について意見が交わされ、姉妹木盟約を締結した当時の民間団体が消滅したと聞いており、交流目的の事業は難しいと考えている。正式に決定していることではないが、ニュージーランドに限らず、国内には留学生をたくさん受け入れている大学もあり、夏休み中とか体験入学みたいなことをさせ交流することで国際感覚を磨くことにつながるのではないかという見解が示されました。

続いて、社会教育課では、コロナ感染の影響により、文化協会の活動発表の場が少なくなり、芸能祭は中止になったが、文化祭についてはコロナリスク調整の上、観客を入れて1月に開催したい考えであること。また、町内公民館の空調設備については、令和3年度の1か所を含め全て完了したこと。成人式の対象年齢は、18歳と20歳の両論あったが、20歳で実施する方向であること等が明らかにされました。

続いて、生活環境課では、旧焼却場の宮之浦と尾之間の委託料の積算根拠はとの質疑に対し、宮之浦は1名で、尾之間は水洗い処理があるので2名で積算し、運搬距離に応じた経費を加えているとの回答であったが、これに対し、ほかの委員からも安全管理上、宮之浦焼却場も2名体制にすべきではないかとの意見が出された。

続いて、不快害虫が増えているが実態はどうか。今、大規模な駆除をするべきではないのかとの質疑に対し、業者に委託し薬剤散布を行うなど対応しているが、農薬なので大規模に行うとなると、畑や子供等への対応を検討する必要がある。害虫の発生には周期があるように感じているが、希望者には2週間に1袋の薬剤を配付しているとの回答がなされました。

次に、簡易水道事業特別会計では、課長より事業の概要と施設設備工事の経過についての説明がなされ、質疑応答に入りましたが、冒頭、課長より工事の一部について年度内に完成せず、年度を超えての完了となってしまったとの報告がなされました。

このことについて業者に確認をしたところ、コロナ感染の影響で一定期間作業ができなかったこと、天候不良による長雨や土砂の流出による影響があったこと、島内の宿泊施設の確保ができず作業員が増やせなかったこと等により工事が遅れたとの理由が示されました。

また、町の対応として、再三、工事を急ぐよう業者に指示をしたが、口永良部島ということもあり、担当者が現場確認や進捗状況の把握ができず、工事が遅延してしまったとの報告もありました。

いずれにしても現場確認の不足や工事延期などの事務手続を怠った事務方の不手際であり、深く反省している。また、報告が遅れたことについてもおわびを申し上げるという内容の説明がなされました。

これを受け委員から、理解しがたい、工事完成日はいつだったのか、実際、完了したのはいつだったのか、検査はいつしたのかなど、様々な意見が交わされました。

これらの質疑を受け、担当課長より完成検査日は3月26日であったが、実際完了したのは8月末であり、9月に確認をしたことが明らかになりました。

続いて、総務課では、委員より防災対策としての段ボールベッドと保存食の保管についての質疑があり、段ボールベッドの総務課分は旧小瀬田中学校で、福祉支援課分は、北部、南部の社会福祉協議会で保管している。備蓄品については、町内6か所の体育館



や公民館、出張所で、また、口永良部島は避難所で保管しているとの回答がありました。

委員より口永良部島光ケーブルの完成予定と口永良部島から西部林道への電波で携帯が使えないかとの質疑では、完成日は9月の予定で事故繰越手続を行う。西部林道での携帯については、相談中であるとの回答がなされました。

産業振興課では、鹿の有害駆除・捕獲に関する件や林業振興策について地杉の苗木植栽や戦略産品輸送に対する支援事業等、様々な質疑が交わされました。

また、松くい虫防除については、町内至るところに蔓延しており、100%対応するのは財政的にも厳しい。当然、所有者が処理していかなければいけないが、町としては、道路、家屋、施設等に倒れたときや、高齢者等については優先的に対応していくとの考えが示されました。

建設課では、住宅料について、滞納者の不納欠損処分や徴収体制の在り方について質疑が交わされ、職場や連帯保証人へ相談するなど引き続き努力をしていただきたい旨の意見が出されました。

政策推進課では、奄美沖縄航路のマルエーフェリー（株）の運航について、今後どのように推移していくのかとの質疑で、町としては来年度以降も引き続き継続していただくよう要望しているとの回答であった。

また、離島割引カードについて、町内に住所がなくても適用となっている学生等の割合はどれぐらいなのかとの質疑に対し、申請者数は187名であるが、有効者数は127名であるとの回答が出されました。

また、旧一湊中学校の管理について、改善がなされていないようだがとの指摘に対し、今後も引き続き指導していきたいとの回答がなされました。

以上の審査を経て、討論、採決を行った結果、認定第5号及び認定第7号から認定第10号については、いずれも認定すべきものと決定いたしました。認定第6号については、業者へのペナルティーや職員に対する対応等についての反対討論が出され、採決の結果、賛成者起立少数により不認定と決定いたしました。

引き続き当委員会では、去る11月16日及び11月25日の両日、口永良部島地内及び本島内の16か所について書類審査において確認しがたい部分について現地調査を行い、確認をしたところであります。

最後に、今回の審査においても、その着眼点としては、昨今の厳しい財政状況の中、いかに効率的、そして、無理無駄のない町民目線に立った行政運営が行われているか、どのような行政効果があらわれているか等でありました。

幾つかの課においては、まだまだ改善すべき点や、これまで幾度となく指摘したにもかかわらず、改善されていない部分や見直すべき事項も見受けられました。

特に、認定第6号については、これまでの報告でも明らかになりましたように、一部

職員の不適切な対応により多くの町民や町内外に大きな失墜を与えることになりました。

第一次的な要因は、業者側にあったとしても、それを監督する町長を始め職員の責任は多大なものがあると思っております。今後は、事のてんまつをつまびらかにし、二度とこのようなことが起こらないよう、職員一同襟を正し、再発防止に最善の努力をしていただきますよう強く望むものであります。

今回の審査に当たり、御協力いただいた各課事務局、現地調査に同行していただいた職員の皆様にお礼を申し上げ、令和2年度決算審査特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、決算審査特別委員長の報告は終わりました。

これより決算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、1件ずつ討論、採決を行います。

まず始めに、認定第5号、令和2年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第5号、令和2年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、電子採決によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れはありませんか。間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、令和2年度屋久島町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第6号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、電子採決によって行います。

この決算に対する委員長の報告は不認定とするものです。

したがって、原案について採決します。

原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。（発言する者あり）決算に対して賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンということです。（発言する者あり）原案に対する、委員長の不認定とは関係ないです。不認定でしたが、原案に賛成するのか、反対するのかという判断です。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはございませんか。

これで締め切ります。

賛成少数です。

したがって、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は認定しないことに決定いたしました。

次に、認定第7号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第7号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

御異議なしと認めます。

したがって、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第8号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第9号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついてを採決いたします。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第10号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

△ 日程第11 承認第7号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項報告承認について

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第11、承認第7号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項報告承認についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和3年第4回屋久島町議会定例会に提案いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、承認案1件、契約案1件、条例改正案2件、補正予算案7件、同意案3件の計14件であります。

それでは、議事日程に従いまして御説明いたします。

まず、承認第7号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項報告承認につきましては、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に向け、必要な体制整備を迅速に行うため国庫支出金を財源に、ワクチン接種業務、コールセンター業務に係る経費などを計上いたしました。

歳入歳出それぞれ3,003万4,000円を追加し、予算の総額を112億5,694万5,000円とする補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（岩川卓誉君）

質疑させてください。

この新型コロナウイルスワクチンの3回目接種なんですけれども、先程の行政報告の中で、令和4年の9月までに3回目の希望される方々の接種を行うということだったんですけど、それで間違いないかということと、あとごめんなさい、まだ1回も打っていない人もこれからもし希望されれば、今回のこのワクチンの供給でその1回目、2回目、3回目というところまで、この9月までに打てるというふうに考えてよろしいのか、その点お聞かせください。お願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

この事業実施期間9月末まででございます。今回、専決していただく予算につきましては、3月までの予算となります。また当初予算のほうで4月以降の予算は計上する見込みでございます。

あとこれまで1回も、2回目も打っていない、1回も打っていないという方がいらっしゃいます。その方々につきましては、3回目の接種に併せて接種が可能となりますので、その分につきましては、今月号の町報でもまた掲載をしておりますので、随時、役

場のほうで受け付けております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○7番（岩山鶴美君）

歳出のところで、予防接種被害調査委員報酬が出ています。これは何人、委員が何人で、その調査内容がどのようなものであったかというのを教えていただきたいと思います。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

予算に計上しております委員につきましては5名分でございます。

内容といたしましては、コロナワクチン接種後の健康被害があった場合に、その部分の関連性、ワクチンとの関連性等を調査をして、国の救済制度に該当するかどうかの検討をする会議でございます。これまで1、2回目につきましては、予算計上しておりますが、1件の申請もなくて会議は行っておりません。

○7番（岩山鶴美君）

調査内容というのは、その会議においてそういう状況が分かったということですか。どういうふうに、どういうアンケートじゃないですけど、その連絡があったり、その被害調査、その内容、ちょっと分かりにくかったんですが、ごめんなさい。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

この調査委員会につきましては、ワクチンの健康被害が生じた場合に、その症例に対して専門家を交えて協議をする、調査をするという会議でございます。そういう申請がない場合には開催はしておりません。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（渡邊博之君）

予算書のページ17ページです。目の6で。

○議長（石田尾茂樹君）

それはまだです。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっています承認第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

承認第7号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論と採決を行います。

承認第7号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第7号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項報告承認についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

△ 日程第12 議案第89号 岳南中学校大規模改修工事（建築  
1工区）請負変更契約の締結につ  
いて

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第12、議案第89号、岳南中学校大規模改修工事（建築1工区）請負変更契約の締結についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、議案第89号について御説明いたします。



議案第89号、岳南中学校大規模改修工事（建築1工区）請負変更契約の締結につきましては、外壁補修箇所の追加、柱部の構造体補修などの設計変更に伴い、当初請負契約金額8,187万3,000円に1,380万9,000円を増額し、9,568万2,000円に変更しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（真邊真紀君）

変更理由が、1から13まで並べてありますけれども、この金額の内訳をお聞かせください。

1,300万円、1,400万円弱ですよ。かなりの変更だと思います、増のほうの。これもとも改修のための設計をしているはずなんですけれども、この設計にもかなりお金がかかっているはずなんです、なぜここまで、もう見ていると最初から分かっているのではないかという項目も上げられております。

これは、私たちが議会で最初に約8,000万円承認して、その後に変更契約で増えるというのはかなりありますが、かなりざっくりした設計されているのかなというふうにか思えないんですね。この辺、その最初に聞いた金額の内訳と、最初の設計は一体何だったのかというところをお聞かせください、まず。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

○建設課長（日高一成君）

今13項目ありますが、一番お金がかかっているのが、9番目の外壁補修箇所の追加と11番目の柱部の構造体補修が、この1,300万円のうちほぼ1,000万円ぐらいかかっております。

当初の設計は、設計会社に委託しておりますが、この外壁、まず9番目の外壁補修箇所があります。これは、岳南中学校は3階建てであります。足場を組まないことには、2階以上のそういう補修箇所に該当するところが発見できなかったということでありませぬ。

ですので、当初は目線、自分の高さぐらいで裏表を見て500か所程度の補修箇所ということで設計しておりましたが、足場を組んだ際、詳細な点検をしたところ2,000か所に増えました。それで、工事費が多くなったということです。

それと、柱部分は、これはちょっと当初の工事がちょっとずさんといえずさんだっ

たんですけど、2階と3階のコンクリート、この柱の2階と3階目の打ち継ぎ目部分のところが、そこにちゃんとコンクリートが達していなかったと。

コンクリートを打つ場合に、1階打って、2階の部分をつつときに、2階の上部からコンクリートを打つんですが、その柱の中に。そこにコンクリートを流し込むんですけど、そこにきれいにバイブレーターというか、振動させてその下まで達するように施工しないとイケなかったんですけど、そこがその当時はどうだったか分からないんですけど、ちゃんとできていなかった。1階と2階のその隙間のところが二、三センチほど碎石はあったんですけど、隅々までコンクリートがいていなかったというのが調査の段階で判明しました。

それが10か所程度あって、そこに新たに金額は高いんですが、無収縮のグラウト材を注入したと。モルタルというか、流動化性のコンクリートを注入して構造的に丈夫にしたと。その9番と、この11番のやつが、ほぼほぼ1,000万円ぐらいのお金であります。

これは、詳細な点検をしなかった、詳細な点検後に判明したということで、仕方がないというか、ちゃんとしないと構造的にもちませんので、これはやむを得ない変更だったのではないかとはおもっております。

以上です。

**○5番（真邊真紀君）**

見ていると、9と11は確かにやってみないと分からないんだろなという箇所、金額がかかってもそれは仕方ないと思うんですね。なんで、この金額の内訳を書いただけだと、そういう不可抗力的な部分が増額になったんだということがはっきり分かりますので、事前を知ることができれば、こういう質問もありませんので、よろしくお願ひします。

工期が、一応1月28日完成期限になっておりますけれども、これはこれだけ変更してありますが、この1月28日までに終わるんでしょうか。

**○議長（石田尾茂樹君）**

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

**○建設課長（日高一成君）**

もう十分間に合います。

**○議長（石田尾茂樹君）**

ほかに質疑はございませんか。

**○15番（大角利成君）**

確認をさせていただきます。

今ありましたように、1,300万円を超す変更契約であります。改修事業ですから、課長の答弁にありましたように、改修をやっている最中に、その都度その都度、出てくる

ことは、新たなことが出てくることは理解をしているつもりです。

今、岳南中学校の工事の現場を見させてもらいましたが、ほぼ足場ももう撤去しているような状況であります。今回のこの補正分で、これからなされる工事というのは13万円ぐらいなのかなとは思いますが、全て完了なのか、一部残っているのか、それだけお尋ねします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

○建設課長（日高一成君）

今、議員おっしゃったとおり、13万円ぐらいの外構工事のみであります。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第89号、岳南中学校大規模改修工事（建築1工区）請負変更契約の締結については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第89号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第89号、岳南中学校大規模改修工事（建築1工区）請負変更契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第89号、岳南中学校大規模改修工事（建築1工区）請負変更契約の締

結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時58分

---

再開 午前11時10分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

- △ 日程第13 議案第90号 屋久島町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部改正について
- △ 日程第14 議案第91号 屋久島町国民健康保険条例の一部改  
正について
- △ 日程第15 議案第92号 令和3年度屋久島町一般会計補正予  
算（第8号）について
- △ 日程第16 議案第93号 令和3年度屋久島町上水道事業特別  
会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第17 議案第94号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特  
別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第18 議案第95号 令和3年度屋久島町国民健康保険事  
業特別会計補正予算（第2号）につ  
いて
- △ 日程第19 議案第96号 令和3年度屋久島町介護保険事業特  
別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第20 議案第97号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会  
計補正予算（第3号）について
- △ 日程第21 議案第98号 令和3年度屋久島町電気事業特別会  
計補正予算（第2号）について

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第13、議案第90号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第21、議案第98号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの9件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、議案第90号から議案第98号について御説明いたします。

次に、議案第90号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましても、屋久島町ごみ処理施設整備事業者選定委員会を設置することに伴い、委員の報酬額を定めるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第91号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正につきましても、健康保険法施行令が一部改正されたことにより、出産育児一時金の額を40万4,000円から40万8,000円に改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第92号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）につきましても、歳出予算については全体的な事項として、執行残などの減額と新たに必要となった施策の実施に伴う経費の増額などに対応いたしました。目的別につきましても、総務費では、だいき寄附金への寄附者に対する返礼に係る経費、移住者で住宅を取得された方への補助、漁業者への燃料費の補助、今後の計画的な公共施設整備を見据えた基金への積立てに係る経費などを、民生費では、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた子育て世帯への臨時特別給付金、生活保護費の実績に伴う返還金などを、衛生費では、最終処分場の延命化を図るため、し尿処理施設焼却灰処分委託に係る経費などを、農林水産業費では、認定農業者支援のための特認事業、鳥獣被害対策実践事業、島内産材需要拡大対策事業などの各種補助に対する経費などを、商工費では、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金の市町村負担に要する経費などを、土木費では、道路維持や危険箇所の修繕、橋梁の補修、町営住宅の維持管理などに要する経費などを、消防費では、防災無線中継局の修繕や消火栓の維持管理に要する経費などを、教育費では、金岳小学校体育館屋根防水工事、町内各小学校の各種修繕や不用品の処分に要する経費、八幡幼稚園の修繕に要する経費などを、災害復旧費では、環境省との協議による永田いなか浜修景施設の復旧、林道において、湯泊線、大久保線、栗生線、河川では、中間の水無川など、災害復旧に要する経費を計上いたしました。財源としましては、地方交付税、国庫支出金、基金繰入金などを充て、歳入歳出それぞれ4億4,199万7,000円を追加し、予算の総額を116億9,894万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第93号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）につ

きましては、収益的収入及び支出において、収入は、会計年度任用職員の共済掛金をその他の営業収益として148万円を追加し、水道事業収益の総額を2億5,685万3,000円にしようとするものであり、支出は、職員の児童手当及び会計年度任用職員共済組合負担金の増額など、100万円を追加し、水道事業費の総額を4億3,548万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第94号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定に要する経費の財源220万円を一般会計繰入金から公営企業会計適用債へ変更するとともに、簡易水道施設管理費の事業費調整を行いました。

なお、予算の総額は変更ありません。

次に、議案第95号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増加に伴う経費を計上いたしました。財源としましては、県支出金の保険給付費等交付金を充て、歳入歳出それぞれ1億3,837万円を追加し、予算の総額を19億8,785万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第96号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、制度改正による地域密着型介護サービス及び施設介護サービスの負担金の増加に伴う経費を計上いたしました。財源としましては、介護保険料、国庫支出金などを充て、歳入歳出それぞれ216万7,000円を追加し、予算の総額を15億2,273万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第97号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入及び支出において、収入は、運行収益、国庫補助金など、2,203万7,000円を追加し、船舶事業収益的収入の総額を3億9,306万1,000円に、支出は、燃料価格の高騰、会計年度任用職員人件費の増額など、2,215万2,000円を追加し、船舶事業収益的支出の総額を3億9,298万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第98号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、資本的収入及び支出において、当年度損益勘定留保資金を4,000万円から3,537万5,000円に変更し、資本的収入において、宮之浦出張所浄化槽の改修に二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金の採択を受けたことから、462万5,000円を追加し、資本的収入の総額を462万5,000円にしようとするものであります。

なお、資本的支出の総額は変更ありません。

以上で説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ 8 番（渡邊千護君）

総括ですね。

○議長（石田尾茂樹君）

総括です。

○ 8 番（渡邊千護君）

先程、町長、行政報告でもありましたけれども、口永良部島の水道施設整備事業についてですけれども、実際に適切な事務処理ができなかったと先程報告ありましたけれども、口永良部島の水道施設設備工事については、事実と違った報告が国になされたという問題が今発生しております。その発生した以降、県と国に対して、今年9月に工事が完成したという事実即した事業実績報告書を既にもう提出したのかどうかを確認したいんですが。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○生活環境課長（矢野和好君）

ただいまの御質問ですが、ただいま県と協議をしております、それが整い次第、提出するということになっておりますので、ただいま調整中ということでございます。

○議長（石田尾茂樹君）

千護議員、議案に対する総括質疑なので御理解ください。

○ 8 番（渡邊千護君）

はい。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○ 15 番（大角利成君）

二、三点、お尋ねをします。

一般会計、18ページです。3出張所の宿直守衛業務を廃止しておりますけれども、この新しいシステムを導入してから問題等は生じてないのか。施設利用者、町民とのトラブル等はなかったのかどうかをお尋ねします。

次、35ページ。学校給食費の関係ですが、備品購入費600万円程度を減額いたしておりますが、これは執行残なのか、その内容をお聞かせください。

それから、最後、船舶事業特別会計、ありがたいことに運行収益増額を見込んでおりますが、これは、種子島そして口永良部島双方とも増収傾向にあるのかということをお聞かせください。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○町民課長兼地域住民課長（中村一久君）

大角議員の宿直業務終了に伴う質問にお答えいたします。

宮之浦出張所が8月から、安房、尾之間出張所は9月から宿直がないということになっていますが、今のところ、町民の方々とか、別に不備があるとか、そういうお声は来ておりません。

以上です。

○教育総務課長（長 美佐子君）

大角議員の質問にお答えいたします。

35ページの備品購入費の件ですが、執行残となっております。

もう一つ、新たに、金岳調理場に家庭用の冷蔵庫を1台購入する予定です。

以上です。

○政策推進課長（三角謙二君）

大角議員の御質問であります。フェリー太陽Ⅱ船舶事業の営業収益の増につきましては、当初予算を見積もる段階では、昨年度の実績と、今年度もコロナの影響等が大きいだらうということで、収益については、過小というか、少なめに積算しておりましたが、今年度については、特に自動車航送料がかなり伸びております。影響としましては、恐らく公共事業の増に伴う屋久島口永良部間のトラック等の航送料が伸びておまして、その分も大きくなっております。それに伴いまして、貨物の収益についても伸びてきておまして、今回補正で対応しているところであります。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○4番（中馬慎一郎君）

議案92号の一般会計からの質問というか、確認なんです。36ページ、災害復旧のところ、永田いなか浜の修景施設の修繕があります。説明によると環境省との協議によるということなんです。これは町の単独でやるんでしょうか。それと、当初確認したところ、いなか浜に降りていく、階段付近の砂の削れたところと聞いていたんですが、作業場所の確認をお願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの御質問にお答えいたします。



この件につきましては、令和2年度の台風9号災害であります永田いなか浜修景施設復旧工事の追加工事であります。今回、環境省との協議により施工範囲の増ということになりました。今回の増額理由といたしまして、大きく2点ございまして、1点目が、建設課のほうで当初、概算設計をしたところ、石積みで平米3万3,000円という見積もりで、積算でございましたが、環境省との協議によりまして、環境に配慮したものということから、ブロック積みへと変更になりまして、それをコンサルにより詳細設計をしましたところ、平米4万7,000円となったところであります。

もう1点が、根入れの部分と申しますか、砂地に接する部分が伸びたことにより、当初の138m<sup>2</sup>から290m<sup>2</sup>と面積が倍以上になったために、今回の2,100万円の計上となっております。

最初、御質問のあった単独ということには、変わりはありません。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに、ほかに質疑はございませんか。

○15番（大角利成君）

今の答弁を聞いていて、私、ちょっと腑に落ちないんですが、環境省との協議で、相手方が町が提案した石積みではなくて、ブロックということなんですが、ブロックに色がつくんでしょうか。私の考えでは、ブロックよりかは石積みのほうが環境に優しい施工のような気がするんですが、そこら辺はどうですか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

材料自体もそんなに変わったんですけども、色自体もちょっと見えにくいと思いますが、このように、最初の予定していたものからは、変わったという点がございまして。そうですね、協議によって、このように環境に配慮したものというふうに変わってきたということなんです。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○1番（岩川卓誉君）

私も今の質問に関連して、大角議員もおっしゃるとおり、僕も石積みのほうが環境にはいいのかなって、個人的には思っているんですけど、環境省のほうからの申入れで増額をされたということだったんですけど、やはり、この件に関して、環境省のほうも負担をしていただくべきではないかなと思います。2,100万円という大きな金額ですし、町としては、災害復旧箇所は、この範囲であるという判断で、当初予算を計上していたと思うんですけども、少ないほうの予算をですね。そこに、環境省がそれを言ったことによって、2,100万円まで増えたということであれば、全額を町が負担するという形は、ちょっとどうなのかなというふうに思いました。以上です。その点についてお考え

をお聞かせいただければと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

おっしゃるとおり、当初うちの見積もりが甘かったと言われれば、それまでなんですけども、環境省との協議で、このような結果となっておりますので、町としましても、できるだけ持ち出しをしない形ではお願いしたいかと思いますが、今のところは、もう、単独ということになっていることです。

○町長（荒木耕治君）

今、補足でちょっとしますけれども、今、両議員が言われるように、自然工法的に石積みというのがベストだろうということで、私も、環境省にそういうことで、もう一遍、環境省と話をしなさいという指示もいたしました。災害復旧工事ですから、今までは、災害復旧工事というのは、港湾でも何でもそうですけど、原状に復旧するというのが今までの災害復旧なんです。だけど、今、私がずっと言ってきたのは、原状復帰では、今まで以上の温暖化とか、要するに波高が高くなったり、それだとまた同じものが来たらまた壊れるじゃないですかということで、それを補強するようにして、その補強まで災害で見てくださいよという話を今してしまして、そういう話からすると、国も今そういう方向でという話はしていますけれども、今度の災害のところも、当初は砂浜に降りていく階段の部分が壊れていたんで、そこを最初やろうということだったんですが、今、言われるように、サイド、かなり横のほうも、そういうことで崩れてきていましたんで、多分、今度来たときには、またそこもやられるだろうと、だから、そういうふうにして、どうせやるなら少し延ばしてやろうという考え。なかなか何でその色にしたのかということは、環境省も色々今までやってきましたけど、なかなか聞き入れてくれません。というのは、荒川道路のパイプで、白いガードパイプをつけるのを、あれを環境省が今度はえんじにしろみたいなことで、なかなか、そういう環境省の色みたいなことを、なかなか聞き入れてくれないというのがありますが、しかし、私どもの島は私どもの島で、そういう自然工法によってやりたいということは今も申し上げていますし、これからも、そういうふうには、言いなりに決まっているわけではございませんので、そういうことはまた言って、お金の面に関しても、幾らかの応分のものは出していただくように、努力はしていきたいというふうに思っております。

○1番（岩川卓誉君）

今、町長おっしゃったように、国立公園内の配色の指定が環境省からある関係で、ここの工事だけじゃないと思うんです。今、おっしゃったみたいに、ほかの工事も、山間部の山のネットとかも、昔は灰色っぽいやつで作っていたけども、茶色にしてください

つって、それだけでも材料費が掛ける1.1になったりとか、そういう形で、どんどん上がってきている分については、引き続き本当に町長にも環境省のほうに、そういった応分の負担というものを求めていただければと思います。以上です。

議長、引き続き、ほかのことを質問してもよろしいですか。

○議長（石田尾茂樹君）

どうぞ。

○1番（岩川卓誉君）

一般財源の21ページなんですけれども、目の6介護保険事業費の中で、訪問看護員の研修事業運営補助金が減額になっているという点につきまして、この介護の人材も不足している中で、この補助金を減額して、そういった介護員の研修に対して悪影響はなかったのかというところを1点お伺いしたいのと、ごめんなさい、もう一つ、あります。31ページの目3教育振興費の負担金なんですけれども、ここに（財）自治体国際化協会負担金という、協会に対して負担金を出すという予算が46万4,000円上がっているんですが、これはどのような協会になるのかということをお聞かせください。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

岩川卓誉君、自分の所管の総務文教の部分を質問したんじゃないですか。

○1番（岩川卓誉君）

そうなんです。

○議長（石田尾茂樹君）

はい。

○1番（岩川卓誉君）

ごめんなさい。じゃあ。

○議長（石田尾茂樹君）

委員会付託があるので。

○1番（岩川卓誉君）

なしで、はい。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

岩川議員の介護保険事業費の訪問看護員の研修事業運営補助金の件についてお答えいたします。

まず、訪問看護員の研修事業を、今年度また新規事業で新たにしようとしたんですが、コロナの影響もありまして、訪問看護員の新人研修会が実施できなかったということもありまして、今回、やむなく執行残を落とす形になったということでもあります。また来年度も引き続き研修会を実施していこうと考えております。

以上です。

○1番（岩川卓誉君）

ありがとうございます。この研修会は、3月まで絶対できないみたいなスケジュール。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

この研修会は鹿児島から講師を呼んできて研修会するものですから、その期間が10月までになっているんですよ。その中での研修会でありましたので、今回、開催ができなかったということでもあります。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○9番（榎 光徳君）

1点だけ、ちょっと確認をさせてください。

21ページの敬老祝い金なんですけど、33万円減額していますけれども、これは単に9月で決定しての不用額ということなんじゃないかな。

それと、29ページの工事請負費のインフラ工作物が3か所ほど出ていますが、これの内容を教えてください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの榎議員の御質問にお答えします。

敬老祝い金につきましては、減額を行っています。これは実績に伴い、不用額につきまして、落とさせていただきました。

以上です。

○建設課長（日高一成君）

730万円の増額なんですけど、城之川橋がですね、工種を言ったほうがいいですかね。

（発言する者あり）車道と橋梁との継ぎ手の、その工事を今回補正でお願いをしていたんですが、補正の前取りということで、執行残等もありましたので、その分の追加ということで、城之川は行っております。湯川、樋之口橋に関しては、桁の損傷箇所が若干多めにありまして、その補修工事の増ということになっております。

以上でよろしかったでしょうか。

○9番（榎 光徳君）

敬老祝い金をなぜ聞いたかというのと、敬老祝い金、以前は色々、これも時代の流れで、色々な支給の仕方についてもそうですし、変わってきたわけですけど、昔は敬老年金で、たしか毎年みんな配っていたと思うんですが、それが節目支給というようなことになって、5歳刻みですか、75、80とか、そういう支給になってきて、だんだんそういうこと

になってきたと。それと、これ社会福祉協議会の主催だったと思うんですが、例えば、合同金婚式とか、そういうこともありました。だけど、そういったことも、現在はもう行われておりません。時代の流れなのか知りませんが、やっぱり高齢者にとっては、そういうまた一つの生きる喜びというのか、そういったのもまたあっていいのかなという思いがあるんですが、そこら辺、町長、どんな考えですか。社協の主催ということもあったんでしょうけれども。

○町長（荒木耕治君）

少子高齢化で年寄りは大変多くなってきて、金婚式でもかなりの数になってきて、その社会福祉協議会でやる時は、なかなかたくさんになってきたというのが一方であったみたいです。ですから、私個人は、お年寄りをといますか、もう私もそういう仲間に入っていきますから、大事にはしたいという気持ちはあります。ですが、今、そういうことより、生まれてくる側、子育て、そういうところに、今、そういう予算を今出生祝いだとか、教育費だとか、そういうところに、これからやっぱり生まれてくるほうも大事にしないと、屋久島も少子化がどんどん、人口減が進んでいくというのもありまして、今現状、そういうふうに進んでいるということです。ですから、財源的に余裕があれば、また100歳のお祝い金とか、そういうものも増額をしていくということは全然考えていないわけではありません。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。ほかに。

○10番（緒方健太君）

一般会計のほうから、31ページです。

目の教育振興費、節の委託料、スクールバス運行业務委託料の891万円の減額の理由。それと、その下の負担金、自治体国際化協力金負担金の内容を教えてください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○教育総務課長（長 美佐子君）

スクールバスの委託料の減額につきましては、事業の確定により、当初よりも運行距離が短くで済んでいたということで、減額となっております。

もう一つ、国際自治体化協会の負担金なんですが、ALTを迎えるために、この協会のほうに負担金を出しております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに、ほかにございませんか。

○14番（渡邊博之君）

1点だけお尋ねをします。

23ページの民生費の生活保護総務費に関しますけれども、説明の中で、国庫支出金過年度精算返納金というものがありますけれども、この内訳を教えてくださいと思いますが。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの生活保護総務費のうち、国庫支出金過年度精算返納金という4,400万円の分ということですが、この生活保護費につきましては、総額毎年4億円ほどの、3億円から4億円の金額が生活保護費の支給として支出されております。これにつきましては、国の補助が4分の3ございます。そのうち、半分が医療費ということでございまして、残りが生活に関わる部分です。生活部分につきましては、大体生活の金額というのは、ほとんど変動がございまして、約250名ほどの生活保護者の生活費についてを2億円程度で賄っております。残りの部分の医療費につきましては、非常に変動が大きいんですが、今回のコロナの令和2年度のコロナの関係で、医療に関わる経費が大幅に減額されているというのが実情でございまして、そのことに関しまして、国より一定額の補助を想定をした形で受けておりましたが、実質は医療費が使われなかったということに起因しまして、大幅な返金を4,400万円で行うものでございまして、実質先行して4,400万円は国から受けているものでございまして、今回の補正で計上させていただきました。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○11番（高橋義友君）

所管が違いますんで1件だけお聞きします。

一般会計の支出のページは27ページで、農林水産業費の目の林業総務費の中で、矢筈公園のトイレ、100万円の補修費が出ておりますけれども、今どのような状態で、今後、ここをどのようにしていくのか、分かる範囲で教えて。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、矢筈公園、管理棟それからトイレがあったんですが、町の方針としましては、もう、かなり年数のたっている施設であるので、公共施設の管理計画の中では壊していくという方針を出しておりました。その中で、集落のほうで、矢筈周辺を整備をして観光客を呼びたいという計画がありまして、今、集落のほうで、展望所も遊歩道を整備をして上げるようになっております。それに伴いまして、駐車場それから管理棟周辺を集

落のほうで整備をしまして、また、あそこの施設を使いたいという申出がありましたので、トイレ等がもうドアが壊れたりしておりましたので、一応、町のほうとしては、使えるような状況に修繕をしまして、あとの管理については集落で実施してもらうというような、今、協議をしております。そのための修繕費を100万円計上させていただいております。

以上です。

○11番（高橋義友君）

管理棟に附随しているトイレということですよね。そしたら、途中にあるトイレは、そこは全然しないということですか。

矢筈公園には2か所トイレありますよね。今、100万円は管理棟に附随しているちっちゃいトイレであって、大きい中間にある途中のトイレは全然手つけないということですか。どうですか。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

矢筈神社の駐車場近くにあるトイレにつきましては、現在も使用ができる状況ですので、そのトイレについては、今回の修繕費には含まれておりません。

○11番（高橋義友君）

最後ですけども、できたら、トイレの便座は変えますか。変えるのであれば、できたら、今の洋式のほうに取り替えてほしいんですが。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

そういう要望も参っておりますので、全てを洋式化する、当然、水洗にはなりませんけれども、簡易のもので、予算内で通るのかどうか、そこら辺は、今後協議をして、できるだけ、外国人等も増えておりますので、洋式化に向けて取り組んでみたいと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに、ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号、屋久島町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから議案第98号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの9件は、お手元に配付してあります議案等の委員会付託表のとおり各常任委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会が第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室をそれぞれ当てます。

△ 日程第22 同意第4号 屋久島町教育長の任命について

△ 日程第23 同意第5号 屋久島町教育委員会委員の任命について

△ 日程第24 同意第6号 屋久島町教育委員会委員の任命について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第22、同意第4号、屋久島町教育長の任命についてから日程第24、同意第6号、屋久島町教育委員会委員の任命についてまでの3件を一括議題とします。

教育長より退席の申出がありましたので、これを許可します。

[教育長退場]

○議長（石田尾茂樹君）

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、同意第4号から同意第6号につきまして、御説明をいたします。

まず、同意第4号、屋久島町教育長の任命につきましては、本年12月25日で3年の任期満了を迎える塩川文博氏を引き続き教育長として任命したいと存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

次に、同意第5号、屋久島町教育委員会委員の任命につきましては、本年12月25日で4年の任期満了を迎える佐藤明了氏を引き続き教育委員会委員として任命したいと存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

次に、同意第6号、屋久島町教育委員会委員の任命につきましては、本年9月30日をもって辞職された鎌田道隆氏の後任として、長井三郎氏を令和5年12月25日まで教育委員会委員として任命したいと存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。

御審議の上、同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（眞邊真紀君）

教育長、今回議会が同意すれば3期目に入りますけれども、屋久島町の小中学校の教員の中で、結構、今の教育体制に不満を持っておられる方がたくさんいらっしゃるんで



す。私の元に匿名の電話であったり、直接、匿名性を担保する形で自宅に来て相談をされたりとか、結構件数があるんですよ。そういうことが私の元にもたくさん来て、ほかの議員にも相談あるかと思うんですが、町のほうに、今の教育長に対して、あと、教育委員会に対して、何か先生方から御不満とか、御意見とかというのはないですか。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

私のところに、今のところ、そういう直接なことは、今のところ聞いてはおりません。

○5番（眞邊真紀君）

なかなか、先生方、教育者で、町立の学校に勤務されているという前提があって、なかなか言いにくいけれども、我慢できずに来ての方がいて、それって、氷山の一角だと思うんですよ。再任を妨げたりするものでは決してないんですけども、やっぱり、今後、小中学校のスクールバスの改善が今年がありました。それに対する追跡の調査とか、改善点があれば、改善。校則についても、一部の中学校でちょっと問題がありまして、全町で、各学校に任せるのではなくて、ある程度、音頭取りをしていただいて、きちんと小中学校の先生方にあまり負担をかけないというか、保護者とやり取りをしていると物すごいエネルギーが必要だと思うんです。なので、町がどういうふうにかえるのかって、ある程度の指針を持っていただいて、3期目一生懸命取り組んでいただきたいなと思っております。その点、よろしくをお願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

今の件は要望ということでよろしいですか。

○5番（眞邊真紀君）

はい。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。ほかに質疑はありませんか。

○14番（渡邊博之君）

教育委員会、以前、私、お願いをして聞いたことがあるんですけど、やはり、教育委員会でどんなことが話し合われて、どういう結論を得ているかという、その中身ですね。だから、議事録をというふうにお問い合わせもしましたし、たしか、存在はしていると言いましたけれども、その辺をちょっと確認をしているかどうか。議事録はちゃんと作られているかどうかですね、お聞きしたいと思います。

○教育総務課長（長 美佐子君）

定例教育委員会及び臨時教育委員会において、議事録は作成しております。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。

ほかに、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております同意第4号から同意第6号までの3件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することについて採決いたします。

お諮りします。

同意第4号から同意第6号までの3件は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第4号から同意第6号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから1件ずつ、討論、採決を行います。

まず、同意第4号、屋久島町教育長の任命について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第4号、屋久島町教育長の任命についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本件に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本件は同意することに決定いたしました。

[教育長入場]

○議長（石田尾茂樹君）

次に、同意第5号、屋久島町教育委員会委員の任命について討論を行います。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第5号、屋久島町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本件に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本件は同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号、屋久島町教育委員会委員の任命について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これから、同意第6号、屋久島町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、電子採決によって行います。

本件に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはございませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本件は同意することに決定しました。

- △ 日程第25 令和3年請願第2号 屋久島町パートナーシップ制度創設の請願
- △ 日程第26 令和3年請願第3号 町有地の町道認定に関する請願について
- △ 日程第27 令和3年陳情第10号 屋久島空港延伸に伴う施設整備への地杉材の活用に関する陳情書
- △ 日程第28 令和3年陳情第13号 テニスコート使用に関する陳情書

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第25、令和3年請願第2号、屋久島町パートナーシップ制度創設の請願から日程第28、令和3年陳情第13号、テニスコート使用に関する陳情書までの4件を一括議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました請願文書表及び陳情文書表のとおり、各委員会に付託します。

審査の場所は、議案審査と同じ場所となっております。

- △ 日程第29 発議第2号 屋久島町交通対策調査特別委員会の設置に関する決議について

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第29、大角利成君ほか2名から提出の発議第2号、屋久島町交通対策調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○15番（大角利成君）

発議第2号、屋久島町交通対策調査特別委員会の設置に関する決議について。

屋久島町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、緒方健太議員、内田正喜議員の賛同をいただき、提案いたします。

今や全国的に新型コロナウイルス感染症を原因として、各種産業に大きな影響が出ており、本町においても、特に観光業を中心とした分野で甚大なダメージとなっております。そのような中であって、観光立町を標榜する屋久島町としても、ポストコロナを見据えた迎える側としての姿勢が問われているところであり、特に、離島というハンディからも、空路、海路の交通アクセスの改善は不可欠であると考えます。したがって、空路交通施策として、ジェット機就航可能となる屋久島空港整備の早期着工促進、海路では、平成元年から超高速船ジェットfoilが就航していますが、現体制の6隻は、建

造から43年から26年が経過し、老朽化が進んでいるようです。また、平成5年就航のフェリー屋久島2も同様に老朽化が進んでいる状況下にあることから、超高速船ジェットfoil及び屋久島2の更新要請について、調査研究する必要があると思われますので、地方自治法第109条及び屋久島町議会委員会条例第5条の規定により、屋久島町交通対策調査特別委員会を設置しようとするものです。

なお、委員会の定数は8名で、調査研究が終了するまで、閉会中も継続して調査を行うものとしします。

以上、同僚議員の賛同をお願いし、趣旨説明とします。

○議長（石田尾茂樹君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっています発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決いたします。

お諮りします。

発議第2号は委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、発議第2号、屋久島町交通対策調査特別委員会の設置に関する決議について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号、屋久島町交通対策調査特別委員会の設置に関する決議について採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、屋久島町交通対策調査特別委員会の設置に関する決議については可決されました。

ただいま設置されました屋久島町交通対策調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、2番、内田正喜君、6番、相良健一郎君、7番、岩山鶴美君、9番、榎光徳君、10番、緒方健太君、12番、日高好作君、13番、岩川俊広君、15番、大角利成君、以上の8名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、屋久島町交通対策調査特別委員会の委員は、ただいま指名しました8名を選任することに決定しました。

これから委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選していただきます。

また、同条例第9条第1項の規定により、議長は屋久島町交通対策調査特別委員会の招集日を本日とし、委員会の場所を第1委員会室に定めます。

しばらく休憩いたします。

17分から再開いたします。

休憩 午後 零時07分

---

再開 午後 零時14分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

屋久島町交通対策調査特別委員会の委員長及び副委員長は、次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせいたします。

屋久島町交通対策調査特別委員会の委員長に大角利成君、同じく副委員長に内田正喜君であります。

以上であります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の会議は、12月8日午前10時から開きます。

日程は町政に対する一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 零時 15分





# 令和3年第4回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和3年12月8日



令和3年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年12月8日（水曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
4番 中馬慎一郎	<p>1. 教育施策について</p> <p>(1) 世界遺産学習全国サミットを通して、今後の教育現場への新たな取り組み等の考えはあるか。</p> <p>(2) 地産地消食育の拡充や重要性をどう捉えているか。</p> <p>(3) 教育支援センターの事業運営の方針についての見解を問う。</p> <p>(4) 教育、文化の活動団体への助成についての見解を問う。</p> <p>2. 成人式について</p> <p>(1) 成人式のコロナ対策は万全か。</p> <p>3. 業務の管理体制について</p> <p>(1) 業務に不祥事が発生した場合の再発防止に向けた管理対策、改善へ向けた取り組みについての見解を問う。</p>	<p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p>
9番 榎 光徳	<p>1. 旧宮之浦支所周辺の跡地利用計画について</p> <p>(1) 現在の進捗状況はどのようになっているか。</p> <p>(2) 現存する周辺施設の移転等どのように捉えているか。</p> <p>(3) 総合的なビジョンを策定すべきではないか。</p> <p>2. 町道等のインフラ整備について</p> <p>(1) 交通安全対策としての整備状況は充分か。</p> <p>1. センターライン、外側線</p> <p>2. 排水施設等（側溝、外蓋）</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

	<p>3. カーブミラー</p> <p>3. 里のエコツアーの推進策について</p> <p>(1) 現在、町内8集落において里めぐり推進協議会傘下のもと、里のエコツアーが展開されています。今回新たに2集落が参加予定と聞いているが、現在の協議会への補助金(50万円)を増額する考えはないか。</p>	町 長
14番 渡邊博之	<p>1. 学校教育の充実について</p> <p>(1) 教室の換気の際に蜂などが侵入しないための防止策として、網戸の設置が必要ではないでしょうか。</p> <p>(2) 学校給食費の無料化が、全国でも近隣の種子島でも広がっています。屋久島町も遅れをとってはならないと考えていますが、どうでしょうか。</p> <p>2. 馬毛島の軍事基地化に対する基本的姿勢について</p> <p>(1) 「私は以前と何一つ変わらない」とする町長の反対の態度表明に変わりはないでしょうか。また、その理由はどのような内容でしょうか。</p> <p>(2) 馬毛島の軍事基地化は、子供への影響や自然はもちろん、熊毛の文化歴史をないがしろにするに等しいと思いますが、この立場から基地問題に対する教育長の見解をお伺いします。</p> <p>3. 住民生活を守る政治について</p> <p>(1) お店が一軒もない地域の買い物困難が広がっていると認識しています。この問題に対する町長の現状認識と、考えている対応策があればお示しください。</p>	<p>教 育 長</p> <p>教 育 長 町 長</p> <p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p>

12番 日高好作	<p>1. 防災対応について</p> <p>(1) 安房川の上流、下流での砂の堆積について、防災の面からどのように考えているか伺います。</p> <p>(2) 以前、北分遣所の高台への移転についての質問で、分遣所の統合も含めて検討したいとの答弁であったが、その後の経過について伺います。</p> <p>(3) 町内一斉の防災訓練の必要性の質問が前回出されましたが、同時多発的な災害が発生した場合の現状の対応について伺います。</p> <p>2. 職員の職務遂行について</p> <p>(1) 事務分掌に則った職務の達成度はどのように判断しているか伺います。</p> <p>(2) 課長会の開催の頻度と、横の連携について伺います。</p> <p>(3) 職員間のコミュニケーションの取り方は充分か考えを伺います。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
----------	---	---

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	水迫由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	計屋正人君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、4番、中馬慎一郎君に発言を許します。

○4番（中馬慎一郎君）

おはようございます。9月の選挙が終わって初めての一般質問ということで、またこの場に立たせていただきました。4年間、町民の皆様の声を少しでも多く町政に届け、頑張っていきたいと思っております。関係者の皆様、よろしく願いいたします。

議長より許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。本日は、教育施策について、また、危機管理対策についての質問になります。

まず、教育施策について、教育長にお尋ねします。

2月10日から行われる世界遺産学習サミットを通して、今後の教育現場への新たな取組など考えがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの、中馬慎一郎議員の、世界遺産学習全国サミットを通して、今後の教育現場への新たな取組等の考えはあるかという御質問にお答えいたします。

町内の小中学校においては、平成24年から、屋久島型E S Dと銘打ちまして、持続可能な社会の担い手となる人材の育成に努めております。本年度は、取組を始めましてちょうど10年目の節目の年となります。本サミットは、この節目となる年に、さらなる教育活動の充実の機会となるようお願い実施するものでございます。

屋久島町の小中学校では、令和元年度から、これまでの屋久島型E S Dに加え、国連が示す持続可能な開発目標であるS D G sの考えを取り入れ、2030年に向けてさらなる教育活動の充実に努めております。その中では、G I G Aスクール構想の実現に向けて、I C Tを活用した奈良市との交流事業を進めており、地域の環境問題をテーマにした学習を共同で実施している学校もございます。また、地域の人材を外部講師として活用す



ることも積極的に進めております。

現在、屋久島型ESDに特化した内容で申し上げますれば、元JICA職員である島内の方にESDグローバルアドバイザーを、屋久島環境文化研修センター職員をESDアドバイザーに委嘱し、様々な観点から、活動に対しての助言やサポートを頂いているところでございます。

本サミットは、このようなこれまでの取組を全国に向けて発信し、情報交換の場とする最高の舞台だと考えております。また、本サミット開催後は、新たな取組ではございませんけれども、サミット開催までに具体化されたICTを活用した他県との交流や屋久島町の地域人材であるESDアドバイザーなどの活用を屋久島町の教育環境の強みとして、これからの教育活動の充実と、より一層地域に対する誇りや地域を大切に思う心情を育みながら、持続可能な社会の担い手の育成に努めていきたいと考えております。

以上です。

#### ○4番（中馬慎一郎君）

様々な取組を発表する場として非常に期待をするところであります。今までにない取組としては、JICAなどに派遣されていた方々のグローバルアドバイザーとかいう方の教えや指導も、今後どういったものになるかが気になるところであります。

その中で、私たち屋久島にも、やはり伝統や文化、そしてこれまで築き上げてきた環境教育など、様々な取組が行われてきました。そういった取組をやはりうまく子供たちに伝えていくこと、そういったことが大事なんだなと思っておりますが、私自身、ちょっとESD教育の中身をもう少し詳しく知りたいんですけど、すいません、その辺をもう一度お願いします。

#### ○教育長（塩川文博君）

ESD、私もあまり片仮名とか横文字好きじゃないんですけども、持続可能学習と日本語には直されていると思います。

このESDは、授業の教科ではなくて、一つの学習方法の形態として私どもは捉えて屋久島型ESDと呼んでおるんですけども、特別な教科として、各領域で、国語であるとか、社会であるとか、理科であるとかそういった教科と、あとは総合的な学習の時間の中で、屋久島を学ぼうという大きな捉え方の中で取り組んでいるものでございます。

中身としては、それぞれの校区の特色、例えばこれまで伝わっている伝統でありますとか、民俗でありますとか、歴史であるとか、そして自然であるとか、そういったものを教材にしながら、みんなで持続可能な方法、課題を見つけて、その課題を解決していこうという学習形態を屋久島型ESDと呼んでおります。

よろしいでしょうか。

#### ○4番（中馬慎一郎君）

持続可能な教育への取組ということで、一つ、次の質問にもつながるんですが、これまでやっぱり学校教育の中に、地産地消を取り組む、食育というのが重要視されているという言葉も拝見します。屋久島にある食材を十分に活用した食育、これを拡充していくことについての見解をというものなんですが、今現在、屋久島町では、西部地区、東部地区、あと北部地区の給食センターが分かれております。その中で、東部地区では地域食材の活用率が8%ほどと報告書を頂いて聞いてるんですが、恐らく北部地区や西部地区も大体同じような地元食材の取り入れだと思っております。この8%という数字、教育長はどういうふうに捉えられておるか。やはり地産地消、これを持続可能な食材として給食にどう考えていくか、その辺りをお聞かせください。

#### ○教育長（塩川文博君）

地産地消のことに関する御質問でございますけれども、現在、学校教育におきましては、地元で生産された安全で安心な食材を使用し、児童生徒に旬の本物の味を体験させるとともに、地域の産業・文化に関心を持たせるためにも、地産地消、食育は大変重要なことだと私も捉えております。

このような考えの下で、本町の学校給食におきましても、現在使っている食材に関しましては地元産のお米、根菜類、芋類、トビウオの切り身、ミンチ、永田の豆腐等、そういった地元食材を使用しているところでございますが、その使用量につきましては、先程、議員おっしゃったように、全体の大体10%程度という状況でございます。

なぜ10%程度かと申しますと、学校給食の現場では、量と品質と価格と、この3つがそろった食材提供が前提でございます。量がそろわなければ給食の提供は可能にはなりません。そして、種類や時期が限定されております農産物が多い本町の現状を考えますと、議員が期待される地産地消の拡大にはつながっていないのではないかなというふうに思われます。

しかしながら、地元産の食材を使用した献立は、子供たちにも大変人気でございます。条件がそろえば食材がございましたら、学校給食においても積極的に使用していきたいと考えております。

また、毎年1月下旬の学校給食週間というのがございますが、その際には、地場産品を使用した献立や郷土料理をメインとした献立などの学校給食、栄養教諭や生産者による食に関する指導や授業等も行っておりまして、このような取組を通して児童生徒に産業や文化に関心を持たせる機会を提供できていると考えております。

以上です。

#### ○4番（中馬慎一郎君）

今の見解は、恐らく教育委員会、教育長の中でのお考えになるかと思いますが、やはり農業、漁業、屋久島町というと産業振興課の管轄、そういったところとの連携をもつ

と情報共有しながら、地域食材の発掘を積極的に進めてほしいなと思っております。やはり教育の現場だけではなくて、農家の方、1次産業の方々の支援とか生活基盤を向上させるとか、そういった島の食料自給率を上げる取組というのは島全体でやらなければいけません。その中で、学校教育の中で、安定的な供給・支給をされることでそういった方々への支援にもつながるかと思っております。ぜひ、横のつながりを、連携を持って。

科学的なものがあるとしても、私個人的には、やはり町の予算をしっかりと組んで、少し予算がアップしても、屋久島の子供たちには島の食材をふんだんに提供していただければと思っております。その辺の考えを、また今後も引き続き持っていたきたいと思っております。

続きまして、3つ目の質問に移らせていただきます。

教育支援センターの事業運営の方針についての見解を問います。

北部地区にも、今年9月に新たに教育支援センターが開設されました。今、教育の現場にもやはり色々な多様性が求められております。我が町にも不登校の児童生徒がいる状況ですが、教育支援センターでの受入れというのは、どのような方針でどのような教育指導をしていくのか、教えていただきたいと思っております。

#### ○教育長（塩川文博君）

ただいまの御質問は、教育支援センターの業務、事業運営の方針についてのお尋ねだと思いますが、今、議員おっしゃったように、本町には、現在、本年度開所しました北部の教育支援センター、それから従来ございました南部の教育支援センター、合わせて2か所の支援センターがございます。現在、南部のほうでは小学生がお一人、中学生が3人、北部のほうで、小学生が2人、中学生6人が利用しております。ここに通ってくる児童生徒は、様々な環境の下、悩みや不安や苦しみを抱えていると考えられます。

教育センターの方針としましては、屋久島町立の小学校及び中学校に在籍する、そのような悩みや苦しみを抱えている児童生徒で、学校に登校しない、または登校したくてもできない状態にある児童生徒を受け入れて、一人一人に合った時間軸で、心のケアを中心にしながら、学校復帰のための支援を行うこととございます。

主な支援内容といたしましては、児童生徒一人一人に応じた体験活動や学習活動を通じて生活体験を広げ、集団生活に適應する能力を高めることに関する支援、2つ目が、児童生徒の実態に応じた学習支援、これは授業ではなくて、子供たちの自学自習をサポートするという形になります。3つ目が、学校の先生や保護者との連携を図り、学校復帰に向けた支援、4つ目が、一人一人の児童生徒に応じた教育相談、以上4点が主な支援内容でございます。

教育センターでは、支援員のほかに、教科指導のできる地域の方や学習支援の協力も

得ながら取り組んでおるところでございます。最近では、夏休み以降、生活のリズムが崩れ登校渋りのあった児童が、数日間体験として通所をした結果、その後、学校復帰を果たした事例であるとか、完全不登校で引きこもり傾向であった生徒が通所するようになるなどの事例もあり、教育支援センターの設置の成果が現れていると考えております。

今後も、一人一人の実情に合わせたサポートの仕方を工夫しながら、学校復帰を助けていきたいと考えております。

#### ○4番（中馬慎一郎君）

私も色々調べたところ、鹿児島県の令和元年の不登校児童生徒数というのを調べてみたんですが、小学校で466名、中学校で1,511名と出ておりました。

私、気になったのが、平成26年、6年前の数字を見ると、小学校が225名、中学校が1,317名と出ております。何となく、私の肌感覚でいうと、ここ数年、不登校児童の若年化というか、低学年の子供たちもこういった不登校の児童になりつつあるんじゃないかと思っています。

先程、教育長のほうから、南部のほうで小学生1名、北部で小学生2名とありましたが、こういう支援センターに通わせる親御さんもかなりやっぱり抵抗があって、周りの目が気になって行かせられないという実情も聞いております。その辺りは、教育長、どういう数を把握をされてますか。通われてない子供たちっていうのはどれぐらい把握されてますか。

#### ○教育長（塩川文博君）

町内の現在不登校の子供たち、この不登校といいますのが、以前にも申しあげましたように、文科省の基準ですと、年間30日以上欠席の子供たちを不登校という形でくくっているんですけども、本町でも、大体、今、中学校で二十数名、小学校で十数名、合わせて40名弱の子供たちがそういう不登校もしくは不登校傾向ということで私どものほうに報告が上がってきております。

先程申しましたように、そのうち本当にこの支援センターに通ってる子はほんの一握りです。私どもとしましては、できればそういう現在30日以上欠席のある子供たちも全て含めて面倒を見たいんですけども、ちょっと施設の数の限りがあったり、指導員の確保の問題であったり、また、今度は保護者の方々や児童生徒本人の気持ちも非常に大事にしながら対応するべき、言わばちょっとデリケートな問題だと考えております。

子供たち自身も様々な原因があり、しかもそれが1つではなくて複数の原因が絡み合った状況で、子供たちもどう対応していいかわからない。私どもも、原因がはっきりしないためにどういう手を打てばいいのかわからない。その辺を指導員や学校の先生、それからカウンセラー、それから保護者、そういった方々と情報交換、意見を交換しながら探っているという状況でございます。

ですから、各学校を通じまして、支援センターの紹介であるとか、そういったところは積極的にやっていただいておりますけれども、まだまだそういったところでの保護者の御理解、児童生徒の理解という部分がまだ不十分なのかなと思っておりますけれども、先程申しましたように、あまり多くなりますと、今度は我々のほうの対応が難しくなりますので、今のところは、来る子たち、申込みをしてきた子供たちを対象に、一人でも多く学校復帰ができるようにというような対応を考えているところでございます。

#### ○4番（中馬慎一郎君）

今の本当に教育の現場というのは、子供たちや親御さんの価値観も色々あるでしょうし、多様性という言葉が現場でどういうふうに使えられてるか、本当に難しいところだと思っております。

不登校の子供たちの、よくテレビとかそういった媒体で見ると、その子供たちの声を聞くと、自分自身がやっぱり気づくまでそっとしておいてほしいというか。自分から自ら学校に赴くようなときが必ず来るから、そのときにやはり受け入れてくれる場所があるというのは非常にありがたいとか、そういう言葉を聞きます。教育というのは非常に辛抱強くやらなければいけない現場だと思っておりますが、ぜひ、学校という場になじめない子供たちが家庭だけで収まらず、やっぱり外の社会とつながることで、いつ学校の現場に戻っても、ほかの子供たちと共に遊び、学び、そういった環境にすぐなじんでいけるように、そういう体制づくりを望んでおります。

不登校者が増えれば、現場の対応がちょっと大変になるといったところですが、今、とりあえず北部に1か所、南部に1か所できましたが、今後、もし不登校児童が増えていく、そういったときにはまた支援センターの開設、そういったものも視野に入れてるんでしょうか。

#### ○教育長（塩川文博君）

これから児童生徒の不登校の数が増えていくということは、予想はされる部分でございます。

ただ、支援センターの数としては、もう、やっぱり北部1つ、南部1つで対応するべきではないかと。あとは、そこの受入れ人数、その辺を可能な限り受け入れていくような人数体制、マンパワーの体制などを工夫していく必要があるかなと考えております。

#### ○4番（中馬慎一郎君）

今、南部、北部で受け入れてる人数をもう少し受け入れてもいいという考えだと思うんですけど、実際、どれぐらいまで受け入れられるものなんですかね、1か所につき。

#### ○教育長（塩川文博君）

指導員の対応する能力にもよるかと思えます。南部のほうが比較的早く開所いたしまして、1か所で受け入れてるときの最大人数が、在籍が8名でした。ただ、この8名が

毎日来るかというところではなくて、月曜日は来たけれども火曜日はちょっと疲れたので休みますというような形ですので、MAX通所してきて8人という状態がこれまでの最高人数でした。それを1人で見ておりましたので、なかなかその辺は難しかったんだろうなと思います。

なので、何人がMAXですというようなところはまだ考えておらず、指導員と相談をしながら、今の状況だと、例えば3名在籍しているけれども、日常的に来るのは1人ですよと。もしくは、今年3名いて、来年度、その3名のうちの2人が学校に復帰できたけれども、またいつちょっと疲れるか分からないので、その学校に戻った2人も一応在籍して、疲れたらいつでも帰ってきていいよという形での受入れ体制も考えておりますので、人数をはっきりと何名というふうにはちょっと申し上げにくいかなと考えております。そのときの子供の状況や指導員の状況に応じて対応していきたいと考えております。

#### ○4番（中馬慎一郎君）

支援センターの理解をまた町民にも広く呼びかけて、少しでも多くの子供たちが学校の現場に戻っていただければと私も思っていますが、やはり子供たちが、親御さんも含めて、学校の教育に対して何かしらの不満や不信感を抱いてることはあると思います。その辺りをしっかりゆっくり時間をかけながらほぐして、先程も教育長のほうから出ましたが、目的はやはり、子供たちの生活の体験を、社会を通して元に戻していくということに尽きると思いますが、そこを目指して取り組んでほしいと思っております。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

教育や文化の活動団体への助成についての見解を問います。

我が町でも、教育や文化活動を展開されてる学校教育以外の団体が幾つかあります。大きな市町村になると、助成支援の事業ということで、そういった団体にしっかりした要項をつくり形式を整えているのですが、我が町にはまだそういったものはありません。

今後、先程の質問と関連するんですけど、子供の感受性を育て、地域でそういった子供たちをサポートし育てていくという、学校教育だけではなくて、地域で子供を育てる環境をつくっていくには、やはりそういう外部団体が必ず必要になってくると、重要になってくると思っております。そういった団体への支援をしていくためにある程度の形式が必要かなと思っております。その辺り、教育長どのお考えか、お聞かせください。

#### ○教育長（塩川文博君）

外部団体の必要性や効力につきましては、私も議員と同じように、非常に大事だと、学校教育だけではやはりできない部分が地域の外部団体にあるというふうなことは感じております。

ただ、これまでそういった教育や文化に関する活動団体の助成等につきましては、財政改革または外部評価委員会等での結果を踏まえて、個別に補助金の検討をいたしております。現在、補助金の額は減少している傾向にはございますけれども、これは、町内、どの団体についても同じような状況だと思われまます。

今後、各団体の活動内容や決算の状況等を見極めながら、それぞれの団体の実態に応じた適切・適正な助成を行っていききたいというふうには考えております。

#### ○4番（中馬慎一郎君）

屋久島の教育における文化や教育団体への支援を軒並み削っていく、減らしていくというのが、やっぱり非常に危機感を覚えます。今、この時期に、やはり子供たちに色々な教育環境を与え学んでいただくことが、屋久島の将来を担う子供たちの人材育成につながると思うんですが、子供の教育費を削って人材育成という考え方はやはりおかしいのではないかと考えております。色々な団体があって、1個を上げれば1個を削らなきゃいけないということにはなるかもしれませんが、やはり教育全体の費用がそれだけ削られていくというのは、屋久島の教育制度の在り方について少し疑問を感じております。

その中で、ある団体というか。この前、表彰式がありました、教育長もおられました、オリオン三星賞という団体もあります。今年で16回目を迎えました。当初は町からの補助金が50万円ほどあったと聞いておりますが、この16回で15万円ほどに減額しております。理由というのが、先程教育長が言ったように、ほかの団体も減っているからということなんですが、やはり長く活動していく団体に対して、またある程度の功績がある団体に対しての評価、そういったものも必要ではないかと考えております。

50万円から15万円になったことで、今年のオリオン三星賞の冊子なんですが、第1回目のときはまだ分厚いものでした。今年は、応募した子供の数、作品の数が667点、この中に載っているのがわずか90点です。以前は、今年で言えば667点全部の作品がこの本に載っていました。それが、出した子供たちもそうだし、親御さん、学校の先生たちも、やはりそこの載っているということが非常にうれしかったと思います。また来年も頑張ろうとか、次の励みになっていたと思うんです。これ、やっぱり小学校から中学校、高校生まで取り組んでやっております。小中高一貫してこういう教育をやれる環境というのはなかなか屋久島に今ないので、こういう小中高一貫した取組をしてる団体には、やはりそれなりの評価をしていただきたいと思います。

ある小学校では、今年、これに載らなかった作品も全て学校のほうで掲示して、何かしらの賞を与えたり、そういう取組をしてる学校もあると聞いています。この冊子に載らない作品がいっぱいあるんだなというのは、非常にこういう選考する方々も心苦しかったと思いますが、教育長、その辺り、この表彰式、教育長も出られてましたが、この作品について、何か思うことがあればお願いします。

#### ○教育長（塩川文博君）

議員おっしゃる気持ちは、私も本当に同感でございます。ただ、先程申しましたように、様々な団体が申請をしまいでいますので、それぞれの団体の活動状況に応じて補助金を決定していくというような作業になり、全体の枠が決まっている以上、団体の数が多くなれば、やっぱりそれぞれの団体に割り当てられる助成金というのはちょっと少なくなってしまうのかなというふうには思っております。

ただ、しょうがないよねで済ますわけにはいかないと思いますので、また財政のほうとも語りながら、山尾三省記念会のほうの補助金も含めて、それぞれの団体の助成金については検討してまいりたいと思います。

#### ○4番（中馬慎一郎君）

今、山尾三省記念会のオリオン三星賞について述べましたが、昨年、ちょっともう一件、別な案件で、宮浦小学校の金管バンド部が廃部になるんじゃないかという案件がありました。担当する先生がどうしても、次、来るかどうか分からないと。運よく、今年、そういった先生が配属されて、金管バンド部は残りました。子供たちのやっぱり文化活動やそういう音楽活動を支える小学校の部活が、もう宮浦小しか残っておりません。今後も、やはり先生たちの異動や転勤でいつ同じように廃部になる可能性が出てくるとも限りません。やはりそういったときは、町がそういった活動を支えるための仕組みをつくっていくことも必要じゃないかなと。これはもう、学校を超えてつくっていかなければいけないんじゃないかなと思っております。

子供たちもどんどん少なくなる。そして、クラブ活動もできにくくなる。実際、もう野球やサッカーというのも、北部地区では大分統合されたような形で子供たちが宮之浦に通ってやっておりますが、やっぱり文化活動に関しても同じようなことが言えるんじゃないでしょうか。

そういった子供たちへの教育の場を、学校教育だけでは本当に厳しい時代になってきていますので、町としてのこういう文化活動への取組というのを、教育長、今、どのようになら思われてますか。

#### ○教育長（塩川文博君）

本当に議員おっしゃるとおりだと思います。学校教育だけではやはり十分に対応できない部分が、これからもっともっと出てくるのかなというふうには思います。

町としましても、県の助成を受けながら、スポーツ少年団、それから中学校の部活動の外部指導者の依頼でありますとか、それから、この金管バンドも、今、小学校の職員が担当しておりますけれども、ここにも外部指導者等を要請できる、お願いできるようなシステムもございますので、そういったものを学校にも周知しながら、また保護者の方々にも御理解頂きながら取り組んでいけるように考えております。



#### ○4番（中馬慎一郎君）

ぜひ、やはり子供たちの教育の場で、特にこういう文化活動というのは一旦途切れてしまうとなかなか再開することも難しいと思います。この積み重ねが中学、高校になってどんどん花開く子供たちも多くなってくると思うんですが、その前のやはり小学校からのこういう文化活動の支援というのを、これから、ぜひ町の予算つけて取り組んでいただければと思います。

続きまして、次の質問に入ります。

成人式についてお伺いします。

来年1月2日、3日に、今年分も含めた2日間にわたる特別成人式と成人式が行われます。今、全国的にコロナウイルスの状況も落ち着いてきております。昨日は全国で116名という感染者が出ておりますが、やはり第6波の懸念や、今、世界的にオミクロン株の拡大がある中で、ワクチン接種を受けた方もブレイクスルーというんですかね。それをすり抜けてコロナに感染してしまうという現状も出てきています。

今回の、来年の1月2日には125名、そして3日には137名の成人を迎える子供たちが島外、島内から集まって参加をするわけですが、もちろん私個人的には成人式はやはりぜひこの島で迎えてほしいと願っております。そして、島全体で温かく迎えてあげて、お祝いをしてあげたらなと思っております。やっぱり地元の方々は、そういった子供たちが外から帰ってくることへの不安を覚える方々も多く見られます。そういった方々への成人式のコロナ対策というのをお聞きします。

#### ○教育長（塩川文博君）

今、議員がおっしゃいましたように、今回の成人式につきましては、コロナ対策、もう万全を期して執り行いたいと私ども考えております。本年度の成人式は、昨年度の延期分を2日の日に、本年度の分を3日に開催することとしております。2日が、今のところ、約70名、3日の日が110名参加をするという申込みが届いている状況でございます。これはまた今後増える可能性もございますけれども、今のところは2日の日が70名、3日の日が110名という形で聞いております。

新型コロナ感染の対策につきましては、両日とも同様の対策を講じる予定でございます。参加者には、イベント時の基本的対策でございます会場での入場時の検温、それから手指の消毒、係員の指示がある場合を除きまして、原則マスクの着用、そのような形で、もう一つ事前の健康チェックシートの提出も求めるつもりでございます。

また、密接を避ける観点から、会場は規模の大きい離島開発総合センターを考えており、前後左右の席を空席にし、間隔を設けた指定座席とするつもりでございます。また、空調機循環のほか、可能な限り換気にも努めてまいりたいと考えております。

密集を避ける観点からは、議員の皆様始め、各種団体の長など御来賓の方々への御案

内は控えさせていただき、入場者を新成人、その保護者及び一部の登壇者の来賓の方に限定いたします。そのほか、新成人には最終の開催案内とともに、さらなる感染症に関する注意喚起を継続して行ってまいります。

コロナ対策は万全であると申し上げたいのですが、断言はできませんけれども、先程、議員がおっしゃいましたように、成人式は新成人、それからその関係者からしますと、次があるというイベントではなくて、人生の節目としての儀式的な催しでございます。本町としましても、将来の町を担う若者たちを激励するために、極力開催したい事業の一つだと考えております。

町内の感染状況は、10月25日以降、新たな感染者が確認されておらず、全国的にも落ち着いてきた状況と思われ、このまま推移すれば、無事開催できるものと考えておりますけれども、先程、議員もおっしゃいました、国内で新しい変異株が確認されたとの政府発表もございましたので、引き続き、第6波の感染拡大も警戒していかなければならないと考えております。

最終的に式典を開催するか否かは、随時、感染症拡大に対する町の警戒レベル、県・九州管内等の感染者数を注視しながら、参加者や町民の皆様への感染拡大リスクの判断となると思います。場合によっては、やむを得ず、式典の中止を決定しなくてはならないのかなというふうなことも考えておるところでございます。

以上です。

#### ○4番（中馬慎一郎君）

我が町でも、今のところ、感染者の情報はここ数日、数週間出ておりませんので、我が町でのそういうリスクというのは低いかもしれませんが、やはり本土のほう、本州中心にクラスターが発生したりもしております。十分に情報収集をしながら取り組んでいただければと思うんですが。

ほかの市町村の成人式に対する色々な情報を見ていると、例えばワクチン接種やPCR検査を実施することで感染リスクが低いという、完全なデータではないのかもしれませんが、ある程度の一定の効果が得られてるということで、こういったワクチン接種やPCR検査を、例えば先程言った健康チェックシートのところなどに盛り込むとか、いわゆるワクチンパスポート的なことを盛り込んでいる市町村もあります。その辺りは、特に屋久島町は考えてないんですよね。ひとつお聞かせください。

#### ○教育長（塩川文博君）

私どもの判断の材料としまして、近隣の市町村や全国的な傾向を調査をいたしました。今おっしゃるように、PCR検査であるとか、ワクチン接種の記録であるとか証明書であるとか、そういったものを求めている自治体等もあるようですけれども、本町としましては、観光客も受け入れているという状況もあります。そして、また、中には各色ん

な事情があってワクチン接種ができない、やりたくてもできないという方もいらっしゃると思われま。そういった方々と、均衡といいましょうか。俗に言う差別的な扱いにならないように、本町では、皆さんに事前に2週間の行動制限であるとか、そういったものを徹底してやってくださいという強いお願いをした上で、式に参加していただくというような形で対応したいと考えております。

○4番（中馬慎一郎君）

今の御発言でちょっと安心しました。私も、ワクチン接種やPCR検査、特にワクチン接種に関してはどうしても受けられない子供たちもいますので、それが差別にならないように取り組んでいただければと思っております。

成人式を迎えるに当たり、やはりどうしてもコロナ対策というのは必要になってくるんですが、どんなに万全にしても、もしかしたら出るかもしれません。これはもう、覚悟の上でやらなければいけないんですが、これは成人式だけに関わることじゃないんですが、やはりコロナが発生しても、そこからいかに感染拡大をさせないかというのが重要になっておりますので、もし感染者が出た場合も、何か成人式をやったからコロナが発生したとかそういったこと、風評被害が出ないように、感染しても、拡大を防止したからここまで収まったんだと、何か前向きに捉えられるような対策になっていただければと思っております。

本当に感染症は誰にでもかかり得るリスクがありますので、もし万が一、成人式でコロナが出た場合でも、この成人式やらなければよかったのになとか、そういった後ろ向きな発言が出ないように、町全体でも取り組んでいただければと思っております。

教育長、通告にはちょっと載せていなかったんですが、最後、また3年、任期を、教育現場の指導をしていただく立場になっております。何か、この3年の任期を迎えるに当たりお言葉を頂ければと思うんですが、いかがでしょうか。

通告にないので、もし、あれであれば。

○議長（石田尾茂樹君）

すいません。通告にないので、本人が避けたいそうです。

○4番（中馬慎一郎君）

分かりました。

続きまして、また新たな質問に入ります。

町長にお伺いします。

危機管理対策についての見解をお聞きします。

業務不祥事の再発防止に向けた管理対策、改善に向けた取組についての見解を問います。

これは、口永良部の水道工の不祥事が発生しましたが、私はやはり一番残念に思っ

たのが、2019年の山岳保全協議会の協力金の横領事件と今回の不祥事の報告がもう本当にダブってしまい、重なってしまい、2年前の不祥事の再発防止への取組というか、職員の意識や町の管理体制がどのように行われていたのか、その辺りをお聞きしたいと思うんですが、町長、お願いします。

#### ○町長（荒木耕治君）

今回の口永良部島地区簡易水道事業の完成の大幅な遅延、そしてそれに伴う工事代金の支払い事務の不手際など、大変御迷惑をおかけし、申し訳なく思っているところです。

この件につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や口永良部島が離島の離島であるといった特殊事情が要因としてあったことは事実ではありますが、それを補う職員の対応が十分であったかが問われるところだと考えています。

まず、こういう事態に至った経緯・経過を十分確認をし、何が原因だったのかを検証したところです。課の中で、庁内全体で部下が上司に事務事業の進捗状況を報告をし、対応を検討できるような良好なコミュニケーションが図られる職場環境であったのか。また、上司はそのことに対して、必要な時々において管理監督者としての的確な判断ができていたのかどうか。それらが不十分であり、機能しなかったことが今回の不手際の引き金となったと考えております。そういった意味では、先程、議員が申されました横領事件の教訓が生かされなかったと考えざるを得ず、甚だ残念でなりません。

今後、このことを、一部の職員の問題だけではなく組織全体の課題であると捉え、庁内全職員に対し周知徹底し、良好な職場環境づくりの必要性を再認識させるとともに、管理監督者及び係長等による事業の進捗状況の確認を徹底して、再発防止を図っていくこととします。併せて、職務階層別の研修等に参加する機会を増やし、職員のマネジメント能力を強化するとともに、法令遵守意識の向上を図っていきます。

そのほか、個別具体的な業務の不祥事に対する再発防止につきましては、契約事務、会計事務など事務ごとの執行管理の在り方を再確認するとともに、決算監査、定期監査などにおける監査委員からの指摘事項を十分理解し改善をしていくことで、事務の不手際の再発防止を図ってまいりたいというふうに思っております。

#### ○4番（中馬慎一郎君）

2年前の横領事件の教訓が生かされてなかったということで、あのときもやはり担当者1人に任せ、しっかりした監査をしてなかったということが事実であります。もちろん取った本人が悪いし、今回も事業を遅らせた業者並びに担当職員の不手際というのはあるんですが、役場内のチェック機能、やはりそういったものが全く機能していなかったというのは本当に残念であります。

ベテラン職員であろうが、仕事ができるとかそういったのは関係なく、やはり常にお互いがお互いをチェックし合うような、そういった仕事体制。これはやはり、非常にチ

チェックされることに抵抗を覚える方もいると思うんですが、今、もう民間では、やはりこういうチェック体制というのはごくごく当たり前になってきております。自分の仕事を誰かに見られるというのはあまり気持ちのいいものではないのかもしれませんが、そういうものが通常どおり平常に行われる環境をつくっていくことが一番大事なんだと思っております。

職員始め管理職、町長、副町長を始め、そういったものをしっかり取り組んで、私たち議員もそうなんですが、やはりこのような不祥事が起こらないように取り組んでいただきたいと思っております。

本日はこれで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。

11時10分から再開します。

休憩 午前10時54分

---

再開 午前11時10分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、榎光徳君に発言を許します。

○9番（榎 光徳君）

皆さん、おはようございます。議席番号9番、榎光徳でございます。通告に従い、改選後、初めての一般質問をさせていただきます。

人は人生の中で幾度となく節目を迎え、そのたびに様々な体験をし、自らを鼓舞しながら日々の生活を送っているものと思います。また、その節目が大きいか小さいかは、人それぞれの受け取り方であろうと思います。

私は、さきに行われました屋久島町議会議員選挙において、多くの支持者の方々の賛同を得て、貴重な議会の一議席を与えていただきました。身の引き締まる思いであります。

屋久島町は、平成19年10月、両町が合併をし、やがて15年が来ようとしているのは皆さん周知のことと思います。この間、議会と行政が一体となり、様々な施策を展開し、それなりの成果を上げてまいりました。しかしながら、まだまだ多くの課題を抱えているのも現実であります。こうした課題解決のため、そして令和時代の10年先、20年先の屋久島町の発展を見据えながら、微力ではありますが、私にできる精いっぱい而努力をしながら、今後4年間の議会活動に取り組んでまいりたいと思います。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

合併に伴う旧宮之浦支所周辺跡地利用計画については、これまでも何度となく議論されてきたことではありますが、現時点での進捗状況はどのようになっているかをお示しください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

榎光徳議員の質問にお答えをします。

現在の進捗状況につきましては、本年度中に除却を予定していた全ての建物の解体工事を終える計画としておりまして、既に旧庁舎、旧中央公民館の基礎を除くほとんどの解体を終えております。

また、これに付随しまして、宮之浦出張所へ供給するための非常用発電設備及び合併処理浄化槽を更新するための工事を現在実施をしています。これら全ての工事を終えるのは令和4年2月末を予定をしており、現在順調に進んでいるところです。

併せて、現在ある岩川与助氏胸像の隣には、それまであった旧中央公民館の全景写真と、与助氏の功績と人徳を顕彰する案内板を設置する予定であり、工事完了後、なるべく早く設置できるよう準備を進めているところであります。

○9番（榎 光徳君）

工事はほとんど順調に進んでるといふようなことで、2月頃は予定では終了するということのように思いますが、私がお尋ねしたかったのは、跡地利用の計画的なことをどうするかというのは地元と協議をして結論を出していきたいということがあったわけですが、そこら辺の進捗がどのようになっているかということがあったんですが、それも併せてちょっと伺いたいんですが、分かりますか。

○政策推進課長（三角謙二君）

今の御質問にお答えいたします。

これまで、宮之浦区と、看板についても協議しながら、今後の跡地についてどのように区として方向性を出していくのかという部分について、今、3回ほど確認をしています。

ただ、集落の中での意見が、やはりきれいに更地になってみないと想像がつかないよねという意見が多かったようでして、更地になった時点で、集落としては、区長を交え、役員を交えながら、方向性を町に提案できればというふうに区長のほうからは聞いております。

○9番（榎 光徳君）

私もあそこ、現場にも何回か行って、見てみました。私も、昭和44年でしたが、旧町に入庁しまして40年勤務した場所でありましたから、何か自分ながら非常に、自分の

半世紀が少しずつなくなっていくのかなという思いはありましたけれども。

当然、町としての考え方もあるわけですが、まずは地元の意向を踏まえてというようにあるようでしたから、今、課長の答弁で、もう少しまだ話合いをしてるということだったんですが、特に、これも前回色々話が出ました、議論しました中央公民館ですとか、あるいは岩川翁の胸像でありますとか、そういったことも色々、やっぱり宮之浦区あるいは旧北部の人たちの当然関心事ですね。ですから、そこら辺の計画がどのようになっていくのかなということがあるんですが。

今、協議中と、3回ほど詰めをしたということなんですが、具体的にいつぐらいまでに出したいという思い、そこら辺、まだ分かりませんか。

#### ○政策推進課長（三角謙二君）

最近では、まず岩川与助氏の看板についての文章の内容等の確認をしに行ったとき、確認しましたが、その時点ではまだ除却がほとんど進んでなかったということもありまして、具体的には除却がきれいに終わった時点から、みんなで現場を見ながら協議を進めていきたいというふうな区長の見解でありました。

#### ○9番（榎 光徳君）

分かりました。その計画については、当然、また地元ばかりの意向もそうなんですが、先に跡地利用の、副町長が会長になって協議をしまして、支所の活用に関する報告書というのを出しておりますけれども、こういったことも踏まえて、当然、色々今まで出てきてます。これに載ってますけれども、駐車場にするとか、ゲートボール場にするとか、シャトルバスの駐車場にできたらどうかとか、色々な話が出てましたので、当然、町としての意向も踏まえて地元との合意形成を図っていくということがまずは当然だろうと思いますので、そこら辺は慎重にやっぱり進めていっていただきたいというふうに思っております。

であれば、地元の意向が出てこなければ話が先に進まないということもあるでしょうから、その時点でまた、示された時点で私も再度協議に加入していきたいと思っておりますので、もう次の質問に入っていきます。

あの周辺は、電気庁舎でありますとか現在の宮之浦出張所あるいは保健センターとか色々、歴史民俗資料館もそうなんですが、現在使われてる、利用されてる施設がそれぞれあるわけですが、ここら辺の施設を、移転も含めて、どのような捉え方をしているのかをお尋ねしたいと思います。

#### ○町長（荒木耕治君）

周辺施設であります、宮之浦出張所及び電気庁舎につきましては、これまでどおりの機能を維持するため、現在の施設を活用することとしております。

宮之浦保健センターについては、現在、北部包括支援センターとして利用しています。

が、昭和54年建設から築41年が経過をし、老朽化も著しく、屋久島町公共施設総合管理計画の個別計画では、北部包括センターの機能については、高台にある縄文の苑周辺に再整備をし、社会福祉協議会や病院との連携を強化することで町民サービスの向上を目指すことを検討しているところでもあります。

歴史民俗資料館については昭和56年建設で、築39年が経過をし、老朽化も著しいことから、高台への移転を念頭に、平内にある民具倉庫や屋久杉自然館との集約化など、一体的な整備を視野に検討を始めているところです。

屋久島離島開発総合センターにつきましては、耐震指標が0.6以上を求められているのに対し、施設の一部において0.48であり耐震性に疑問が残る結果となり、一部手すりが大きく割れて崩落する危険性が指摘をされたコンクリート製手すりにつきましては、撤去して、アルミ製手すりに改修工事を現在行っているところでもあります。

しかしながら、建物自体の耐震性を高めようとするならば、相当な経費と時間を費やすことと、地盤の軟弱性による地盤沈下が原因のクラック等が生じており、建て替えを視野に入れた具体的協議を行う時期に来ているというふうに思っております。

また、北分遣所についても高台移転が必要との認識であることから、施設の管理者である熊毛地区消防組合と協議を深めなければならないと思っておりますが、いずれも大きな財源を伴うことから、事業の優先度を見極めながら、計画的に進めてまいりたいというふうに思っているところでもあります。

#### ○9番（榎 光徳君）

離島開発総合センターにつきましては、さきの決算委員会のときも話が出ましたが、言葉は悪いですが、だましだまし使っていくというようなことで、緊急的な大災害が起きない限り使えるまでは使うというようなことも示されました。

今も町長からあったように、高台移転という話も出ましたけれども、これも3番目の質問ともちょっとかぶってきますけれども、やっぱり点在してる施設、それぞれいっぱいあります。そこら辺を総合的に捉えて、総合的な計画。町には前頂いた資料で40年間のこの施設の整備計画が出てましたけど、公共施設の管理の在り方についての。最終的に、個別計画というのも出てました。これにちょっと総合センターのことも網羅してありましたけれども。ちょっとここに、離島開発総合センターについては、これは体育館・文化ホール複合施設への建て替えを検討しますとか、その時期については令和7年から10年あたりとか、一応そういったことも示されてはあります。

ですけれども、この個別計画書の中には相当の数、網羅されてますんで、これは町全体を捉えればそうなんですけど、例えば、私は支所跡地の周辺に特化した場合、宮之浦地区に特化したあの地域全体をどのように整備していくのかという、そういう総合的なビジョンをやっぱり策定すべきじゃないのかなと思うんです。特に、分遣所もそうですけ



れども、以前は宮浦小中学校の件も出ました。これは、南海トラフ等の災害時にどうするのかというようなこともありますけれども。色々そういうのはありますけれども、とにかく今の支所跡のあの一带をそういう、総合的なビジョンをつくるべきじゃないのかなという気がするんですが、そこら辺、町長、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

当然、それはやらなければいけないというふうに思っております。まず、もう箱物はできないと私は思っております。海拔の問題もありますし、南海トラフからいうと、そういうものはあそこにはもうなかなか造っていけないのかなと。常駐するような、そういうものもできないだろうなというふうに思っています。

そういう点からいくと、まず近々の課題として、総合センターです。これはもう議員も御承知のとおり、もともとあそこは沼地、私どもが小さい頃は。沼地を埋めて造ったところですから、もともと地盤が弱い。それには、要するに、ちゃんとした、その当初、くいを打ってないんで、ゆがんでクラックが入ってきてるということだろうと。議員は建設課にもいましたから、そこら辺はもう百も承知だと思いますけれども。

それで、今言うように、あれに手をかけていくと、もうずっと手をかけていかなければならない。ですから、もうここは思い切って、あれを解体をして新しいものを造るということをどっかにか踏み切らなければいけない、もう時期に来てると思います。

今、議員がおっしゃるように、屋久島町全体を見ると、合併をしたときのもの、例えば公営住宅もそうですけれども、もう築何十年というのがあって使えないところがあるんです。だから、要するにスクラップ・アンド・ビルドという、そういうことをやっていかなければいけない。壊すのにも何せ金がかかりますから、本当に限られた財源の中で色々やっていくということはまず大事だろうと。

ですから、やはり宮之浦の周辺で、今、議員が言われることには、まず子供たちの命を守るのが第一だろうというふうに思って、小中学校の高台移転というのがありましたけれども、そこは夜はないんで。子供たちは要するに昼間。そして、南海トラフからすると40分から50分ぐらい時間があるということで、今、避難訓練を学校と一緒にやってもらっております。ですから、そういう面で、やっぱり一気にはできませんから、やれるところからやっていこうと。そうすると、先程言いましたけど、分遣所もそうです。だから、どこの高台にどんなふうに造っていくのかということですね。

ですから、先程の質問にもそうですけど、今の支所跡を壊して更地にならして、だから、今、そこだけの問題じゃなくて、総合センターを壊したときも、そこまでも一体的に含めて、どういうふうにあそこを使っていくのかということを考えていかなければいけないのかなというふうに、今、思っています。

○9番（榎 光徳君）

そういうビジョンを町長が考えているということ、よく分かりました。私は3月議会もちよっと触れたんですが、時間がなくて議論はできませんでしたが。

高台という話が、今、出てますが、例えば総合センターのことを捉えると、安房にも総合センターあります。これ、文化施設ですから、当然、安房にもあっていいと思っます。それは安房も利用しながら、宮之浦離島開発総合センターはまたほかのことも複合的に捉えて、町長、考えていると思うんですが、これについては相当な財源を要すると思うんです。ですから、これはビジョンを、計画をつくってもなかなかすぐにはできないと、それは思います。

ですから、例えば資料館はどうなのかとか、あるいは今の出張所にしてもそうですし保健センターにしてもそうなんですが、例えば、今、登り上りの住宅があります。あそこも解体整理をせんのかとか、色々声があります。ある人たちは、全体をやる前に、個別にできる部分は、例えば登り上に1つか2つか移転をするというふうなことはできないのかとか、そういう声もあるんですが、そこら辺はどうお考えですか。

#### ○町長（荒木耕治君）

今、議員がおっしゃられるように、登り上りの住宅があります。宮之浦には、平和町にあります住宅、小中学校の近くにある住宅等があります。ここはもう、要するに耐用年数がかなり来てるというもの。ただ、何名か入っていらっしゃいます。この方たちの同意がなかなか得られないというのが、今、登り上りの住宅にしてもそうです。そういう人たちに、じゃあ、どっか新しいところに移ってくださいという話をして、なかなかそれにも同意を得られないということを、今、ですから、その人たちが快くそこを空けてもらって、どっかに移転をしてもらおうということを、今、担当課では進めておりますけれども、なかなかそれがうまくいってない。

ですから、外から見ると、何をしてるの、早く出してやればいいじゃないってということ、私も言われますけれども、それができないのが現実。ですから、言えば、言葉適当か知りませんが、低所得者層が入って、じゃあ、新しい団地、住宅に入ってくださいって、家賃が何倍もなるようなところにはなかなか移れないという、そういう事情もありますから、なかなかそういうことが進んでいかないというのが現状です。

#### ○9番（榎 光徳君）

なかなか具体的な計画というのが打ち出せないというのも分かりますけれども、特に先程の跡地に関しては、当然、地元の意向を踏まえてということもありましたので、総合的なビジョンにしても、やっぱり町は町なりの考えを、今、町長が色々おっしゃったようなことを出して、そして地元と協議もして、そして双方が納得のいくような、そういう計画づくりをぜひ進めたいと思っておりますので、それはひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に入ります。

2番目の町道等のインフラ整備についてなんですけれども、ここ最近、県道の中央線がすごく整備されてるなということがありまして、そういうのを見て、また町民の中から、町なかの町道なんかであちこちもう線が消えてるとか、交差点のところ分かりにくいとか、歩道が消えかかっていると、色々な声があるものですから、そこら辺を町としてはどのような整備方針を上げているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

#### ○町長（荒木耕治君）

現在、町道等の管理延長は約475kmであります。建設時より4、50年が経過をした路線がほとんどで、安全対策が不十分な路線があることは認識をしております。

小規模な箇所については直営及び単独事業により整備をし、幹線道路については、長期振興計画に基づいて、起債事業及び補助事業により整備を行っているところです。また、本年度、町道14路線の舗装長寿命化計画を策定をし、4年度において、2路線の整備を予定をしております。

今後は、財政状況も考えながら、計画的に安全対策に努めてまいりたいというふうに思っております。

#### ○9番（榎 光徳君）

総延長が475kmでしたかね。相当な距離だなと。その中で、さっき言いましたように中央線があつたりなかったり、外側線だけの道路だったりとか色々あるわけですけども。建設課長でもいいんですが、私はラインが消えてるところとか、一時停止とかそういったところの整備とか、あるいは個別に挙げておりましたけれども、カーブミラー等はどうかとか、そういったところをお尋ねをしたいんですが、そこら辺については、何か計画的な整備をしていくとか、そういうのは具体的にはないんですか。課長、どうでしょう。

#### ○建設課長（日高一成君）

計画的というよりは、一番皆さんが使う幹線道路、それは、先程も町長の答弁にありますように、舗装等の長寿命化計画を策定して、補助事業により整備をします。

4年度においては、安房の中通り線、安房港から鹿銀の前及び武田産業の前のあその道の舗装のやり直し及び白線等の改良を行う計画であります。また、もう一路線は、宮之浦の益救神社のところのえびす通り線、あその舗装道路を補修という形で計画しております。

皆さんが使うところは、区長さんとか、その人たちから、ここはどうだよ、ここはどうだよということで要望等があるんですが、その都度、白線とかは引いてると思ってるんですが、あとは県道との交差点とか、それは県道がやるのか、うちがやるのかという協議も必要ですので、小規模でやれるところは町の単独事業なりですぐやります。ち

よっとお金がかかりそうな幹線道路については、先程も言ったように、補助事業でやりたいと思っております。

○9番（榎 光徳君）

私も永田から車でずっと、ちょっと走って見たんです。今、課長は安房と宮之浦の2路線、これは都市計画道路だと思うんですが。あちこち、比較的是っきりしてるところもあれば、例えば、先程言いましたように、町道とか農道から県道に下り立つところに一旦停止の線が引いてあるわけです。平坦なところはいいんですが、下りながら、そこに一旦停止の線があるにもかかわらず、それがもう消えかかって分からないとか、非常にそういうところが多いです。もうほとんど消えてました。

ですから、それは道路の規格にもよるんですが、広いところは中央線から半分だけ引いてる、狭いところはもうちょっと、1、2mの長さで引いてるんです。ですから、そういったところは、白線引くにしてもそんなに金はかからないような気がするんですが。それも、緊急度の高いところ、当然、優先順位とかちゅうのがあるんでしょうから、そういうところを調査をして、ぜひ、そういう停止線を引いてほしいなど。

私も、屋久島事務所とか、あるいは警察のほうとも色々話してみました。交通安全対策上、交通安全協会がやらなければいけない部分とか、県道は当然、県、町道は町、道路管理者がやるわけですけれども、やっぱり早く措置をしておかないと、何か事故が起きてから道路管理者が責任を問われるというようなところもあると思うんです。ですから、そこら辺を念頭に入れていただきたいと思うんですが。

課長はもう当然御存じですけれども、例えば中央線のセンターラインを引く規格、5.5m以上は中央ラインの破線を引けるとか、それ以内はもう外側線しか引けないとかあると思うんですが、安房中の今度できた通りは、あそこは大分広いように思ったんですが、外側線しか引いていなかったんですが、あそこはその規格には合っていないんですか。

○建設課長（日高一成君）

規格として4mで造っておりますので、センターラインは必要ないかとは思っております。

○9番（榎 光徳君）

それと、小学校の恵比須団地のあそこら辺もずっと見てきましたけれど、あそこら辺も比較的残っているようです。一旦停止の線も残っておりました。

あとは、例えば宮浦小の前の小原町から下りてくるところ、あそこら付近はもう、ちょうど交差点処理というか、車線変更して右左に行くんですけれども、ほとんど消えてました。そのことでは、私にもちょっと住民から言われて、あそこは非常に分かりにくいと、もう消えてると。中央線に寄っていくんですが、どこまで行けばいいのか、線

が入ってないものですから。右折するにしても、左折のときも非常に危ないというようなこともありましたので、そこら辺も調査をして、早急にできる部分はぜひしていただきたいと思うんですが、課長、どうですか。

○建設課長（日高一成君）

了解しました。調査します。費用がかからなかったら、すぐ対応はしたいと思っております。

○9番（榎 光徳君）

予算のこともあるでしょうから、ぜひ、いい対応をしていただきたいと思います。

それと、交通安全上、交通安全協会がやる部分とか、交通安全協会に聞いてみましたところ、横断歩道ですとか、一旦停止とか、そういったことについては当然協会がやる。ただ、それは、道路管理者との協議も当然していくというようなこともあったんですが、そこら辺の協議は例えば年に何回かするとか、そういうのはされてるものですか。それ、総務課になるんですかね。いかがでしょう。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

ただいまの御質問の趣旨は、危険箇所とか交通安全の事故が発生したところの点検ということであれば、年に1回、警察あるいは関係機関と合同で現場検証というのは行っているところです。

○9番（榎 光徳君）

事故が発生してからの、当然、現場検証はされるんでしょうけれども、通常でも、やっぱりそういう危険箇所の点検あるいはさっきから言ってるように横断歩道が消えてるようなとか、カーブミラーなんかにしても管理がされてない部分もあります。もう曲がったりとか、方向がどっか向いてたとか、色々ありますので、やっぱり年に1回、2回、そういうのも点検もしていただいて、そしてぜひ安全対策上のそういう整備も念頭に、計画的に行って行っていただきたいと思います。

今の件については終わりたいと思います。

最後の質問に入りますが、里のエコツアーについてであります。

先月の屋久島憲法の100周年記念のときに、吉田地区ですか。里のエコツアーの取組が報告されてましたけれども、今現在、屋久島町内で8集落が協議会をつくって活動しております。町長のところに、お手元にパンフレットもあると思うんですが。町長は、その会長をされてますよね。今現在、町からの補助も頂いて取組してるわけですが、これについて、さらなる活動の活発化を図るためにもこの補助金をもうちょっと増額できないかということなんですが、これについてはどうお考えでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

里のエコツアーの推進につきましては、屋久島を訪れる方々及び屋久島町民が屋久島

の良さを認識をし、環境保全と経済振興の調和が取れた社会の実現を目指すことを目的に、平成23年11月に屋久島町里めぐり推進協議会が設立をされ、現在、吉田集落、宮之浦集落、春牧集落、平内集落、中間集落、永田集落、一湊集落、本村集落の8集落が加盟をし、里のエコツアーが実施をされております。

議員御指摘の協議会への補助金につきましては、御承知のとおり、これまで屋久島環境文化財団と町とで、構成団体負担金として50万円ずつ折半してるところであります。

また、協議会発足当初に比べ加盟集落も倍に増え、議員がおっしゃるとおり、新たに安房集落と楠川集落が加盟される予定でありますので、その辺りの経緯を考慮されての補助金増の提案であると推察をいたしますが、増額するという事になれば、当然、町だけでなく財団の負担も増えるということになりますので、事務局でもあります財団の方とも十分協議をした上で、運営状況を見ながら検討してまいりたいと考えているところであります。

屋久島の里地における地域自然や文化・歴史の適切な保全とその持続可能な利用による地域活性化を進めるため、地域が主体となって取り組む里のエコツアーを財団とともに支援をしてまいりたいというふうに考えております。

#### ○9番（榎 光徳君）

先程の同僚議員の質問の中でも、各団体への補助金のことが出てました。非常に出費多端な折、その50万円が高いのか安いのかということになるんですが、町長からありましたように、発足当時は4地区でやっております。ところが、今、それが8地区に増えて、さらに3月からは、今出ましたように、安房集落と楠川集落が入って10集落になるというふうなことで、屋久島が世界遺産になって30年になるわけですけれども、縄文杉一極集中からシフトして色々な観光の在り方を模索して、今、この里のエコツアーのことが出てきていると思うんです。やっぱり地域の活性化にもつながるし、中身的には、聞いてみましたら、1集落に3万円ずつ補助をしてるそうです。すると、地域によっては、語り部を何人も抱えて、それぞれ出してもらう。例えば何かハンドマイクも欲しいよなとか、あるいは、それは地区によって違うんですが、昼御飯を出すところは賄いさんもいなければいけない。そういった人たちに多少なりの謝礼もする。やっぱり経費がかかるわけです。当然参加費はもらうわけですけれども。

そういったことを捉えると、もうちょっとここの額を増やしていただければ助かるのになという声があるもんですから、そういったことをお尋ねしたわけですけれども。そこら辺のこと、情報的なこと、課長、何か捉えてますか。

#### ○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの御質問に対しまして、こちらのほうで財団のほうとも一般質問頂いてから確認をしたところなんですけれども、発足当時は、議員おっしゃるとおり、4集落でス

ターゲットいたしまして、そのときは構成団体の負担金というものも25万円の折半であったようであります。その後、間もなく春牧が加盟をしまして5集落、その後、27年、また2集落が加盟をいたしまして、27年度から今の50万円になったようですが、そのときの経緯というのが、予算の中に広報に関する費用が入ってなかったということもありまして、もしかしたらその2集落追加されたのも要因じゃないかと思うんですけども、そこで50万円になったということもありますので。

また、昨年に至りましては、単発的なものではありませんが、受付案内システムを200万円弱のものを導入しまして、それに対して、町のほうが50万円の負担、財団のほうが100万円の負担というふうにしておりますので。

今、御承知のとおり、コロナで事業実施ができずに、繰越金のほうも従来40万円から60万円で推移してたものが90万円前後となっておりますので、また、町長も申し上げましたとおり、運営状況を見ながら、その辺が幾ら足りないのかというふうに財団のほうとも検討してまいりたいと思っております。

#### ○9番（榎 光徳君）

町長に先程あげましたこのパンフレットにしてもそうですが、財団がつくっております。あちこちの案内板等も、これは、財団は、私も財団に色々聞いてみたら、負担金のこれでは当然それは賄えないわけですから、別枠でそういったものはつくってるんだというようなことで、そして、今回そういう話があれば、町がやっぱり率先してまずは示してほしいと、そうすると財団も協力しますよということで、多分、町が額を幾ら上げるのか、それは分かりませんが、それをしていただければ、財団も県もそれ相応の負担はしたいというようなことも言ってましたんで、50万円が500万円、1,000万円じゃありませんから、ぜひ検討頂いて増額をしていただきたいというふうに思っております。

やっぱり、先程も申し上げましたけれども、観光屋久島のそういった在り方について議論していく中で、コロナの関係もあって、最近は持ち直してきてますけれども、観光客も減ってくると。地域の活性化にもつながるし、やっぱりそれぞれの地域がお客さんを受け入れて、何かやりがいのある、語り部にしてもそうなんですけど、そういうことをすごく意気に思ってやってる人もいっぱいいますので、ぜひそこら辺を酌んでいただいて、検討していただければと思っております。町長、いかがですか。

#### ○町長（荒木耕治君）

気持ちは十分に分かります。私も総会に出て、出るたびに言われておりますから、それは身にしみております。

ただ一つ、私が申し上げるのは、自分たちで稼いでくださいよということを書いてます。屋久島町には26集落があって、自分の集落を誇りに思うなら、それを自分たちが一生懸命したら里エコにもたくさん人が来るでしょう。やっぱりただではやらないわけで

すから、お金を取るわけですから、それを増やせば、それで運営費ってのは出ていくでしょう。それで、またよりいいものをつくっていただきたい。

そして、やっぱりある程度もう年配の方が多いですよ、ガイド、里エコの皆さんってのは。ですから、個人的には食べるに困らない人たちが、ボランティア的な精神でやってくれてる方がまたたくさんいらっしゃる。それを頼りにするわけじゃないですけども。自分の地域、集落に誇りがあるなら、半ボランティア的な活動で、全部とは言いませんけれども、やっぱりそれには何がしかの対価も与えなければいけない。

ですから、そこら辺の線引きっていうのを、もう活動がちょっと停滞になったから補助金を上げてくれっていうんじゃないで、もうちょっと、じゃあ、その活動を自分たちの中でどうやってやっていくかという努力もしていただきたいというふうに。それをあれば何も横並びの補助金カットを私はしろとは言っていないから、活動するところには補助金を出せばいいです。活動をしないところは削ればいい。だから、そういう補助金の手当のやり方を今後やっていきたいというふうに思っております。

○9番（榎 光徳君）

町長のニュアンスから、増額していただけるものと私は捉えておりますので、ぜひ。

町長は、今、ネガティブとかポジティブとかいうのがよく出ます。話が出ますけども、どちらの考えのほうが強いですか。

○町長（荒木耕治君）

横文字嫌いですから、よく意味が分かんなくて、使うこともあれですけど、物事はポジティブで、あんまり悪い方向には考えない性格だというふうには思っております。

○9番（榎 光徳君）

私も、楠川集落の語り部になってくれと盛んに言われてまして、やっぱり心豊かな人でないと、物事をプラス思考に考えないと、なかなかそういうのもうまくいかないな。ややもすりゃ、私もすぐネガティブな考えになっていこうとするんですが、やっぱりポジティブに心豊かに明るく、そういった振る舞いをしながら日々過ごしていくのがいいのかなというふうに思います。ちょっと余計事になりましたけれども。

今、オミクロンの第6波も非常に懸念されておりますけれども、こういうやっぱり対策もしながら、先程の宮之浦地区の総合ビジョン、明るい話題を与えられるような計画づくり、そういったのもぜひ、これは町長も、昨日でしたか、合同金婚式の話も出ましたけれども、今年が町長もそういう年じゃないかと思っております。私も来年はそうなるんですが、明るく健康でそういったことも迎えられるようにぜひ希望しまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。



13時30分から再開します。

休憩 午後 零時00分

---

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、渡邊博之君に発言を許します。

○14番（渡邊博之君）

日本共産党の渡邊博之でございます。4年ぶりに壇上から質問をさせていただきます。私はまず、再度この機会をお与えいただいた町民の皆さんに心からの感謝と住民福祉の向上を基本とするとうたっている自治法を貫く町政を目指し、その徹底と町民の皆さんに公約した政策を実現するために、議員として厳しいチェック、提案、協働の3つの基本姿勢を堅持して全力を尽くす決意を申し上げ、通告の順番で町長及び教育長に質問を行ってまいります。

私はまず、学校における環境改善について。次に、学校給食の無料化について。続いて、馬毛島の軍事基地化問題について。最後、お店が1軒もない買い物地域の問題で、町長及び教育長に質問してまいります。

最初の質問です。現在、子供たちが学ぶ全ての教室にクーラーが設置され、学びの環境は大きく改善、充実されてきています。そんな中、室内の空気を入れ替える窓の開閉は必要です。特に、コロナ禍中ではなおさらと考えます。

問題というのは、開閉の間隙を縫って、室内へ侵入する蜂や蚊などの虫への対応に現場は苦勞し、悩んでいるということでもあります。侵入者を駆除するまで窓を閉めるわけにはいかず、授業を始めることもできません。たかが虫というなかれ、蜂は危険であります。子供の集中力は奪われます。網戸の設置をというのが現場の願いになっているのではないのでしょうか。この問題で私は既に教育委員会担当課に改善の申し入れを行い、回答はこの議場で賜りたいと質問予告をしています。教育長に検討の結果をお尋ねいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの渡邊博之議員の教室の換気の際に蜂などが侵入しないための防止策として網戸の設置が必要ではないかという御質問にお答えいたします。

まず、現在の学校の網戸の状況を御説明いたします。町内の学校の校舎は現在建物自体が新しいものでも築40年。古い建物ですと50年以上が経過しております。校舎の建築

当初は窓に網戸などの設置はされておりました。しかしながら、新型コロナウイルスの基本的な防止策として換気も大変大きな効果があり、その重要性は議員が御指摘されているとおりで思っております。

普通教室には空調機器が設置されて、換気の際に開閉する窓など、網戸の設置が必要な学校においては、部分的な対応といたしまして、既存の学校配分予算において対応をお願いしているところでございます。今後、大規模に網戸が必要になった際は予算の確保に努め、対応したいと考えております。

以上です。

#### ○14番（渡邊博之君）

今、御答弁をいただきましたけれども、必要性についてはお認めになっていただいているというふうに思います。今の回答の中で、40年、50年のいわば校舎ということになると、網戸を付ける余地といたしますか、それはできないということになりますか。その辺はどうですか。40年、50年古い、網戸も考えていない時代の校舎と。だけど、今それを工夫して網戸を付けるということもできないということなのではないでしょうか。答弁をお願いします。

#### ○教育長（塩川文博君）

建てられたときにはもちろんそういう枠は付いておりませんが、網戸だけじゃなくて網戸の枠ごと付けることは可能でございます。

#### ○14番（渡邊博之君）

先程申し上げましたように、ひと昔前はこういう問題はなかったと思います。虫が入ったら網戸をとという要求は私も聞いたことがないんですけども、やはりクーラーを設置したということの中で換気が必要になってくる。その中に虫が入る。そういうところの時代の何か変化みたいなもの、流れみたいなものを感じるんですけど。ただ、言いましたように、現場としては虫をそのままにして授業を始めるわけにはいかないと。それはそうだろうというふうに思う。子供の学習への集中力っていうのはやっぱり大きく違うということでもあります。

そういった意味で、少し周辺を調べてみましたら、西之表市は100%昨年終了をさせています。それから、中種子町が70%であります。こういう学校でも同じような網戸が必要だという判断の上にこういうことをなされていると思うんですけども。財源を聞きましたら、コロナ対策費なんですね。コロナ対策費の教育の部分。その枠内でやっている。

ですから、ここはひとつ考えていただいて。ただ、町のコロナ対策もうやったわけですけど、私はそのことは逆に高く評価をしているところです。生活、そして営業を守る、そういうところにコロナ対策費を充てたということのはっきりしています。ただ、教育

この問題でも大事だという点では、私はやっぱり努力をしてもらいたいというふうに思います。

政府も来年度500億円を同じくコロナ対策費で教育の世界に充てるという予算をほぼ確定するんだと思うので、この枠もぜひ調べていただいて西之表市や中種子のようなそういうもう解決をするということはできる可能性が高くなっている。ぜひ努力をしていただきたいと思います。

それで、提案ですけれども、一挙にやるということではなくて、教室の中の4つあれば2つを付けるというふうにやっていけば、換気は全部開けなければいけないという話ではないと思いますので、そういった意味ではスピーディーにこの問題というのは解決できるのではないかとこのように思いますので、ぜひ努力をしたいと思いますが、教育長、改めて答弁をお願いします。

○教育長（塩川文博君）

各学校とも相談をしながら対応できる部分に対応していきたいと思います。

○14番（渡邊博之君）

次に、学校給食費の無償化について町長、教育長にお尋ねをしたいというふうに思います。

質問の直前に同僚議員から、9月議会でもこの問題は取り上げられていたという話を聞きました。そのときの答弁が町長は今考えていないと、そういう答弁だったというふうにお聞きをしています。ただ、そういう意味ではゼロベースというふうになるんですけれども、もしそうであれば町長は1つお忘れになっていることがあるというふうに思っています。それは、2年前の町長選挙、直前に市民グループが開いた候補者の意見、討論会とまではいきませんでしたけど、いわゆるそういう公約など、考えなどを陳述するそんな機会がありましたが、このときに相手方の候補は学校給食費を完全無償化、これが1つと、もう1つは高校生のスクールバス負担の格差解消を公約として発表しました。これに対して町長は、高校医療費の無料化、それと同時に学校給食費の軽減ということを申し上げていたんですが、御記憶にあるでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

ございます。

○14番（渡邊博之君）

そうすると、ゼロではなくて今は考えていないという意味がどういう意味か分かりませんが、私はやはり1つは公約としてという住民との政治的公約をやっぱり守る努力をするということが前提になりますから、そのことを前提に質問をしていきたいというふうに思います。

町長が今はできないという理由は何か。9月議会で答弁をした、今は考えていないと

という言葉は正確か分かりませんが、その辺はどうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

2年前の話をされましたけれども、高校までの医療の無償化はそれはやりましたので、今そういう約束事はやれる時期にきちんとやっていくという姿勢では今いるところです。

本町では、安全で安心、そしておいしい給食を児童生徒に提供するため、これまで外部委託をすることなく、直営を堅持をしてきています。町内には口永良部島を含め4か所の調理場があり、適正な衛生管理の下運営を行っており、年間約1億3,000万円程度を運営費に充てております。給食費の保護者負担は町からの一部補助もあることで1食当たり小学校で180円、中学校で230円と聞いております。教育委員会、そして給食センターの運営努力もあり、安価でありながらも栄養にも配慮した充実したメニューの提供ができています。

児童生徒の心身ともに良好な発達に学校給食は不可欠であります。食に対しての応分の負担は今は必要だと考えており、保護者一律の無料化をすることは今のところ考えておりません。前年でしたか、給食費の値上げということが、食品の値上げがありましたけど、その部分は保護者に負担することなく町がその分をもったということでございます。

○14番（渡邊博之君）

今、確か給食資材の値上がりなどで負担をしたというのは私も聞いていました。ただ、これと町長が要するに公約した学校給食費の軽減というのはやはり実際父母負担の軽減というのにつながらないと、実際じゃないというふうに思うんです。それで、財源としてやはりかなりかかることは私も承知をしています。担当課長、1つのケースとして全額無償化にした場合、どれくらいの財源が必要か。そして、2子以降やった場合の財源がいくらか、お尋ねをしていたと思うんですけど、答弁をお願いします。

○教育総務課長（長 美佐子君）

ただいまの御質問にお答えします。

全額今のままでいくと令和3年度の予算ベースで保護者の負担が1年間で4,200万円になる予定です。令和4年、先程第2子以降の方を無償化にした場合の財源といたしましては、令和3年4月現在の児童生徒数で試算をしております。約1,100万円程度の財源が必要になる見込みです。

以上です。

○14番（渡邊博之君）

町長の軽減、完全無償じゃなく軽減という一歩前進するために1,100万円の財源が必要だということが明らかになったというふうに思いました。

御承知のとおり、南種子町は完全無償化をもう数年前からやっています。西之表市は

2子以降を無償化するというのは昨年度からスタートさせているわけですね。やっぱりもう熊毛の4つの自治体のうち2つがやっているという意味では、私やっぱり遅れをとってはならないだろうというふうに思います。

財源をちょっと調べてみたんですけど、南種子町は過疎債を利用しております。いわゆる国の補助になるソフト面での活用というふうになります。西之表調べていませんけど、大体同じような中身じゃないかというふうに思うので、こういうところに財源を求めると。あるいは、町が持っている財調など私は活用できるというふうに思っています。この財源問題また後でいつか議論をさせていただきたいと思いますが、例えばいわゆる財調の幾分かをしっかりと充てると。充てた上で償還が終わる部分もあるわけですから、それを繰り替えていくとか、繰り替えていくというようなことも融資的には可能なんだろうというふうに思うんですけど。そういう工夫もしていただきながら、やっぱり全国の流れになっている、そして熊毛でも遅れをとってはならない、そういう気概で私は実現に向けて努力をしていただきたいと思いますというふうに思いますが、改めて町長の答弁をお伺いします。

#### ○町長（荒木耕治君）

努力をやることはやぶさかではないというふうに思っております。1つ先程もそうですけど、網戸の件とか給食の件、西之表と南種子がやっている。この給食費も逆に中種子町がやっていない理由を御存じですか、議員は。どういうことでやっていない。（発言する者あり）いやいや、それはいいんですけど、先進地というのはたくさんあります。やれない自治体はやれない自治体なりの苦しさもあるというのはあると。ですが、それを私がだからそうしろというわけじゃないんですよ。今言われるように、やはり昨日も申し上げましたけれども、やっぱり今から先は少子化になって子供たちをいかにいい環境でいかに育てていくかということが大事だということは私も思っております。ですから、今議員が言われるように一気にということじゃなくて、段階的にそういうこと、今提案を受けました2子からそうするとか。財源のこともありますから、少し内部で協議をさせていただければと思います。

#### ○14番（渡邊博之君）

期待をしたいというふうに思います。

それでは次に、馬毛島問題で質問をさせていただきますが、御承知のとおり本当に風雲急を告げるような状況が今馬毛島をめぐる起きております。少し時間をいただいて私は今馬毛島をめぐる状況がどうなっているのかを御紹介をさせながら質問をさせていただきます。

これは今、種子島の馬毛島への米軍の敷設に反対する市民団体連絡会のチラシであります。1番新しいチラシで色んな角度から馬毛島が熊毛にとって本当に百害あって一利

なしということの内容が報告されています。あとで町長にも教育長にもお渡ししたいと思いますが、先に、町長に。町長は以前、マスコミにも私の姿勢は以前と何ひとつ変わっていないというふうに表明をしています。これに今も変わりはないかどうか。またなぜ、これは反対という立場での1つの表現だと思しますので、なぜ馬毛島の軍事基地がそぐわないというふうにお考えなのか、その理由をお示してください。

#### ○町長（荒木耕治君）

私は町長就任以来、屋久島の主要産業は観光関連で成り立っており、馬毛島施設整備によって世界自然遺産の島としてのイメージ低下が心配されることから、世界自然遺産の屋久島にはそぐわないと発言をしてきております。今年2月の知事との意見交換の場でも防衛省から昨年11月に示された飛行経路では距離的には離れているが、騒音等による自然環境や生態系への影響が危惧されることや、FCLP訓練候補地など施設整備が具体化してきたことで屋久島空港のジェット化に向けた整備計画が進められている中で、民間航空機の航空路の影響を懸念をしていること等を含め、世界自然遺産の島にはそぐわないことを知事に申し上げたところであります。

その際、種子島1市2町では防衛省が住民説明会を行っていましたが、屋久島での住民説明会が開催されていないことから住民への情報提供と議論の深まる説明会の開催についても知事へ意向を伝え、議員も御承知のとおり、3月16日に防衛省の住民説明会が開催をされました。

防衛省では、各地区説明会で騒音に対する意見が多く出されたことから、5月16日と5月25日にデモフライトを行い、私も高台の見晴らしのよいところで確認を行いました。その際は機影、飛行音はしなかったことを確認をしました。そのデモフライトを終え、知事との2回目の意見交換が7月20日に開催をされました。知事へはフライトのときの屋久島の状況と地区説明会で町民から出された意見を伝え、トビウオ漁やウミガメの産卵など、騒音による生態系への影響等について専門家による調査や分析を行い、心配されている事項について説明をしていただけるよう働きかけをお願いをしたところであります。

本件は熊毛地域の重要案件であることは明らかであり、防衛省へのさらなる説明を求め、関係市町村間において情報を共有して図ってまいりたいというふうに考えております。

#### ○14番（渡邊博之君）

それでは、教育長にもお尋ねをしたいと思います。

馬毛島の軍事基地化は子供への影響はもちろんのこと、自然、そして熊毛の文化、歴史をないがしろにするに等しいと私は考えていますが、この立場から教育長は基地問題にどんな考えをお持ちか見解をお伺いします。

## ○教育長（塩川文博君）

今の渡邊議員の質問にお答えいたします。

馬毛島の米海軍空母艦載機の陸上空母離着陸訓練、あるいは防衛省の海上・航空両自衛隊の基地整備問題に係る私の見解のことでございますけれども、教育行政における政治的中立性の観点から基地化への賛成、反対について私が申し上げる立場ではないと考えますので、そういう発言は控えさせていただきますけれども、馬毛島の自然や文化、歴史の学術調査等につきましては、整備開発における関係諸法令に基づき、西之表市、鹿児島県及び国が適切に調査等の対応をするものと考えているところでございます。

また、昨年度の本町の教育委員会でも馬毛島の訓練等、基地活用についての委員間での意見交換もいたしました。政治的、思想的、経済的な意見等を除外し、例え馬毛島に軍事的な役割が移されてきたとしても自然や遺跡等が残る部分があるならば、将来的に条件付きでもいいので研究者等による上陸調査等には門戸を開くような施設であってほしい、そういう意見もございました。

今後機会を見ながら熊毛地区の教育長会議等において、種子島の教育長さん方とも意見交換をいたしたいと考えております。

## ○14番（渡邊博之君）

そういう意味での立場はよく理解はされますけれども、子供たちへの将来、そして歴史文化ですね、その影響というのはやはりしっかり見ていく必要があるんじゃないかと思えます。やはり時には言うべきところは言うという姿勢を持っていただきたいというふうに思います。

先程町長は騒音のことで屋久島への影響は聞こえなかったというのは私も同じであります。ただ、あの場合は実際のタッチ&ゴーというそれは全く抜きの、タッチ&ゴーの場合はコースもどうなるか、機数によって大きく広がる可能性もある。南日本新聞に掲載された騒音区域ということでは屋久島の下のほうはかかるというそういうシミュレーションも出ていますので、そのことは一言申し上げておきたいというふうに思います。

それで、町長からは墜落などの危険性というか、そういった危惧は聞かれなかったんですけど、その点で少し先程言いましたように時間をとって色々と馬毛島の問題点というものを一緒に明らかにしていきたいというふうに思います。

1つは、やはり政府の馬毛島の軍事基地化の進め方です。工事価格が40数億円と。これをはっきりしているものを160億円で買う。国民の税金で買う。しかもタストンエアポート社が違法開発、これも明らかなのに、それを無視する形で馬毛島を手に入れる。こういうやり方が果たしていいのかという問題。それから、アセスメントもその結果を西之表市長が何十項目か質問をしたのに、その回答も未だにない。そういう不誠実さ。それから、南日本新聞でも大きく取り上げられたこの生コンの仮設建設ですね。

これを地元の合意もなしに、あるいは県知事も知らない間に入札を公告するというところで、今日の新聞、昨日の新聞ですかね、業者も締め切ったというそういう報道もなされております。この点では、南日本新聞では社説で公告は取り消すべきだという主張をされております。ここに八板俊輔市長の言葉が出されていて、プラントは自衛隊施設の本体工事に直結する、それから塩田知事はプラントを作るかどうかはアセス結果による、地元理解を得ないと進められないのではないかと、今後も地元の考えを伝えると語ると同時にですね。最後の段では、知事には県民の暮らしを守り、不安を取り除く責任がある。基地の概要や訓練内容だけでなく、整備の進め方についても国に対して主体的な働きかけを強めるべきであるというふうに報じております。国に対しては、国のやり方については知事もそうですし、マスコミも大きな不満を持っている。本当に民主主義国家かというふうにこの疑問が出るほど、まさに沖縄方式で強引に進めようとしている。この実態もぜひ知っていただきたいというふうに思います。

もう1つは、事故の危険性です。事故が全国的に日常茶飯事とっていいぐらいの事故が今起き続けています。2019年11月にF16戦闘機が六ヶ所村の民有地に模擬爆弾を投棄したこと。それから、18年には離陸直後にエンジン火災を起こし、シジミ漁が行われていた小川原湖に燃料タンク2つを投下したと。この燃料タンクの投棄はつい最近でも明らかになりました。写真があるんですけど、大柄なアメリカ兵が4人がかりでこの持ち上げないと撤去できないといった、そんな大きなものを故障だと、危機だということでも放り投げると。その落ちたところが民家の20mのところ、これももう何を言わんやというそんな状況が全国でも起きております。これ見ますと、こういう燃料タンクの投棄というのはこれまで19回やっておると。それから、模擬爆弾の投棄も12回、そういう事故が起きている。日本の空から本当に様々なものが落ちてくると、そういう状況なんですね。これを馬毛島に置き換えてみると、じゃあ馬毛島近辺、熊毛には落ちないかというそういう保証は全くないわけで、そういう危険性というのは馬毛島の基地ができたら現実的なものになるんだということもぜひ認識をしておいていただければというふうに思います。

そういった意味で、私は町長はなかなか反対と言わないというのがここの流れですが、ただ、西之表市長も反対とは言わないですからね。なぜか知らない、分かりませんが、反対という言葉、実に旗幟鮮明な言葉なんですけれども、それはそれぞれの思いがあるでしょう。町長が反対という、もっと意思というかそういうのを示すときに、馬毛島を守る会屋久島とタウンミーティングを開いたことがあります。これは18年の7月ですね。このときにやはり同じように私の立場は一貫して変わっていないという気持ちを表明するとともに、自分が生まれ育ったこの島を裏切ることはないという形で反対の意思を表現をされている。この思いは今も変わりませんか。いかがですか。



○町長（荒木耕治君）

変わりません。

○14番（渡邊博之君）

変わってほしくないし、ぜひ変わらないでいてほしいという思いです。

このときに議長席から尋ねるわけにはいきませんが、議長も議会で頑張りたいとそういう決意を表明をされています。そうしますと、要するに、行政と議会の今トップがやっぱりだめだと、相応しくないということを表明されているわけで、私はぜひこれがもっともっとしっかりとした形で住民も含めてそういうものができればというふうに願っております。ぜひこれからも情報交換をしながらできたら本当に最後ですので、諦めたらまた政府の思う壺ですので。ここは諦めずに頑張るということで協働していきたいというふうに思います。

最後に、住民生活についてお尋ねをさせていただきます。

お店が1軒もないそういう地域が拡がりをやはり見せております。現在屋久島町でその地域でいいますと5つぐらいになっていますかね、お店がない地域が。間違っていないければ。そういう中で、やはり生活困難の状況というのはやはり広がっているというふうに見ないといけないし、これからもそういう状況は進んでいくんだろうなというふうに思っておりますが、このことについて町長はどのような認識をお持ちか。そして考えている対応策があれば御紹介をいただきたいというふうに思います。

○町長（荒木耕治君）

本町では、大型店舗の数、量の拡大とその地理的な偏在により集落内で生活必需品の買い物ができない地域が広がっていることは皆さんが感じているところです。特に高齢者においては交通手段が公共交通に限られる方々も多く、県内各市町村においては公共交通バス等の撤退によりコミュニティバス導入についても議論をされ、実施にいたっている団体もあることは承知をしているところです。本町では70歳以上高齢者バスの制度も既に4年目となり、4,000円の自己負担と6,000円の町の補助で実施をしておりますが、約500名の方々の利用があり、本年度から免許証返納者も対象としていただき、利便性はさらに高まっていると思います。

また、昨年来、総合的な公共交通を話し合うため、庁内各課の職員によるみんなの交通を考えるプロジェクトチームや地域公共交通活性化協議会の設置など利便向上のための体制整備も進めているところです。

また、現在、生活必需品の配達においても積極的に対応をしている商店が複数ある現状が利便性を高めていることから、生活必需物資の運搬手段等についても商業、流通団体との情報交換も積極的に行い、さらなる生活の安定のための施策を研究検討をしてみたいと思っております。

#### ○14番（渡邊博之君）

この課題っていうのは本当にこれからずっと考えていかなきゃいけない問題だと思いますし、地域、個人も含めて地域、それから行政、それに関係する交通とかそういう機関、そこも一体となってある意味損得を考えずに守っていくという課題ではないかというふうに思っております。

ほかのところ、先程町長紹介しましたようにコミュニティバスであるとか、あるいは福祉タクシーであるとか、あるいは移動商店であるとかいうふうな方法でそういうものを今行政では力を入れていますが、私ややっぱりお店が1軒もないとそういうところを強調したのは、お店がある地域はやはりその商店も守りながらのそういうコミュニティを守るというそういう私の考えから限ったわけですけど、その点では私が申し上げる提案というのはまさにお店が1軒もない、そういう地域を対象というふうに考えていただきたいと思います。

先程の70歳以上のシルバー割ですね、これが広がってきていると。免許証を返納した方々にも対象を広げているということを言いましたけど、1つ提案をしておきたいことが、買い物困難は年齢に限らずお店のないところにはある問題ですね。そういった意味では、免許証を持っていない方々、しかもそういう買い物の手段がないことはないんですけど、無理をされてやっぱり不安だということに対してこのシルバー割引の範疇で救うことはできないかと。これは財源の問題もおそらくあるでしょう。色んな考えの方もいると思いますけども、1つの方策としてぜひ検討していただきたいと思いますが、そのことを最後にお聞きしたいと思います。

#### ○町長（荒木耕治君）

今の商店がないところを守るというのがありますが、やっぱり屋久島には24の集落がございます。今、議員もそうですけれども、私どもが育った時代と今は社会環境大きく変わって、今はネットで何でも買える時代が来ているわけです。1つの集落の小さな店を守っていくために、じゃあ地域の人たちがそこで日用品を何か毎日買うかということ。要するに、通常は全部今アマゾンだとか何だとかっていうのでみんな買う。それでどうしても足りないものをそこで買う。そうすると、だんだんだんだんその売上っているのは落ちていくわけです。御承知のとおり大型の店舗はここにどんどん出ていきます。まちなかチケットを出します。ここら辺ですよ、使われるのは。私どもはそういうところで使ってほしいと思って出しますが、結局はこういう大型店舗のところを使っていくという。今度は使う側のそういう意識みたいなこともあろうかと今思っております。ですが、これから先に少子高齢化進んでいきます。26の集落ですから、やっぱりコミュニティバスとか今俗に言うツードア・ツーで、要するにそういう時代がもう近い将来屋久島もそうなるということを思っていますから、今ここで地域公共交通活性

化協議会等を作って、今県も含めて全ての民間も入れて今年度それ立ち上げて今どうやっていくかというのを今年スタートしたばかりですから、その中できっちり屋久島に合ったいい方向性が見いだせるようにやっていきたいというふうに思っております。

○14番（渡邊博之君）

お店が1軒もないというのは私のポリシーでやっています。何かそこで必ず買えと、そういう強制力をしているわけではありません。それはあくまで自由ですし、時代の流れと一言で片付けるのはちょっと寂しい状況になっているんですけど、元々こういう状況というのは大転換になったのはやはりこの大店舗法の改悪ですね。大店舗法が進出するそれまでルールがあったのをそれを取っ払った。そうするとやっぱり資本力のあるものがどんどん地方であっても出てくるわけですね。それが今の過疎を作りだし、地域を作りだしている、島の活性を失わせる。そういう1つの大きな要因になっているということもぜひ知っていただいて、そのことを申し上げて質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

14時30分から再開いたします。

休憩 午後 2時17分

---

再開 午後 2時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、日高好作君に発言を許します。

○12番（日高好作君）

皆さんお疲れさまです。本日最後となりましたが、もうしばらくお付き合いをいただきたいと思います。

さて、質問に入る前に去る9月に行われた町議選挙で再び議席を与えていただきましたことに対しまして、町民の皆様にご心より感謝を申し上げます。これからも努力を重ねて町民の皆様の福祉の向上に努力してまいります覚悟です。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

1点目は防災対応について。2点目は職員の職務遂行についてであります。

まず、1点目の防災対応について。1番目に安房川の上流、下流の砂の堆積について、防災の面からどのように考えているか伺います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

日高好作議員の質問にお答えをします。

御指摘の件につきましては、鹿児島県屋久島事務所発注工事の関係するものであり、建設課から問い合わせをしたところ、次のような回答を得たところです。

安房川上流の寄り洲除去については、河川断面が著しく阻害されるなど、治水上緊急性が高い箇所を優先し、河川の氾濫を未然に防止することとしており、寄り洲の堆積状況を確認し、検討をしております。安房川下流の安房港については堆積土砂の除去を進めているとのことであり、今後とも船舶運航上必要な範囲について、計画的な堆積土砂の除去に努めてまいります。本町としまして、防災などの各地域からの要請についてはしっかりと把握し、鹿児島県と連絡を密に対応をしております。

#### ○12番（日高好作君）

10月でしたかね、町長にこのことに関連してお話をしました。あの時点では私も下流の部分しか頭になくて、よくよく聞いてみると、いや上流のほうがすごいんだということで私も実際見に行きまして確認しました。なるほどですね。かなりの砂が堆積してまして、私の感覚では川の半分近く、ちょうど上流の蛇行している部分なんですけど、川幅が半分近くに狭まっているかなと、そういうふうな印象を受けたところです。しかも、川底が白くなってカヌーかなんかで行けばもっと分かったかもわかりませんが、岸のほうから見た限りでは川底もかなり白くなっている。やっぱり皆さんの言う川全体が砂が堆積しているというようなそういう話を聞きますと、私は安房に住んではいないですけど、中学校は安房出ていますし、通称川上という上流のところは私が中学校のころとか今の港のほうの船溜まりっていうんですかね、漁船を溪流する港がありますけど、あれができる前は川上というところで漁船が台風とか避難をする、何隻もあそこにつながれた記憶があります。その部分が特にもう水面から砂が盛り上がっているような状態で、大型ダンプでもかなりの台数の砂が溜まっているのかなというふうに思うわけですね。ちょうど蛇行している部分なものですから、これでやはり大雨が降った場合に非常に危ないんじゃないかというそういう感じを受けまして、なるほど住民の皆さんが危惧しているその状況というのは確認ができました。どうなんですか、町長。ああいう上流での砂の除去というのは仮になかなか橋の下をすくう船、名前は分かりませんが、行けるとはちょっと思えないんですけど、ああいう場合はどういう形が取られるのでしょうか。

#### ○町長（荒木耕治君）

船の名前は浚渫船と言うらしいです。あれは入って漁に行けないでしょうから先程、私は素人ですからよく分かりませんが、作業して上で作業土を作って干潮のときとかにやるという方法もあるかもしれません。下をとれば自然と砂は下に流れてくるんじゃないかというこれは単純な発想ですけど、そういうこと。ですから、今言うように安房港

の下流の部分をとるということ。あの安房川に限らず屋久島には140本の川がありますけれども、そのほとんどの川が今のような現状。要するに花崗岩の島ですからぐんぐん削られていって、どんどん流れていって、安房川の場合は5月18日に大きな崩れがあったところがきたから今日に見えてそうですけど、私は宮之浦ですけど、宮之浦の川だってもう全然浅くなっています。今通行止めにしてますけど、旧の橋、私の子供のころはあそこに飛び込みよったですけど、今はもうそれこそ骨折ですよ。そういうふうぐらいに浅くなってきているのはもう屋久島中の大きな川はほとんどそうです。ですから、そういうものを安房川に限らずこれからはそういうものを浚渫をしていく、そういうことが県なり町なりでもできるところから町は町でやっていくということをやっていないといけないんじゃないかというふうに思っております。ですから、作業のやり方にしては私も素人ですからよく分かりませんが、それは県にそういう話はきちんとつないでやっていきたいと思っております。

最初のときも高速船がかなり止まって港に入れなくなった時期があったんですけど。要するに、あのときも県にも相当文句言いましたけど、道路だったらすぐするじゃないですか、海だからそんな時間かかるって、屋久島はこれ道路と一緒にしょう、そういう感覚で仕事してもらわないと1隻でやっていたってだめですから3隻ぐらい入れてやってくださいよっていうお願いをしています。それでも2隻しか入りませんでしたけど。そういうことで一日でも早くですね。そのときも航路上しかやっていませんから、そのときも横は残っているんですよ。そういうこともまたしっかりと伝えていきたいというふうに思います。

○12番（日高好作君）

今町長ががけ崩れによって生じた、それが溜まってきたんじゃないかということなんですけど。併せてヤクスギランド線工事もやっております。そういったものも起因しているのかどうか。その辺についてはどうお考えですか。

○町長（荒木耕治君）

先程も言いましたけれども、大雨もそうですし、全てのものがそれに起因をして堆積していると今思っています。

○12番（日高好作君）

先程建設課長に確認しましたらランド線の工事は今後も続くでしょうということで、そこも大きな要因であれば、また県との協議の中で申し上げていただきたいなというふうに思っております。

私は宮之浦川というのは一度ですかね、流れ船に乗ったことがありますけど、上流の蛇行というか川がどうなっているのかというのは分かりませんが、安房川と宮之浦川の違っているのは私が思うにはやっぱり3つあると思うんですよ。1つは、安房の町の

すぐ上流で蛇行している。曲がっていますよね。もうほぼ90度曲がっている形。もう1つは、いわゆる旧港ですね、貯木場のある。あそこが結局せき止めた形。川が上から流れてきて、真っすぐにあそこに当たる。それによつての微妙な流れというのはまた違うのかなと。もう1点が昭和の20年代から工事が始まったんですかね、今の屋久島電工のダムですね。確か昭和30年代に完成していると思います。それと、昭和でいうと90年ですかね、来年は。建設してもう60年近くなって、その老朽化の度合いというのは私は分かりませんが。

私は1番こういう災害のあれを懸念するのは大雨とそれからやっぱり満潮、長雨が数日続いてダムの放水をやむを得ない、やらなきゃいけないようなそういう状況、3つのものが重なったときに果たしてどうなのかなというその点。ないと言えないかも知りませんが、でもあるかも知りませんが。これが災害というものですから。予想しなかったことが起こり得るといふことは十分考えると思うんですけど。今後そういった意味も含めて検査体制といいますか、検証という、県の管轄ですけど、町としてもやっぱり防災面でそういうものを常に定期的に見ていただく、できたら砂の除去を早めにやるようなそういうふうにしていただきたいなというふうに思います。

私もこの議員生活の中でこの安房川の問題というのは過去に先輩議員たちの中でも質問したこともなかったですし、やっぱり現場を見て今と全く違うなという印象を受けたものですから、そういう意味で認識を持っていただきたいということで今回質問いたしました。

もう1点町長にその10月のときに橋の危険水位の印が消えかかっている、これも何とかしてくれっていう住民の声で町長にお話ししたら、その場で町長が県のほうに問い合わせさせていただきまして、下流の県道の大橋ですかね、あそこに付け替えることになっているからという返事をいただきました。

ただ、私も現場で見えますと、あそこでやっぱりどうなのかなって、住民サイドから見たときに。川というのは山から海に向かって、右岸、左岸ってあれですけど。過去の平成11年と13年ですかね、2回ぐらい両岸床上浸水した、そういう経緯があります。それによつて、両岸ともかさ上げされて今に至っていると思うんですが、やはり一昨年ですかね、ちょうど庁舎の落成のときに私はたまたま安房にいまして、安房川の水位がどんどん上昇するのを目の当たりにしておりました。いわゆる右岸側の散歩亭側の上流に桜の公園がありますけど、あそこの擁壁の20cm、30cmまであれだけ広い川が増水をしていまして、消防団員が出て警戒に当たっておりましたけど、まさに川が増水したときの猛威というのをしみじみと感じたんですが。そのまんてん橋に消えかかっているそこに私はそんなに経費がかかるとは思わないし、両岸の人にとっては1番見やすい位置にある目印だと思うんですね。避難の目印にもなると思いますので、どうかその辺はまた

集落やら県と協議をしていただいて、誰にでもすぐ見える、そういう形にさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、次に移ります。

以前、北分遣所の高台の移転についての質問の中で、午前中も類似の関係で答弁がなされたところですけど、当時確か町長は分遣所から何も要望は出ていない、それで統合も含めて検討したいというような答弁だったと思いますけど、その後どのような経緯をたどっているのかお聞きします。

**○町長（荒木耕治君）**

新庁舎を防災拠点として活用していく上で分遣所の統合も含めてのこの周辺に移転することについて、当時の分遣所長と意見交換をした結果の報告を受けております。本庁舎周辺に統合、移転することによって救急搬送に今より時間を要することから、それを解消するため、救急搬送を行う体制を別途整備する必要があること。そのことによつて、現在の職員数より増員が必要であるということでした。同僚議員の質問にもお答えをしましたが、北部分遣所についても高台移転が必要との認識であることから、施設の管理者である熊毛地区消防組合と協議を深めなければならないというふうに思っておりますが、旧宮之浦出張所周辺施設の移転等いずれも大きな財源を伴うことから、事業の優先度を見極めながら計画的に進めてまいりたいというふうに考えているところです。

**○12番（日高好作君）**

熊毛地区消防組合の管轄という、範囲ということで、この北分遣所については組合の中ではどういう位置づけといたしますか、きちんと要望が出されて検討課題になっているのか。そこら辺はどうですか。

**○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）**

先般熊毛消防組合の本部で会議があったときも色々話をしたんですけども、熊毛地区消防組合本部の移転についても未だ議論が上がっていないと。本町についてもこちらのほうからも特に意見を申し上げたことはありません。多分組上に上がっていないんだというふうに思います。

**○12番（日高好作君）**

現場の職員からは要望を上げているというような話を聞いております。そうすると、町としてそれを受けていないといたしますか、ある意味ではあまり問題視していないというふうにも受け取れるんですが。熊毛の消防組合に正式に改善といたしますか、そういった将来の計画みたいなもので上げるというつもりはないのか。

**○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）**

来年度当初予算編成並びに補正予算を協議する段階で、一応総務課を通じて財政との協議を行って事業費を固めていくという経緯を取っている関係上、直近5年間の事業計

画の中にまだそういう分遣所の移転要望というのは上がってきていないと思っています。

○12番（日高好作君）

私は以前申し上げたのは確か3、4年前ですかね、4年近く前、前回改選があってしばらくしての質問だったと思いますけど、ある意味ではこの4年近く何ら動いていないと。午前中の答弁では町長は高台への検討はしているということですけど、だからそれからいくと今後の5か年計画にも載せていない、今のところ。そういう形でいくと、5年、10年後経っても現状維持のままというにしか聞こえないんですけど、そこら辺はどうですか。

○町長（荒木耕治君）

統合してこの近くに持ってくるという話は両分遣所で話をしたときになかなかそれは経費の面でかかると。増員もあるということ。ですから、現状で南分遣所は高いところになりますから、北分遣所が当面は低いんで、この北分遣所をどこにどう移転をするかということ的内部で今話をしていますけれども。さっきも言いましたけれども、なかなか優先順位というか。それは防災上だからそれを1番先にやれというのものもあるかもしれませんが、なかなか今そこら辺で踏ん切りがつかないというところがございます。

○12番（日高好作君）

町長の決断、やはり防災上できるだけ急いでいただきたいという思いがあります。これはそういう要望ということですね。私はどうしてもあそこに施設があるということは早急な改善が必要だというふうに思っております。災害を煽るわけじゃないですけど、悪石島でもここ数日何百回という地震も起きていますし、いつどこでどうなるのか分からない時代ですので、ぜひお願いしたいと思う。

それで、早急な移転というのは考えないというような答弁ですが、やはり通信機器が現時点で1階にあるということですね、通信施設が。職員に聞くと、これをいざというときに持ち運ぶというか移転はまず無理でしょうというような現場の声なんです。だから、いざというときにそういう体制は、前では無線とか色々通信は可能だっというような答弁もありましたけれども、現実大きな災害発生したときになかなか机上論だけといいますか、かなりの訓練を積まないということはできないんじゃないかなというふうな危惧はします。そこら辺も踏まえて、最低限今できることを検討していただきたいなど。そういうふうに思っております。

それでは、次に3点目の町内一斉の防災訓練の必要性の質問が前回も出されたわけですが、同時多発的な災害が発生した場合の現状の対応について伺います。

○町長（荒木耕治君）

本町は四方が海に面しており、自然条件から見て、台風、豪雨、地震、津波等による被害を受けやすく、さらに口永良部島には新岳があり、爆発の危険性をはらんでおりま



す。このような多様な災害の対応を求められる状況から地域防災計画において災害種別ごとの対応策を定め、防災対応を行っているところですが、当時多発的な災害が発生する可能性も認識をし、防災対策を講じていく必要があると考えております。同時多発的に災害が発生しますと、単独災害に比べ被害が深刻化し、災害応急対策が困難になることが想定されます。困難な状況下において、的確な災害対応を行うためには被害状況を迅速に把握し、町内の防災関係機関や備蓄品等で対応可能かどうかを判断し、災害対応資源が不足するようであれば、町外からの応援を速やかに確保することが重要であります。そのためには、日ごろから同時多発的に発生する可能性がある災害の種類、規模、被害量等を想定をし、各集落や防災関係機関と連携をした防災訓練の実施や防災関連施設、備蓄品等の整備を図ること。併せて、消防団や常備消防、警察など町内の防災関係機関の災害対応能力の把握や連携体制の強化、資機材等の整備を図ることが重要であると考えております。

近年、全国各地で大規模な災害が発生している状況にあり、さらには南海トラフ地震の発生が危惧される状況にあります。本町においても、大規模な災害が同時多発的に発生する可能性があることを常に念頭に置き、発災時には迅速かつ適切な防災対応が行えるように、各集落や防災関係機関との連携を強化し、防災訓練の実施や防災関連施設、備蓄品等の整備、広報等による住民の防災意識の高揚を図るなど、各種防災対策の推進に努めてまいりたいというふうに思っております。

#### ○12番（日高好作君）

前回今、現議長が質問をされました。町長、またかよというそういうあれもあるかもしれないけれども、前回町長は町民や集落から町主催の防災訓練の実施を求める声が多数寄せられている。町内全域に影響を及ぼす災害に備えた一斉訓練を行うことで、指揮命令系統や要配慮者への対応、避難経路、避難場所等の課題も明らかになる。集落と訓練想定などについて協議の上で実施に向けて前向きに検討していくことを答弁しておりますが、その中で町長は質問者が防災の日を設定して、一斉の避難訓練をしたらというようなその質問に対しまして、町長が5月の29日ですか、口永良部島の新岳噴火に合わせたそれがいいんじゃないかと自身では思っているということなんですが。仮に私はそれでもいいと思うんですね。そういう形で皆さんに覚えていただきやすい部分であると思うんですが。要は、いつ実施するか。屋久島町の長期振興計画の中でこの防災では目標として年2回の防災訓練を実施したい、するというふうに目標として掲げてありますが。コロナの関係もあってそれができない状況であるんですが、コロナの中でも災害は発生する可能性もありますし、そこら辺についていつどの程度のあれで実施をしようと考えているのか。もし計画があれば教えてください。

#### ○町長（荒木耕治君）

防災の日は皆さんの意見を聞いて、防災の日は決めて防災の日に訓練をやらなければいけないということもないでしょうから、防災の日は防災の日として決めて、町民の皆さんに災害のそういう意識を持ってもらうというそういう日は決めてもいいのかなというふうには思っております。今、一斉訓練を、各集落で今個々にはやっているんですけど、それはなかなか1年に、これ少し言い訳気味になりますけれども、屋久島町の場合26集落があつて、川べりもあれば高台もある、色んな条件があつて、これ一斉にじゃあ津波そういうもので台風でやるというのはなかなか一遍にやるというのは難しいのかなというふうには自分では思っています。ですから、今言うように、個々でやっていって、その意識を深めていって、もう議員も思うでしょうが、これ一遍に多発になったらそれこそ自分の命を守るので精一杯のような気が私はします。指揮命令等それがどこの例を見てもそれをきちっとやれと言ってもきちんと作ってやっても台風がくる地震がくる噴火はある、そしたらそれこそパニック状態になる。その中でも指揮命令はちゃんとやっていかなければいけないという思いは持っています。ですから、うちだけでだめなら、それは外部から応援をもらうということは5月の大雨のときもそうでしたけど、やはりそういう体制もきちんと備えにはいかなければいけないのかなというふうには思っております。

ですが、全体のやらないというわけじゃなくて、どうやったらやれるか。また、皆さんから知恵もいただいて、近い将来実施をできればいいかなというふうには思っております。

#### ○12番（日高好作君）

やはり安房ですかね、毎年3月11日、東日本の震災に合わせて防災訓練をしております。私の船行もかなりの長い間集落の訓練っていうのは記憶はないんですが、やはり集落によっての温度差っていうのは当然出てくると思うわけですね。だから、私が言いたいのはやっぱり町主催で集落も動かすと。町内一斉やらなくても、校区ごとだったりとかできる範囲で。やっぱり集落にもこの動きを促すようなそういうことがなければなかなか日々の生活の中でどこかでやらないと、なかなか全体の意識というのは上がっていかないのかなというふうな思いがあるものですから、そのように考えておりますので、ぜひお願いしたいなと思っております。

私はちょっと思うんですが、各集落の状況把握というのは一斉にしないにしてもどの程度把握ができていいのか。例えば、介護の世界であれば担当課では要介護の人が何人とか、各集落色々議会のたびに数字も出てきます。集落ごとのそういった現状というのが、いわば防災の担当課としてはどのくらいの把握をされているのかちょっと伺います。

#### ○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

こういう一般質問等があったときに担当を通じて集落に確認をしたりしてはおります。

防災訓練を実施したのかどうか等そういうところは確認をしております。

○12番（日高好作君）

私が聞きたいのは、確認というか、集落ごとのきちんとしたものというのがあるかどうかを聞いています。

○副町長（日高 豊君）

各集落で災害弱者等のことについてまとめたりっていうのはしていると思いますが、それが実際に役場のほうとして各集落のことを現状把握できているかというところとちょっと心もとないところはあります。ただ、従前一度システムを入れて、そういうこともやっではおったんですが、なかなかそれが更新されずに現状にいたっております。先程来ありますように、何かやっぱりきっかけが必要だと思うんですね。であるとすれば、今年度町内全域の防災マップを作成中でありますので、それをただ単に町報と一緒に配るということではなくて、やはりそれを持って行政側も集落に説明に行って、地域の防災意識の高揚を図るとか。あるいは、各集落ほとんどのところに自主防災組織はあると思いますので、それをもう1回、先程議員のほうからありましたように、集落としての温度差もあると思いますので、そういったところのきっかけづくりとして防災マップを使っていくということもありなのかなというふうには思うところであります。

○12番（日高好作君）

先月、三重県議会の防衛防災議員連盟の方ですかね、11名ほど来られて、正副議長並びに委員長が対応した。その中で担当の方の説明、これは口永良部での対応と山間部に取り残されたときの対応というものを説明をしておりました。これはさすがに1人の死者も出すことなく、私も今でもよくやったなというそういう感は持っております。口永良部に関してはやはり日ごろの訓練が功を奏して、ああいう形で大規模噴火にも関わらず死者が出なかった。まさに訓練の成果っていうものが表れたことだと思います。行政のやっぱり1番の責務というのは町民の生命、財産を守るということは、もう私も言うまでもありませんし、私も長年消防に従事してそういった思いでやってきました。ですから、やはりシミュレーションとかコロナ禍であればあるほどそういった形を今ある意味で時間の余裕のあるときにしっかりと作成する必要があるんじゃないかということで、それは要望としてお願いしたいと思います。

それでは次に、大きな2番目の職員の職務遂行について。職員はいわゆる私どもに配られている事務分掌表ですかね、ああいうふうに役割が決められて、それにのっとって職務を行っているわけですが、その達成度はどのように判断しているのかお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

各課の基本的な事務分掌は行政組織規則別表に掲げており、その担当者は町報などでもお知らせをしております。

職務の達成度については、平成28年度から運用している人事評価システムにおいて、職員が担当事務の項目、内容を示し、数値化した目標を設定をし、上半期と下半期で自己評価をし、その評価を上司2名が評価したものを総務課が集約をしております。しかし、この評価システムでは人事評価を目的にしていることもあり、担当者が上司にどのように評価されているのか、上司と総務課は把握できるものとなっておりますが、組織全体で共有できないことに欠点があると考えます。他に監査委員による定期監査や決算審査、議会における決算審査特別委員会の場において、御指導、御指摘をいただき、課内での共有を図って業務の達成度のレベルを上げているところです。私としては、各課長を通じて重要施策の進捗を把握をし、課題や方針を踏まえて熟度が深まるよう指示をしているのが実態となっております。

○12番（日高好作君）

半年に一度、年に2回の人事評価ですかね。自分を自分で評価して、上に提出する。今町長の答弁にもありましたけれども、逆にそれを精査して活用しているっていう部分ではそのようには聞こえなかったんですけど。いわゆる現時点では一方通行という認識でよろしいか。

○副町長（日高 豊君）

私もこの席についてから初めて人事評価システムという、評価してくださいと言われてまして、課長さん方の評価をするんですが。実際には、現状では評価できません。分からないですよ。結局、特に私は行政におった経験がないのでなおさらだと思いますが、各課長なり管理職が全ての職員の全ての業務を把握しているかっていうとなかなか難しいんじゃないのかなとこれは現実の問題として思います。今、総務課も含めて私のほうでお話をさせていただいているのが、この目標設定評価、先程ありましたように自己評価なんですけど、目標設定をその職員がやって、自己評価をして、それを上位者に評価をしてくれっていうのは僕は無理があると思います。やはり目標を設定をする時点で、上司がコミュニケーションとして、どういうふうなことを目標にしますかということ共有できていなければ、それが達成できているかできていないかっていうのは上位者は判断ができないんじゃないのかなと思いますので、できれば今後は目標設定のところから。結構やっぱり職員すごく真面目で各自分の事務分掌ごとに目標があったりするんですが、私はそういう必要はなくて、年に1つでいいと思うんです。自分が今年度自分の職責に対して、こういう目標をもってそれを達成したいんだというようなことからやっていかないと難しいんじゃないのかなというふうに思いますので。この人事評価のシステムというのはなかなか現状では使いづらいのかなというふうに一方ではあります。

一方では、組合さんの要求の中では人事評価はしないでくれという要求もあったりしておりますが、これは法的に評価しなさいということになっておりますので、当然運用

していかないといけないんですけど、そのやり方というのはもっともっと工夫をして、各職員が自分をスキルアップするというか職責を少しでも達成していけるようにシステムとして運用していくことが必要じゃないかなというふうに思っております。

#### ○12番（日高好作君）

副町長言われるように、確かに難しい部分もあろうかと思うんですね。現状の人事評価、いわゆるシステムといたしますか、それでは今のような答弁になってしまうのかなという感もいたします。午前中もちょっと同僚議員の中でチェックリストという言葉が出てきましたけれども、ちょっと話ずれますけど、私なんか農業をする中でいわゆるGAPという認証をとって、ものを生産しているわけですけど、これにはすごいチェックリストがあるわけですね。実際に年間畑で水を何kℓ使ったか。燃料はどのくらい使ったか。畑の地番も全部住所まで入れて、それで図面もあって、その畑で危険な部分っていうのはどこがあるかというリスクチェックですかね、そういったものを含めて。これも審査に年間60万円ぐらいかかるんですけど、それでもそれをやらないとなかなか安全安心の作物として今評価されない、そういう時代になりました。

だから、そういった形で会社とかそういった部分であればやっぱり業績というのが実績というのは数字として表れてくると思うんですが、この行政の評価システムというのはなかなかそこら辺が難しいのかなという。私は半年に一度じゃなくて、むしろ何か月か、3か月なりに一度でも。それか、日々の職務の中でその日1日終わるときに、私は5分でいいと思うんですが、やはり職員全員が日誌なり、あるいはチェックみたいな、そういう作れるような簡単なものでも作って、今日の業務の中で何が達成できた、明日へこれは課題として残ると、もっと大きな課題があればそれをしっかりと報告するというような、何かそういうやっぱりチェックリストというのは考える必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますが。時間もあまりないので、その辺ぜひ検討をしていただきたいなというふうに思っております。

ある大企業の社長は私の好きな社長なんですが、この社長の言葉に、上司は部下の御用聞きにならなければいけないというようなことを言っています。部下は報告してくるのが当たり前と思ってはいないか、とありまして。また、上司と部下との関係、任せて任せるな。そういうようなことを言っておりまして、色々考えさせられるところがあります。そういった意味で、ぜひそういう上下関係がスムーズにいくような流れを作っていただきたいというふうに思っております。

それでは、職員の町民に対しての対応の中で色々批判を受ける部分もあるんですが、職員の講師を招聘しての研修とかそういったものはやられているわけですかね。ちょっとその辺について。

#### ○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

毎年新規採用職員については2回新人研修を受講してもらっています。また、係長、あるいは統括のレベルで目標、講義があって、それに希望する者を行かせるようにはしております。

○12番（日高好作君）

特に新採の職員に関しまして、私はやっぱり鉄は熱いうちに打てじゃないですけど、どうなんですかね、2週間とか1か月とかそんな余裕はないんですかね、例えばデパート関係に接待とかそういったものを勉強に行かせるとか、会社で実際に営業経験とかそういうものも1週間でも2週間でも経験することによって、役場というのは1回入ってしまうとずっと退職までその中で業務を行っていくわけですので。やはり外から内を見ろというような形ではそういったことも検討すべきじゃないかなというふうに思っております。ぜひどこかで検討していただきたいというふうに思っております。町長は何かそういう思いというのはありませんか。

○町長（荒木耕治君）

今、私書物だけ勉強してもだめだと職員は思っています。やはり時代はどんどん変わっていきますから、外に出て色々な感覚で五感で学ぶものもたくさんあると思っております。ですから、財源はあれですけど、やっぱり職員を外に出して、外の風に当たらせてやることも大事なのかなというふうに思っております。私は個人的には常々屋久島町株式会社と思っておりますから。私は雇われ社長だと思っております。ですから、職員はその職員で要するに町民は株主ですよ。それが来たときにきちんと対応するのが職員の仕事でしょうっていうふうに思っています。ですから、今こういう不祥事が起きたりしてもう一遍底辺の底から、私どもは当然襟を正さなくてははいけませんけど、まず1番接客する株主が来られるそこをきちんと対応するような、もう一遍そういう教育を。書物だけの勉強ではなくて、そういう接客とかマナーとか。本当に恥ずかしい話しですけど、大人としてのイロハから。何かそのぐらいの気持ちでやらないと、なかなか職員の意識っていうのは変わっていかないのかなというふうに思っております。

ですからこれからは、まとめてじゃなくて、私は個々でも会ったらそういうことは厳しく言っていこうというふうに思っております。

○12番（日高好作君）

ぜひお願いしたいと思います。

それでは2番目の課長会の開催の頻度と横の連携について、どのようになっているのか伺います。

○町長（荒木耕治君）

課長会につきましては、令和3年度において8回の開催を行っております。月に1回の開催を目標に設定をしており、これまで議会对応の共有に合わせて施政方針で掲げた

集落担当職員制度の内容検討などを行っております。本年度は新型コロナウイルス感染症対策としての緊急の情報共有や作業指示のほか、感染防止のためのメッセージの検討も行い、課長会では私も直接管理職員全員に私の言葉で考えていることを伝える機会となっていることから、これからもそうしたいというふうに。先程、株式会社と言いましたけど、やはり役員会ですから、いわば、ここを今まで議会の前とか何かよっぽどじゃないとやらなかった。だからこれを常時、今月1にしていますけど、いけば屋久島町がどこに向いているのかっていうのを全課長が把握をすることが大事ですから、これ月1ではなくて月2にしてもやはりそういうことはこれからやって、変えていくところは変えていかないといけないのかなというふうに思っています。

#### ○12番（日高好作君）

全く同感であります。そういう形で。やっぱりそれぞれを持つ課で色々な問題、課題、やはりこれを各課長がまとめて課長会で皆さん1枚の紙にして全課長の中で提示をする。それによってはやはり町全体の業務といいますか、それは共有できるわけですね。今回も色々ありましたですけど、それをやはり問題提起として課長会なりに出して、そういうたまたま担当のそういう問題が発生した場合でも、課長の精神的な部分の軽減というか、そういったものをみんなで共有して軽減するという、そういう共通意識を持って臨むというようなそういう形を作らないとそれぞれの課長さんが問題を抱えて、精神的にまいる。そういうようなことが少しでも軽減されるような、そういう課長会でなければ私は意味はないというふうに思っております。その点については、町長、いかがですか。（笑声）いや、ぜひ課長の精神的な軽減という、精神面での軽減というのをそこを図っていただきたい。別に私は職員を擁護するわけでもないんですけど。やはり、今回質問をしているのは、働きやすい環境なのかという視点。それと、やはり若い人を含めて次代を担う職員が明るく元気で職務に遂行できるか。そういったことをちょっと思ったもんですから、今回の質問なんです。

それでは、時間もありませんが、職員間のコミュニケーションの取り方という、これは十分かどうか。口頭でもいいです。

#### ○町長（荒木耕治君）

率直に不十分だと思っております。縦割り、今まで私どもが、私も議員の経験ありますけど、議員になって言ってきたことは、縦割り行政だから横と連絡をとれ、横と連絡をとれということを書いてきました。それで私もそう思っていたら、なんと縦もうまくいっていないというのが分かってきて。それは、やはり先程、基本と言いましたけど、報連相ですよ。新人研修にあって復命書を書いてきたら、5人やったら5人とも最後にやっぱり報告・連絡・相談、これが大事だと思えますってみんな書いているんです、新人は。それがどこに消えていくのかっていうことです。それが上司とか課内でそうい

うのができていない。だから、課長も新人時代はそうやって復命書書いている、ここにいる人たちも多分。だから、そういう気持ち。やっぱり私も職員は育てなきゃいけないけど、課長ももう1つの仕事として若い職員を屋久島町の立派な職員に育てる責務があるんですよ。自分の仕事だけやって。だから、そういう余裕をもって、少しそういう余裕を持っていくために、色んな機器を入れて時間を作るように、今職員の中でも色々やっていますので。ちょっと今これ明日も職員から怒られるかもしれないですけど、今私はそういう気持ちでもう一遍きちっとこれを機にやらなければいけないというふうに今思っています。

○12番（日高好作君）

旧町時代、総務課の職員が連日オンブズマンの対応で精神的にまいってしまって、最終的に職を辞するというようなことも過去にはありました。やっぱり今このネット社会だとかあるいは町民の苦情、そういった処理とかそういった部分でどこかに偏っていないかという私はそれは危惧するわけです。例えば、全てそういった苦情の最終的な処理というのは総務課に多分行くんだと思うんですよ、各課の。そういったときの精神的な負担軽減と言いますか、そういう配慮がこのコミュニケーションをとることによって、少しでも軽減する。それは町長、トップとして職員の精神的なものの軽減に向けては力を入れていただきたいなというふうに思っております。これが私はこの2番目の大きな質問の中では働きやすい環境を作るというのと若い人たちが元気で誇りをもって働ける場づくり、それをお願いして質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は12月9日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時27分



# 令和3年第4回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和3年12月9日



令和3年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年12月9日（木曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
8番 渡邊千護	<p>1. 学校水道水の塩素濃度について</p> <p>(1) 6月議会で質問した後、早急な対応をする と答えているが、その後の対応は。</p> <p>2. シルバー人材センターの導入について</p> <p>(1) 鹿児島県内殆どの自治体がシルバー人材セ ンターを運営しているが、町は今後導入する 考えはないか。</p>	<p>町 長 教 育 長</p> <p>町 長</p>
5番 眞邊真紀	<p>1. 旅費精算不正調査について</p> <p>(1) 旅費精算不正調査の進捗状況を具体的にお 示してください。</p> <p>(2) 旅費不正精算が発覚してから2年が経過し ようとしている。いまだに不正精算の調査が 完了していないが、これに対する問題意識は。</p> <p>(3) 架空領収書についての具体的な調査を行っ ているのか。</p> <p>(4) 旅費不正精算発覚後から、旅費精算に関し て是正されたことはあるか。あれば具体的 にお示してください。（例えば、正規運賃での購 入を控えて、早割などの利用で購入額を最低 限に抑える、等）</p> <p>2. 口永良部島簡易水道施設工事に係る補助金虚 偽申請について</p> <p>(1) 4月には工事遅れの報告を受けていたにも 関わらず、県や国に申告しなかった町長の責 任について、どのような認識か。</p> <p>(2) 完了していない工事の補助金を国から受け ること、契約金を前払いすることの法的な瑕 疵は。</p>	<p>町 長 監 査 委 員</p> <p>町 長 監 査 委 員</p> <p>町 長 監 査 委 員</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>



○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	水迫由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	計屋正人君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君
代表監査委員	朝倉富美雄君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、8番、渡邊千護君に発言を許します。

○8番（渡邊千護君）

おはようございます。渡邊千護です。9月の議員選挙で町民の力をお借りして、この議場の場へ押し上げていただきました。町民の期待にお応えできるように議員活動をしつかりと努めてまいりたいと思います。

それでは通告に従いまして、1、学校水道水の塩素濃度について、2、シルバー人材センターの導入についての2点です。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

皆さん、おはようございます。渡邊千護議員の質問にお答えします。

先般の6月議会において、各小学校の塩素濃度が高いとの指摘を受けておりましたので、早速生活環境課と連携し、各学校に対し1か月間の残留塩素濃度調査をお願いをし、報告書を提出していただきました。その結果、残留塩素濃度が基準値を下回る学校が2校ありました。大雨の影響や配管内の滞留水に影響を受け、数値に過不足が生じることがあるとはいえ、そのことを受け、必要に応じ塩素投入量の調整や浄水場の整備の検討などを生活環境課で対応してきたところです。調査報告書には、担当教員の意見や質問等もありましたので、それにも回答等を添えて文書で報告をしたところです。

また、浄水場では、毎日残留塩素濃度、色、臭い、味の検査を行っており、さらに学校でも毎日検査を行っており、二重に確認ができ、異常がある場合は生活環境課と連携して早急に対応する体制をつくることのできたと考えております。

今後も安全な水の供給に努めるとともに、生活環境課と連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○8番（渡邊千護君）

町長、2校基準を下回る学校があったと今言われましたけれども、私が調べたときには1校あったんですが、2校はどちらでしょうか。

○教育総務課長（長 美佐子君）

栗生小学校と八幡小学校になります。

○8番（渡邊千護君）

前回私が調べたときには、神山小学校が基準値よりも下回っておりましてということで、当時は栗生小学校、八幡小学校は0.1から0.2ということでお聞きしたんですが、今回調べた結果、栗生小学校と八幡小学校も基準値を下回ってたということですか。

○教育総務課長（長 美佐子君）

すいません。八幡小学校ではなく、神山小学校に訂正をさせていただきます。すいません。

○8番（渡邊千護君）

では今現在栗生小学校は、塩素濃度はもう基準値を上回ってちゃんと回っているということですね。（発言する者あり）分かりました。

私、前回、永田小学校から栗生小学校まで8校、塩素濃度を調べてまいりました。そのときには神山小学校は基準値を下回ってたということと、安房小学校は基準値よりもというよりも0.5mg/ℓ以上の0.7mg/ℓになってたので、やや高いのかなということを調べてまいりました。

今回、神山小学校と安房小学校を重点に何回か行かせて、調べさせていただいたんですけれども、神山小学校の先生から、神山小学校は今塩素濃度が0.1mgから0.3mgと、平均で0.22mgですということで報告を受けました。本当に感謝してまして、学校の先生から町のほうにお礼を言ってくださいと。本当に担当課の人、町長含めありがとうございました。子供たちが安心して今水を飲んでいますという報告を受けました。本当に私もお礼を言ってくださいといわれたので、ここでお礼を言わせてもらいます。私から言うのはちょっとどうかと思うんですけれども。

安房小学校は、実は前までは0.7mg/ℓまでちょいちょい上がってたということで、今現在は0.5mg/ℓなんですけど、低いときでは0.4mg/ℓまで下がってるそうです。まだどうしても臭いが臭いというときがあるということで、まだ学校の父兄のほうには安心して飲める水だというのはまだ流してないそうです。けど、担当課長と私何度も、よく担当課に行って話をするんですけれども、気をつけてしっかり毎日やってますということでありました。本当感謝しています。やっぱり学校の生徒が安心して水を飲めるように、今後ともチェックしていただきたいと思っております。

それで、近隣住民からもちょっと学校付近の住民から水が臭いという報告もありました。担当課のほうにはその旨伝えてあります。今後もしっかりチェックしていきたいということでありました。



そういう話が進んでいる中で、9月10日の日に学校のP T A L I N Eの中に緒方議員が学校の父兄から相談を受けたということで、町長と副町長、教育長と掛け合って話をしたというふうにL I N Eで流れてきました。そのときのL I N Eの中。とてもありがたい話で私もすごい嬉しかったんですけども、この中で緒方健太議員が町長、副町長、教育長へ掛け合ってくれ、浄水器の件はオーケー頂けましたというふうに話が来ました。L I N Eで流れてました。学校のほうからまず要望書を出してもらい、その後早急に対応をしていただけるそうです。学校のほうにも早急に要望書を出してくれるように、緒方議員から要望書の書き方などの連絡も入れてもらっています。その要望書が役場に届き次第、浄水器の設置になるというL I N Eでありました。私も学校のP T A役員してますので確認したところ、健太議員が父兄から相談を受けて学校のほうに相談してるというふうにして、この内容ですともう浄水器が取り付けられるという内容だったんです。そしたら、学校の父兄から問合せがいっぱいありました。いつつけるんですかと。どこにつけるんですかと。それで私も担当課のほうにも行き、生活環境課の課長にも会い、話を進めていったんですけども、担当課長のほうは一応話は聞きましたけれどもということでした。ただ、課長はどうも相談したときには、町長がその件をオーケーしたかどうかはまだ確認とれていないということで、確認したら検討するということだったんですけども、この流れからいくと浄水器を設置するというのでP T A L I N Eのほうに流れてたんですが、その件はどうでしょうか。

#### ○町長（荒木耕治君）

議員が私のところに来て話をしたのは事実であります。そのときに色々話をしました。ですが、議員とのやり取りの中で、要するにそういう要望といいますか、塩素濃度が高いという話があって、それをきっちりじゃあ検査をしてそういうことが本当に基準を上回るような数値であるなら、それはそういうふうに浄水器をつけて対応しなければいけないでしょうと。そういう、上回ればつけるというような会話はそれはしたのは事実でございます。ですから、担当に要するに本当に数値内に入っているのかいないのか、そこら辺を検査をして、それでどうしても高いようであればそれはそういうことをしなければいけないですねということは申し上げたのは事実であります。

#### ○8番（渡邊千護君）

学校のP T A役員のL I N Eであったので、そこだけでいえばこの話が収まれば終わったんですけども、学級P T AのほうにもL I N Eが流れてまして、もう父兄たちがかなりパニックになりました。今水筒を持参させて学校に登校させておりますけれども、浄水器を設置する、いつ設置するんだ、学校のほうに何で町のほうはオーケーしたのに学校は動かないんだってこと、先生のほうに今度は目を向けてきて、学校側はかなり今でもパニックしております。

その後、私も担当の教育総務課長とも話をし、浄水器の件はどうなったんですかという話をしにいったところ、色々調べた結果、浄水器を水筒に入れてしまうと雑菌が入ってしまって体に危険があるということで話を聞きました。学校側に回答を早急に頂きたいということだったんですが、なかなか回答は来ないということで、私も何度かまた足を運びました。学校側に回答が来ました。その回答が、これですね。「学校環境衛生基準において、水道水を水源とする飲料水の残留塩素濃度は、水道施行規則第17条第1項第3号に規定する0.1mg/ℓ以上保持する」と。もちろんそれはそのとおりでいいです。その後、「ちなみにWHO（世界保健機関）の飲料水水質ガイドラインでは、塩素濃度の上限値は5mg/ℓとされており、人の成長段階に応じて感受性が異なることも含めて、一生を通じて飲み続けても重大な健康リスクがもたらされないことを示されています」と。「安房小学校は他校と比較すると高い数値、0.5mg/ℓであります。浄水器に近い地域で数値が高くなる傾向にあることも要因として考えられ、現状では規定値内であるため、飲料等に問題がある状況ではありません。また、浄水器の仕組み等を調査したところ、浄水器の設置は塩素を除去し、濃度を低下させる効果があるものの、機器の浄水能力や日ごとの濃度変動により、0.1mg/ℓ未満まで塩素が除去される可能性も考えられ、その場で飲用することは支障ありませんが、水筒で一時保存した場合は細菌が繁殖するおそれがあり、衛生上好ましくありません」と。「以上のことから、直ちに浄水器を設置せず、現状可能な対策として、塩素濃度が高い場合、学校の水道にて5分から10分程度放水をし、学校全体の水道管内滞留水を動かして新しい水を流すことにより、塩素濃度が改善することが期待されます」というような回答でありました。

教育長、ここで質問ですが、もちろん0.1mg以上、基準としてはもちろんそのとおりであります。なぜ、このWHO（世界保健機関）のガイドライン上限は5です。この答えは間違いじゃありません。ただ、学校の父兄からは、ここ屋久島ですよ。日本の基準値ありますよね。日本の基準値は1mg以下、0.1mg以上なんですよ。なぜここに世界のガイドラインを載せたのかというので、私たちはじゃあこのまま水を飲み続けるということですかという父兄からの問合せがたくさんありました。なぜこの世界保健機関の例えを出したのかというのをまずお聞かせください。

○教育長（塩川文博君）

それは私の指示ではないので、恐らく担当職員が調べたその調査の対象がWHOであったということだけのことだと思います。

○8番（渡邊千護君）

ここは屋久島です。日本の中でも水に誇れる島であります。それに対して、この保健機関の上限値は5ということで来てます。父兄から来た問合せもありました。町が規定以内であると強く言っているが、WHOの世界の基準を示したことであって、水がきれ

いと称している屋久島が世界の基準と比べていいのでしょうかということも来てます。

鹿児島市の残留塩素濃度は0.37ですと。東京も0.4ですと。その後に先程書いていたところで、学校の水道にて5分から10分程度放水をします。そうすると滞留水を動かして新しい水を流すことにより塩素濃度が改善することが期待されるということでも来てます。実は毎朝、先生、校長先生含め、山口先生と、使用部分の2か所の水道水を今20分放水してます。しかしながら、全く塩素濃度は変わってません。実際期待されると思ってます。期待されない、やってるわけですよ。こういう回答が実際やってても期待されていないにもかかわらず、これどういう、実際これが滞留水が動くというのは、塩素濃度が下がるということを使ったというのはちょっと理解できないと。調べた上でそうなることを期待されるんじゃないかと、実際下がるのであればこういう答えを出していいと思うんです。毎日20分以上やってるんです。水道料もかかります。けど塩素濃度実際下がってないそうです。なぜこういう回答を出したかということをお聞かせください。

#### ○町長（荒木耕治君）

議員のおっしゃることよく分かります。ですから、私もすごく水のことですから、それも児童が飲む水のことですから、昨日一般質問が終わってから安房小学校へ行ってまいりました。校長先生、教頭先生、養護の先生ともう一方いらっしやいました。4名で。実際、私もその水道水を飲んでみました。私は元々臭いには鈍感なのかしれませんが、臭いもしませんし、普通の何も通常の水だと私は感じました。ですが、そこで養護の先生だったと思いますけど、何か水入れてこう調べたら、5でしたよ。ちょうど昨日4時過ぎの時点です。ですからそれだと基準値内ですから、それでも子供たちはやっぱり心配で言うんですよと。マイ水筒を持ってきますけれども、冬場はそれで足りるんですけど、夏場子供が汗をかくと、要するにもう午前中で飲み干すので午後からは水道水を入れたりするから、もうそうすると今度は下がるんでそこら辺も心配ですという話も直に昨日聞いてまいりました。集落からもそういう話があるということ。一つは水源地が近くてという話もございました。ですから今言うように、近いんで濃ゆいというのがあれば、ちょっと出して流したらそういうものは解決するんじゃないかということでもございます。それでもやっぱり心配される親御さんがいらっしやいますということで、学校としても苦慮をしますという話でした。

ですから、世界の基準を出したということも議員も言ってますけど、私どもは世界に誇れる屋久島に住んでますから、何も基準値を日本だけではなくて世界の基準値でやることに私はどうっちゃう、あんまりそういうことは思っていませんけれども、いずれにしても心配を解くのが私どもの仕事ですから、今から、昨日も言いましたけれど、今から本当にそういう人たちと話をして現状が少しでもよくなるようにどうしていくかを、もうちょっとこれからも継続的にしばらく見せてくださいよという話は昨日してま

いりました。

○8番（渡邊千護君）

大都会の東京の水道局で、おいしさに関する水道の水質目標を独自に定めております。その残留塩素濃度は必要最低限の0.1mg以上0.4mg以下としていると。大都会の混雑している場所でもそうやって基準値を目標として一生懸命頑張っているわけです。

私、担当課長とも、生活環境の課長と話ししました。その地域近隣の水もかなりちょっと臭いというふうに言っていますということで、担当課長本当に動いていただいてまして、すぐ調査すると言っていました。0.5mg、学校の塩素濃度やっぱり高いねと、もうちょっと落とす努力をしてみますという回答をもらった矢先にこの回答が来たもんだから、どういうことですかと。意思の疎通は取れてないのかと。こうやって努力していて0.5まで落ちて、あと少し落としていきたいと思いますという担当課の回答もらった後に、0.5は飲んでも大丈夫ですよという回答が来たもんだから、学校側としても、私、学校の先生にはそうやって逐一報告はしています。ちょっと言ってること違いますよねと。ただ努力していただいているのは十分承知しています。今後、やっぱり安心して飲める水を提供していただきたいと。屋久島憲章条文、一番最初に上がってきてます。いつでもどこでもおいしい水を飲める町だというふうにならなうたってますので、今後ともしっかりチェックしていただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

昨日養護の先生はずっと1日に何回かデータを取ってくれてまして、一番低いときは0.4とか0.45とか、今一番高いところで今のところ5だということでした。ですから、やりようによっては下がるということが、いやいやもう全然上がっていくということじゃない、0.4とかということもあるわけですから、やはりそこら辺をキープできるようなことをやっていければというふうに。浄水器をつけたり色んなことをするのはまたその後に考えてみたいというふうに思います。

○8番（渡邊千護君）

ほかの小学校は大体0.1から0.3mgです。0.4で臭いが取れるそうです。できれば0.3mgまで。学校のほうで2年半か3年ぐらい前までは0.3だったそうです。大体ここ2年前からちょっとずつ上がってきて、それが理由がはっきり分かりませんが、また一旦上がって今チェックしていただいて0.5まで下がってきてますので、もうちょっと頑張ってください、安心して飲める水を提供していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次は、シルバー人材センターについてをお願いします。

○町長（荒木耕治君）

これまでも本議会で議論をされてきたところですが、少子高齢化の中、シルバー世

代の方々の就業機会の増進を検討すべきとの考え方は私も賛同をされるべき課題だというふうに認識をしております。

センター運営に関し国庫補助を利用する条件としては、100名以上の会員数と法人組織化、そして年間延べ利用人数5,000人の実績を要件としており、小さな市町村での運用当初の条件として困難な部分があると考えております。しかし、県内や近隣市町では補助なしでの設置が進んでいることから、積極的に調査研究を行う必要があります。

また、これとは別の福祉施策として、現在、町社会福祉協議会により有償のボランティアネットワーク制度、愛らんどネットが運営をされ、時給600円での実績が積み重ねられてきており、南北の事務局により現在87名程度と、以前より増員をして運用が継続をしている実態もあります。

今後は、シルバー世代の雇用という観点から島内の需要の調査研究を進めて、シルバー世代の就業の場の発掘も広げながら、センターへの展開、発展を検討してまいりたいというふうに思っております。

#### ○8番（渡邊千護君）

実は、令和元年9月の12日に、元議員の寺田猛議員もこの件について一般質問をしています。私もちょっと今回電話させていただいて言われたところが、「千護って。絶対シルバーセンターは必要だ」というふうに念押しして言われました。そのときの回答も、9月12日の一般質問のときなんですけど、「高齢者就業の方策として調査研究をしてまいりたいと思います」と答えております。実際その後調査研究はどこまでしたのかというのを。

#### ○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの議員の質問にお答えいたします。

本町においては、以前から、それ以前からシルバー人材センターにつきましては議論がされているようで、議員とお話を最近する中で調べてみました。

平成21年に国の事業仕分けがなされたのは記憶にあると思いますが、あの段階でその翌年、22年に行政刷新会議によるまた再仕分というものがありまして、その後大幅な国庫補助の縮減がなされております。こういった変遷を経まして、当初設立に係る補助の大幅な減額があったというふうに認識しております。その後、25年の9月、27年9月、元年の9月と、議員より質問がなされておりました、そのたびに研究ということで話をしております。

実質的にどういった研究がされたかということ、当初の費用としてどういった費用が必要なのかということなんですけど、まず事務局が必要になります。施設、箱物もしくはどこかに間借りをするということですが、1,300万円程度の当初費用がかかるのではないかと上がっております。それから、種子島とかの情報もお聞きしております。

すが、各団体とも4名から3名の職員を配置し、そこに会長及び会計及びパートで2名と、4名ぐらいの人数が配置されて運営をなされているということです。西之表市と南種子町につきましてはその中で様々な努力をされておりました、西之表は昭和時代にもう開設されているということで、聞けば失対事業等の時代にできたというふうな話はお伺いしましたが、南種子においては最近できておりました、その補助の中で適切な運営がされており、補助も可能な段階に来てるということでした。中種子町につきましては、年間延べ5,000人という、5,000日ですかね、5,000人5,000日という段階はまだクリアをしてないので補助がもらえてないということでした。

それから、市町村における補助が一定の補助が必要だということが前提だということ、この市町村の補助金を超える額を国が補助するということはあり得ないという、そのようなことで認識をしております。現在、屋久島町においては愛らんどネットワークという有償ボランティアが実施されておりますが、このボランティアにつきましては時間制限がほしい1時間から2時間という短時間で行われるということもありまして、参加者は非常に多いんですが、年齢層も各65歳未満の方々も多くおるという状況もあります。ですから、シルバー世代、60歳以上の方々についての対応ということが、県内でほとんどの市町村がされているという実情があるので、場合によってはここについては愛らんどネットワークと同じ枠の中で考えていくことも必要なのかなと考えております。以上です。

#### ○8番（渡邊千護君）

今、愛らんどネットワークの話出てきました。社協がやっていることですが、有償ボランティア制度ですよ。今言ったように最長で2時間、時給600円、内容としてはごみ出しだったりとか庭の手入れだったりとか、ちょっとした買い物の手伝いとかいうことで、実質じゃあどのぐらいの時間を要しているかということ、ごみ出し15分ぐらいだそうです。そしたら、時給にすると150円です。正直ボランティアが基本だということで、男性が21名、女性が66名、87名で今動かしているということでした。ただ、問合せの中にやっぱり草払いをしてほしいとか色々来るそうです。ただ、軽作業しかできないボランティア活動しかできませんので、そういうことは受けられませんというふうに断ってるそうです。ですから、人材シルバーの仕事とは異なってくるのかなというふうに思います。

先程、100人の会員とあと5,000人日しないと国庫補助が下りないと、補助金が下りないということですが、もちろん実務実績3年間ないと、クリアしないと国から補助は受けられません。もちろん鹿児島県内において補助をもらってないシルバーセンターはたくさんあります。今鹿児島県の中で43市町村あります。そのうち市町村においては37のセンターがもう設立していると。町においては屋久島町と与論町だけです。あ

とは三島村、十島村、大和村、宇検村、6町村が未設置となっているということが現状であります。その中で28センターが公益社団法人です。2センターが一般社団法人で、あと7センターが人員なき法人として運営しているのは実情であると。

私、今回、この一般質問をしようと思ったことは、ちょっと身内の不幸があつて種子島に行くことがありました。そのときに話をした人が中種子の社協のOBでした。人材センターを立ち上げた発起人だということで色々話を聞くことができました。そのきっかけ、じゃあ何だったんですかとお聞きしたところ、やっぱり少子高齢化が進んでいまして労働不足を感じたということがまず一つ。あと、年金生活で生活が非常に苦しいという声が上がったと。定年してから家を出なくなったと。実際ひきこもりの人が多くなってきたと。地域の行事にも参加しないということの声が上がったことによって、町に相談に行ったそうです。このままだと人口減少も進んでおり、定年者も増えたうえに今高齢化が進んでいて、30%近く、もう比率としては高齢者がいるということで、だったらその人たちのまた力を借りて、人材センターを立ち上げようじゃないかということで始めたそうです。

その後、話を聞いて、詳しく聞きたかったのもう一度中種子町に行って話を聞きました。その話の中で、やっぱり立ち上げが非常に難しいと。行政のやっぱり財政もかかわってくることだし、個人でだとか企業が色々集まって金出し合ってもなかなかできるものではないということで、準備期間としてはどうしても1年は要ると。行政の力を借りて、どうしても財政が必要なので、そこら辺は何度も何度も掛け合つて話をし、あとは町民の意見を聞いて回ったということで、もしできた場合は会員になっていただけるかということと、あとは業者、事業所色々回つて、仕事があるかどうか確認して回ったということでした。

で、今度は南種子町のほうにも連絡しました。そしたら、平成28年にやっぱり準備委員会を設置してます。やっぱり1年間は聞き込みに回ったそうです。29年度に人材センターを開始と。そのとき、やっぱり事務局が町から出向していただかないとなかなか厳しいということで、社会福祉課長が事務局長となってます。職員に出向していただいて、そこで会員を集めるという作業をし、理事会もしっかりつくって規約をつくっていく作業から始まったということでした。実際、独立したのは令和2年、昨年です。4月から民間のほうに一般社団法人として運用を始めました。町のほうからは年間700万円の支援を頂いて運営していくと。会員数は今170人です。170人多いなと思いました。

で、屋久島の現状はどうなんだろうということで、私、区長のほうにも数名に連絡しました。そしたら、どういう仕事があるかということ、それはなかなかないだろうと、難しいかなというのは何でなんだろうって聞いたら、農業してる集落でありますので、ポンカン収穫時期、タンカン収穫時期になると、個人でもう人取り合戦なるそうです。前

もってもうあの人をお願いする、この人をお願いするというので、もうそれで話はついていくということでありましたけども、最終的には確保できなかったところは最後のほうに回ってしまうという話で、もし町として、町と区長連中、連絡協議会と区連会で、話をした中で、人材センターを設立するという話になったらどう思うかというのと、それは助かると。もう個人でお願いするとすごい大変だそうです。ガイドにもお願いするそうです。ガイドをお願いしてちょっと人を10人集めてくれとか、それがすごい大変だったことで、もし人材センターがあったらもちろん活用したいし、区の集落のほうにみんなに声をかけて全力的に協力したいということがまず一つの集落の区長の意見でした。

もう一つの集落は、もちろん町がそういう人材センターに協力していただいて設立してくれるのであれば、もちろん動きますということで返事を頂きました。

あとは、やっぱり高齢者の方にも聞きたいと思って、数名の方に色々聞いて回ったんですが、働けるのであればぜひ立ち上げていただきたいという意見が多くありました。

町長、こういう声もう本当多数上がって、聞き取りをした中では多数上がっていました。町長の考えとしては今後立ち上げの方向に向かって進める考えはありませんか。

#### ○町長（荒木耕治君）

先程も言いましたけれども、発展的に検討するというのでございます。今、100名以上に5,000日ということですよ。ポンカン・タンカンの収穫の話も出ましたけれども、私も聞いてますが、管理センターに頼んでも人がなかなか集まらないと。そして今議員が言われたように、個人で頼んでもだんだん人に来てもらえなくなるという、労働力不足というのは目に見えてきているのは事実であります。

だけど、私の周りには今度は逆に元気なお年寄りがいて、グランドゴルフ、ゲートボール、ゴルフ、何だってもう、80近くでもよく元気に毎週毎週できるもんだなあと思ったり、それでまた平日も行ってるわけです。それは私の近所の女性の方ですけど。だから、そういう人たちもいます。

ですが、今議員が言われるように、もう愛らんどネットワークを発展的にそういうものでシルバー人材センターにつくっていくということは、必要な時期だろうなというふうに今思っております。議会でも何人かの議員から、私もなつてすぐにも質問も受けてりして、それでずっと近隣の状況とかも聞いて、いよいよそういう時期であるのかなという思いは、今議員のそういう話も聞いて意を強くしたところなんです、そういう方向で内部で少し検討していきたいというふうに思います。

#### ○8番（渡邊千護君）

実際にセンターを立ち上げた場合、永続的にどうしても行政の力が必要になってくると思います。今、先程農業のこと、農業支援センターも人が集まらないのは知っています。



ただ、人材センターはもちろん農業だけの部分ではありませんので、観光客がたくさん来たときにはホテルのサービス、皿洗いが人が足りないとか、たくさん色々な仕事が出てくると思います。土建業にしても、実務の中の仕事できませんけども、倉庫の掃除だったりとか、この間連絡して確認したところそういう仕事は幾らでもあるというふうに聞いております。色々な業種で仕事がたくさんあると思います。ただ、本当1年間は準備期間として設立、準備期間の設立をしてもらって、聞き取りをして人を集めると、会員を集めると。それからスタートしていただきたいと。今すぐしてくださいというのはもちろんできませんけれども、もう前向きに、どの自治体もやっています。やっぱり生活困窮者もいらっしゃいます。その人を助けるためにもぜひやっていただきたい、進めてまいりたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。

10時55分から始めます。

休憩 午前10時42分

---

再開 午前10時55分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、眞邊真紀君に発言を許します。

○5番（眞邊真紀君）

こんにちは。議席番号5番、眞邊真紀です。8月の議会で、必ずこの場に戻ってまいりますとお約束しました。町民の方の力をお借りして本当にまたこの場所に立つことができること、感謝申し上げます。本当に行政と議会の役割というか、何のために存在するのかというのを選挙の前にも改めて自分の中で整理しました。やっぱり行政の役割というのは住民の福祉の向上のためだけにあると言っても過言ではないぐらいなんですけれども、議会もまさに住民の福祉の向上、そして安心安全な生活を守る、そういう仕事をすると、それだけで、そのためだけに存在していると言っても過言ではないんだなというふうに、また気持ちを新たに4年間しっかり頑張っていきたいと思っております。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1つ目が旅費精算不正調査について。

こちらもう何度目かの質問になりますが、進捗がまだ明らかになっておりません。内容もまだ明らかになっておりませんので、続けて質問させていただきます。

2つ目、口永良部島簡易水道施設工事に係る補助金虚偽申請について、この2点です。  
まず、旅費精算不正についての1番で、旅費精算不正調査の進捗状況を具体的にお示しください。よろしくお願いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

監査委員の朝倉と言います。眞邊議員の質問にお答えしたいと思います。

町長からの要求による監査につきましては、町長に対して監査結果をもって報告いたしますので、途中経過についてお話しすることは控えたいと思います。しかしながら、要求があってから時間が経過しておりますので、町長への報告も兼ねて少しだけ現状を説明いたします。

これから、実際の購入金額を確認するために業者への照会を行うところですが、個人情報保護の観点から本人の承諾を得なければならないと考え、その承諾書を取っているところでございます。

これ以上の詳細については、今後の監査に影響する可能性がありますので差し控えたいと思います。

○5番（眞邊真紀君）

業者への照会を行うように、再三再四私のほうからもお願いしてきたと思うんですけども、まだ業者の照会を行っていないようなんですが、なぜここまで期間を要しているのかをお聞かせください。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

個人的には予定より少し遅れているとは考えております。その理由として、やっぱり一つの大きな要因があったわけではなく、日程の調整やほかの監査を優先させたこと、また8月以降はコロナのクラスター等で会議を見合わせたこと、10月には議選の監査委員が変わったこと等あり、現在に至っている状況でございます。監査委員としても早くこの件は結論を出したいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○5番（眞邊真紀君）

町長から監査の依頼があったのはもう随分前だと思うんです。改選で議選の監査委員が変わったとかというのはそれは言い訳で、かなり時間を要し過ぎてると思っています。過ぎたことは仕方ないですけども、業者への照会を行うに当たって、個人情報保護の観点でそれぞれ対象者に承諾を得ると、それが必要だというふうに考える根拠は何なんですかね。出張は公務であって、個人的な旅行ではないですよ。それは照会をかけるために、個人に承諾を得なければいけないと思った根拠は何ですか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

色々な考え方があると思いますが、基本は個人情報ということでございます。例え公務の出張であっても、やはり個人は尊重しなければいけないという考え方でございます。

○5番（眞邊真紀君）

公務での出張は個人の旅行ですか。何度も聞きますが、これは個人情報なんですかね。町長、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

私の場合も自分の個人情報で自分で履歴を出したということだろうと思いますから、監査委員がそういう判断をしてるんであれば個人情報なのかなというふうに今思っております。

○5番（眞邊真紀君）

町の個人情報の捉え方がおかしいんですよ、全体的に。公務で出張に行きます。出張精算書を黒塗りで、職員の名前も行き先も黒塗りで出してくること自体がおかしいんです。これは県や総務省に見解を求めました。一般論ですけど、結局、職員の名前も行き先も消すものではないというふうな答えが返ってきます。

ちょっと話それますが、情報開示の仕方がおかしいんですよ。個人情報の捉え方が屋久島町全体でおかしいので、これは見直す必要があると思っています。次の質問にかかるとこなんですけど、県が出してくるものはこういうふうに黒塗りにしてないんです。町が出してくるものは名前も、業者の名前も黒塗りにしてるんです。これは公文書なので黒塗りにしたら駄目なんです。これ町が出したものですよ。県のほうが、これ印影だけは黒塗りにしてあるんですが、名前は全部出てますから。だから、監査委員が色々な考え方であるというふうにおっしゃってますけど、考え方ではなくて個人情報に関するもう決まりなんですよ。公務に関しては個人情報ではないんですよ。だからそもそも業者への照会をかけるのに、なぜ個人情報だということ各個人に承諾を得なければならないのか、そこから考えないといけないと思います。照会をかけるために何名にその承諾を得ようと、承諾書を郵送されたんでしょうか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

その詳細についてはまだ今調査中ですので、件数とかそういうものについてはお答えはできません。

○5番（眞邊真紀君）

じゃあ件数をお答えできないということ、まあそれでよしとしましょう。もし必要もない承諾書を100人に送った場合、半分からしか返ってこなかったら半分しか調査をしないということよろしいですか。それは調査の方法なので、しっかり教えてください。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

多分そういうケースが出てくるとは思います。でも監査委員としてはそういう方法を

取る以上は粘り強く何回もお願いをして、そしてそういう理由を説明をして、できるだけ努力して回収したいと思っております。どうしても出さないという方に関しては、その時点で検討をしたいと思っております。

今個人情報の中で話をされましたけれども、必要か必要でないかということで。過去にそういう照会をかけたことがあったんですよ。そしたら、向こうのほうから個人情報の話が出まして、それが発端でございます。個人情報として出せないかもしれないという回答を頂いたことがあったんですよ。それちょっと立派というか、しっかりした方なんですけれども、学識者というかそういう方はやっぱりそういうものが必要なのかなということで、じゃあ絶対に照会を出して、返事をもらうためにはそれを添付した方が確実だなという考え方に至っております。

○5番（眞邊真紀君）

ちょっと内容が不明確で判断のしようがないんですけれども、これ明らかに個人情報じゃないんですね。恐らく監査委員のほうで監査委員事務局と話をして、各個人に問合せをしてその後に照会をかけるというふうに結論づけたと思うんですけれども、許可の必要ないと思うんですよ。今、朝倉さんがおっしゃったことが何の例でどういう内容なのか、何をもって個人情報だと先方が言ったのかというのが全然ちんぷんかんぷんで話分かりませんが、今回のこの旅費不正の精算に関しては、あくまでも公費で出張したことで全部公務です。その内容について個人情報だからこれは調べないでくれなんていうことは通用しないと思うんです。法的な根拠をもって照会をかけるために各個人に確認を取ると、そういうこと誰か法律の専門家から助言があったのかどうか、その辺お聞かせください。単純に監査委員の方のお考えだけだと思うんですよ、聞いてると。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

直接は私のほうでは確認はしていませんが、そういう話を聞いたことはあります。

○5番（眞邊真紀君）

そういう話を聞いたことはあるというのは、旅費精算の照会をかけるには、それは個人情報に当たるから確認を取らなければならないということによろしいんですかね。誰に聞いたんですかね。そういうこと聞いたことがあるというのは誰から聞いたんですか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

残念ながらそれはお答えできません。その人に迷惑がかかりますから。

○5番（眞邊真紀君）

公的な仕事をされてるので、残念ながら話ができないとかそういう問題ではないと思うんですよ。ちょっともうこの話を代表監査委員としてても、なかなかいつも水かけ論で話にならないので一旦諦めますけれども、実際に今年度末までに調査が終わるというふうに8月議会でもそうですし、6月議会でもおっしゃってたと思います。3月末まで

に終わるのでしょうか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

それに向けて努力したいと考えております。

○5番（眞邊真紀君）

実際にどうなのかということを知っているんですけども、タイムスケジュールがありますよね。今照会をかけるために、各個人に許可を得るために書類を郵送して返ってくるかこないか分からない。もう12月です。それから1月、2月、3月で特に忙しい時期に入ってくるかと思うんですが、終わりますかお2人で。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

先程も言ったように、終わるように努力をいたします。

○5番（眞邊真紀君）

町長、3月末までにもし監査委員が、調査が終わらなかったとしたら、これどうしますか。

○町長（荒木耕治君）

今、監査委員も終わるように努力をするって言ってますんで、終わるということを期待をしたいというふうに思います。

○5番（眞邊真紀君）

もし3月末までに終わらないとなると、もうこの一連の旅費不正が発覚してからもう2年なんですよね、明日で丸2年。異常事態だと思うんです。架空領収書の発行というのがこの旅費不正の中心にあって、その真相というのがまだ分かってないんです、我々には。司法の中では調査終わってますけども、ある一定の判断が下った。でもその内容は私たちには一切分かってません。それを調査して再発防止策、本当の再発防止策を講じられてないんですよ。その問題意識というのはちゃんとお持ちになってますかね。

○町長（荒木耕治君）

再発防止策を講じてないって今言われましたけど、私どももそれを通じて二度とそういうことが起こらないように、その後色々な改正はしていってるというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀君）

その改正というのはごく一般的なことなんです、残念ながら。この屋久島町で起きたことというのが一般的に起きてないことについて、不正が起きたんですよ。普通そういう場合は行政のほうが第三者を入れて調査をするか、もしくはそれをしない場合には議会が百条委員会を開いてその調査をするか。再発防止策を講じていると以前から繰り返し言われてますが、本当の再発防止策を講じられているのかどうかという評価できないんですよ。これ調査ができてないので。監査委員からも報告受けてないですよ。

今想像できている範囲の中で、例えば宿泊費の二重請求のことについてとか、シルバー割引のことについてもそうですけど、それは今分かってる段階でのことは改善されているかと思います。ただ、分かってない部分に関してのことは残念ながら報告もありませんし、未調査ですから再発防止策ないんですね。だから、そういうことを調査して再発防止策を講じるために、各自治体、行政で何か不祥事があれば議会が百条委員会を提案したり、つい9月でも、どこでしたっけ、佐賀の武雄市でしたか、ふるさと納税の返礼品が発送が随分遅れているというので3,800万円でしたかね、損害賠償請求されました。議会は百条委員会を開いて調査してますよね。だから調査というものが完全に欠落していて、まだ終わってない、2年たっても終わってないことに問題意識を持たなければいけないと思います。今、監査委員、照会かけるために各個人に許可を得ている、これが本当に必要なのかどうかというのはちょっとまたほかで議論したいと思いますが、進捗してるようなので、ぜひ年度末に終わるように、また調査を依頼した町長からもちゃんと途中途中で確認をしていただけたらなと思います。

○町長（荒木耕治君）

議員おっしゃることはよく分かります。私もいつまでもこの問題を未解決のままというのはよくないと思ってますから、今、今年度末にそういう結論を得たいというふうには思ってる。ですが、先程監査委員も言いましたけれども、調査対象も多いあるいは通常の業務をしながら、非常勤の特別職ですからそういうことも、だけどころいう事態になったんで、それはそれとして精いっぱい努力をしていただきたいというふうに思いますんで、そういうことは今後注意していきたいというふうに思います。

○5番（眞邊真紀君）

一つ監査委員にも、もう一つ聞いておきたいことがあるんですが、監査委員は飛行機での出張というのはありますか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

はい、お答えします。

年に、通常であれば年に3回ぐらいですかね。まず研修が2つほどあります。県の研修と郡の研修、これはどうしても勉強ですので出たいと思っております。それからもう一つ、あと総会、全体の監査委員、鹿児島県のですよ。県の総会というのがありますので、これもやっぱり一応出席します。あと、2年に一遍ですけれども、東京のほうで全国大会があります。研修も兼ねてあります。それにも2年に一遍ですから、出たり出なかったりと。前はコロナの関係でもう2年ほど東京のほうはなくなってますし、県のほうもなくなりましたけれども。通常はそういうふうにあります。

○5番（眞邊真紀君）

そういうわけで、監査委員の方も公務での出張があるわけですよ。まさに旅費不正

の調査というのは飛行機を利用した出張での精算を調査されてるかと思うんですが、監査委員自身もその調査の対象であると。そういうことに対する認識はいかがですかね。自分も対象者だからちょっとこれ調査できないよとかというのはもともとなかったのか。それとも、監査委員に関する調査、誰か別の第三者を立ててされているのか。その辺をお聞かせください。監査委員も対象者ですよ、御自身も。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

対象者と言われれば対象者になるとは思いますが、ただ監査委員ですので、まず不正はいたしません。そういう自負があります。間違いない、そういうような、そういうこととございます。監査委員ですので、もしそういうことをしたら監査委員としては失格ですので。まず自分としてはそういうことは絶対に行いませんし、あり得ないことだと思っています。

○5番（眞邊真紀君）

疑って言っているわけでは決してなくて、普通は調査の対象になる人は全くもって自分以外の人で、調査の対象の中に自分も入っているとすると、これはどうしたらいいのかなという疑問が通常湧くと思うんです。なんで、今後の課題にされたらいいと思います。自分が何もしていないということではなくて、その役を担うことそのものが一体どうなんだろう。自分が調査の対象である場合に、自分はしてないというふうなことは誰でも言いますし思いますよ。だけれども、そうじゃなくて仕事として請け負っていいのかどうかというところ、自分の調査の部分ですよ。だからそれ、今後まだ調査が続くんでしょうから、この調査というのは性善説が通じないからやってるんですよ。なんで、性善説を基にしないで、自分も誰か第三者の方に見てもらおうと、そういうような考え方でやるべきなんじゃないかなと思うことを提案します。これはもう自分の意見ですが。

次、4番に入ります。

旅費不正精算発覚後から、旅費精算に関して是正されたことはありますか。あれば具体的にお示しください。例えば、正規運賃での購入を控えて、早割などの利用で購入額を最低限に抑えるなど、何か運賃を抑えるために努力をされていることがありますかという質問です。

○町長（荒木耕治君）

旅費の支出及び精算事務での是正や留意事項の伝達については、必要な条例改正を行うとともに、職員掲示板において令和2年4月8日付で総務課長依命通達で旅費、費用弁償に係る予算執行の適正化についてとして通達をしております。その通達では、旅費の算定の原則として、旅費条例7条の最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算に基づき、高速船利用の場合は最も廉価な離島割引料金、フェリー利用の場合は2等の船賃、航空機を利用する場合は決定後できるだけ早急に予約手

続を取るなど、より安い航空チケットを手配することとしました。また、パック旅行券の利用が可能である場合は積極的に利用し、その際は宿泊料の二重計上等が生じないよう事務担当者と意思疎通を図るなど、十分注意することを促したところです。さらに精算に必要とする書類等について、概算払いで支払われた額と本来支払われるべき額との差額の有無を確認する必要から、航空機、船、鉄道の領収書はeチケット控えを添付することを指示をしました。

令和2年7月2日には、課長会での意見を踏まえ、当該通達の追加改正を行ったところであり、ホテルパックで明細が不明な場合は定額の宿泊費を控除した額を航空賃とすることとし、船賃の確認には最も廉価が明らかであることから、購入事実が分かるクレジットカードの売上票、乗船券の写しなども認めることとしました。あわせて、出張時の私事による前泊・後泊については、出張命令決裁時に承認を受けるよう様式の変更を示したところでもあります。

令和3年2月26日には、高速船と宿泊料のホテルパックの扱いについて、改めて宿泊額の定額と船賃の最も廉価な額の合算額を旅費支出額の上限とすることを依命通達に補完をすることとしました。

令和3年6月1日には、高速船や航空機が満席でやむを得ず行程変更する場合の取扱いを通知するとともに、改めてホテルパック、事前購入割引、LCCの利用の検討など経費節減に鑑み、効率かつ安価な方法で購入することを通知したところです。

このように各事例に応じた取扱いを伝票作成者が共有し、総務課での相談に応じながら、会計課での支出審査でチェックする体制を再構築したところであり、引き続き改善方法を模索をしてみたいというふうに思っております。

#### ○5番（眞邊真紀君）

具体的に言うと、細かくありがとうございました。例えば町長の航空チケットの場合は総務課が押さえると思うんですね。以前指摘したんですけど、行きも帰りも正規運賃で購入されていると。万が一のときがあるからということおっしゃってましたけど、そういう天変地異のことが起きたときには誰も何も言いませんよということを意見しましたが、今、正規運賃で行きも帰りも押さえているとかというのはもう改善されてるんですかね。

#### ○町長（荒木耕治君）

先程も言いましたが、早い時期に会が決まるのは早割のチケットで取っておりますし、今、正規の運賃で、急に決まって正規の運賃等で購入したときには、でき得る限りシルバー割引で入って、その分は戻入で精算をしているというような今状況でございます。

#### ○5番（眞邊真紀君）

じゃあ正規運賃の場合は、シルバー割引を使って差額を戻し入れをする精算をされて



いると。ただ、今シルバー割引じゃなくてシニア割という名前に変わってたと思うんですけれども、シニア割を使える条件が当日予約がない場合に買えるチケットだと私は認識してるんですよ。もし急な出張が入って、正規運賃で数日前にもし押さえてたとすると、JALの制度的には恐らくそういう使い方をするのはまずいんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺って調べられてますかね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

今年4月から町長の出張が県外6回ございました。その内訳としましては、往復割引で4回購入してございます。そのうち2回はシルバーで割戻ししてると。早割で2回購入し、うち1回をさらにシルバーで割引をしております。

○5番（眞邊真紀君）

以前同僚議員2名ぐらいからそういうふうにしたほうがいいんじゃないかという提案もありましたから。ただ私、後で調べたら、当日に席の予約をしてない人がぼんやり行ったときに空席があるから使える仕組みだと思うんですね。だからその辺調べていただいたほうがもしかするといいのかもしれない。

○町長（荒木耕治君）

最初から、言われるようにシルバー割引では買えないわけ。シニア割引では。ですから通常のチケットを買います。空港行きます。それで、このうち1回もありましたけど満席、もう予約が既に満席のときは使えません。だから、当日でないといけないというのはそれ事実であります。ですから、最初っからシニアでは買えない。

○5番（眞邊真紀君）

いや、もともと席を押さえてた人が、当日これは返してシニア割ので買うよというのは、本来はJALとしてはやっただけいけないことなのかなというふうに認識してます。（「それは認識が違います」と発言する者あり）あれ、もともとだって席を押さえてるんですよ。それを当日シニア割に変えるというやり方が恐らく問題があるんじゃないかなと思うので、ちょっと一回調べてもらっていいですかね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

4月以降、町長6回の出張のうち、先程申しましたように往復割引で4回購入してます。そのうち、先程町長おっしゃったように、席が空いてるからシルバーに切り替えたのが2回あると。実際それできてますので問題ないというふうに考えてます。

○5番（眞邊真紀君）

多分問題あると思います。これは悪気があってやってるわけでもなんでもありませんし、旅費精算としては間違えたことされてない、戻入れしてるわけですから。ただ制度的に利用していいのかどうかというの、ちょっと私も調べて後からまたお話しさせていただけたらなと思います。この件に関してはもうこれでいいです。

続けて、2番目の質問に入らせていただきます。

口永良部島の簡易水道施設工事に係る補助金虚偽申請について。これもう大きな問題だと私も思っていますが。

まず1番、4月には工事遅れの報告を受けていたのにもかかわらず、県や国に申告しなかった町長の責任について、どのような認識をされていますか。こちらお答えください。

○町長（荒木耕治君）

私が工事の遅延を知ったのは4月の中旬のことではありますが、その時点では一部工事が遅延しているが早急に完了することを確認しているとの報告を受けておりましたので、早期に完了するように指示をしたところでありました。また、この時点で既に実績報告書は提出済みであるとの報告を受けておりましたし、私は町単独事業分が遅延をしているとの認識であったことから、県への報告は考えませんでした。そのようなことで早急に工事を完了するよう所管課に強く指示をしたところでありました。

しかしながら、先般報告しましたとおり、このような事態が生じたことは事実でありますので、その責任は当然私にもあると思っております。県へは11月11日に報告をしておりましたが、今回の調査におきまして補助事業にも影響していることが判明いたしましたので、再度県に報告し、県を通じて国にも報告がなされております。

今後は、国・県の指導を仰ぎ、真摯に対応したいというふうに思っております。

○5番（真邊真紀君）

4月の12日の時点で荒木町長のほうに5工区の工事が終わっていないという報告がなされたと聞いてます。単独事業の分が終わっていないというので胸をなで下ろしてはさてきていいのかどうか。本来3,700万円ほどの工事でしたけど、本管と各家庭の配管の工事でしたよね。あれ、全部が終わっていてやはり契約を履行したと、請負業者が契約を履行したということになると思うんですけども、単独事業分だけが終わっていないこと、それで納得してよろしかったんでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

今思えば、私の認識が少し甘かったのかなというふうには思っております。

○5番（真邊真紀君）

そうなんですよね。この検査調書にも荒木町長のやっぱり印鑑がついてますし、これが3月の26日ですよ、完了しましたという日にちが。これにたしかあの工事の検査調書に自分の印鑑をついたけれども、4月になってから全部が終わってなかったということを知ったら、やはりあれは虚偽の報告書だったんだというふうに思うと思うんですよ。なぜそれを強く疑問に思わなかったかという、これ私の推測ですけど、やっぱりその年度内に繰越しをしていない事業が終わっていないことがたくさんあるんじゃないかなと

いうふうに思われるんですがいかがですか。一般的に言うと、今回の遅れというのは出納閉鎖の後にずるずる9月までかかったわけですけど、こういう公共事業の場合は、出納閉鎖以前に終われば支払いもできるしいいやということがかなりあるというふうに聞いてるんですよ。だからそういう甘い認識の下で、出納閉鎖までに工事が終わればいいやというふうに印鑑押されたのかなと思うんですけど、実際のところどうですかね。

○町長（荒木耕治君）

そういう思いは一切ありませんでした。もう仕事はきちっとできるもんだと。そのために繰越しという作業もありますから、前も言いましたけど、職員を信頼をしてそういうことでやった結果がそういうことで、ほかに他意があったわけではございません。

○5番（眞邊真紀君）

やはりもう4月の12日に実際終わってないですよと報告を受けてるわけですから、それで出納閉鎖まで、5月の28日ですか、実際に全額業者のほうに支払いが済まされてます。それに関する書類にも、恐らくというか確実に印鑑つかれてると思うんですよ、決裁印を。なんで、関連づけて5工区のこの口永良部の大きな水道工事が終わってないかったけれども、これ支払いをしていいのかどうかということになると思うんですよ。その辺の認識はいかがですかね。

○副町長（日高 豊君）

議員が指摘されることはごもっともだというふうに思いますが、報告を4月中旬に受けてそのときの判断は、単独事業部分については各家庭へのつぎ込みが残ってるだけというふうに説明を受けておりましたので、100%終わってないからそこは問題なのかもしれませんが、認識としてはあと全体の事業量からしたら1、2%ぐらいの話だろうなというような、そのときには非常に安易な判断だったのかもしれませんが、そういう形で受入れをしたというのが事実であります。実際に今回、補助事業分まで終わってなかったというのも明らかになったわけなんですけど、この件については、これは私の認識がどうなのか分かりませんが、実際には6月、最終の報告の時点まで補助事業分については既に終わってたというのが私の認識でした。そこは非常に振り返ってきっちり確認をしなかったところは非常に責任を感じるころでありますけど、認識としてはそういうことだったというふうに思っております。途中で町長にもこの4月の12日の時点で報告したのは私でございますので、町長にも多分そういう、私がそういう認識でありますので、当然町長にはそういう認識で受け取りをされたんじゃないのかなというふうに思っております。

以上です。

○5番（眞邊真紀君）

単独事業分が終わってない。あと1、2%だ。配管をつなぐのは本当に数日で終わる

というような工事だったと聞いてます。ただそれがずるずる実際に終わってなくて、町民に不便はかけなかったそうなのでそれは幸いだったんですが、やはり工事全体としては終わってないんですよね。その確認をせずに検査調書を出して、知りながらこれ出してるんですが、犯罪なんですよ、はっきり言うと。この公文書は有印公文書偽造の罪に当たると思いますし、あわせて国から補助金を得て、それを契約を履行してない業者に支払いを行ってしまうという。これは告発されれば公文書偽造と、恐らく背任とか詐欺とかそういう類いの罪になるかと思うんですけども、かなり重たい責任があると思います。当然業者が一番悪いというふうなことを言われてますけど、やっぱり手続上の問題で、町の責任が非常に大きいなというふうに思ってます。予算を承認して、この大きな予算を私たちも承認してその後チェックをしてないわけですから、私たちの責任も当然あるというふうに深く思ってます。

実際に、5月の28日の時点で、出納閉鎖の都合だったんでしょうか。5月28日は金曜日でもう期限でしたから支払いしてしまったんだと思いますけど、完了していない工事の補助金を国から受けることそのもの、それに付随して契約金を前払いすることと書いてますけれども、全額、工事が終わってもいないのに支払いをしてしまうことの法的な瑕疵というものを確認されてますかね。

#### ○町長（荒木耕治君）

本工事につきましては、業者が5月中には完了する見込みとの報告を担当者から受けておりましたので、私は支払日までに工事は完了するものと認識でありました。担当者によりますと、支払日までに現地を確認しようとしたのですが、業者とは連絡が取れず、新型コロナウイルスが屋久島島内での発生をしたことから移動を自粛したことや、船便の関係で支払日までに現地確認ができなかったこと等がありました。結果としては、工事は完了していないにも関わらず支出命令がなされていることから、地方自治法232条の4に違反する結果となったのは事実であり、不適切な支出でありました。

また、補助金の交付につきましても、担当者は工事が終わったとの認識で実績報告書を作成し、その実績に基づいて補助金が交付されておりますが、このことも結果として誤りでありました。この事実を今重く受け止めているところであります。

#### ○5番（眞邊真紀君）

自治法違反も犯しているわけですよ。やはり完成しているというふうに見込んで、業者と連絡も取れないのに支払いをしてしまうということは二度とやっぱりしてはいけないことだと思いますし、そもそも連絡が取れなくなってしまう、再三再四、恐らく3月中も連絡してたと思うんですよ。そもそも連絡が取れなくなっているという業者との今の関わり方、次の質問になりますけど、実際今この5工区の当該業者はどういうふうなペナルティーを受けてるんですかね。

○生活環境課長（矢野和好君）

今議員の前段の御質問ですが、業者と連絡が取れなかったという理由は、業者に聞き取りをしましたところ、進捗がなかなか進まないということで話す内容もなかったということで、電話にも出なかったということも聞いております。しかしながら、やはりそこはしっかり確認を取るために、色々手段を取るべきだったというふうに非常に今反省をしているところでございます。

○5番（眞邊真紀君）

業者へのペナルティーはどのように科されているのでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

今現在は科しておりません。今後その検討はしてまいりたいというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀君）

この工事が終了したのが9月、その後ペナルティー科してないみたいですけど、入札で何か事業を請け負っているのでしょうか、その後も。

○生活環境課長（矢野和好君）

本年度水道関係の工事がございますが、それは請負はありません。

○5番（眞邊真紀君）

地元業者として、その水道関係の工事ではなくてほかの工事は請負してるんでしょうかね。

○建設課長（日高一成君）

現在のところはありません。

○5番（眞邊真紀君）

別に厳しくペナルティーを科してほしいとかというわけではないんですよ。これ町の責任が非常に重いと思ってるので。ただ、やっぱり町が確認をしようと思ったときに、請負業者として連絡が取れない状態になっているということは、これはよろしくないと思うんですよ。なんで、そういうところを是正する約束をこぎ着けるとか、何らかやらないと、また今ペナルティーがない状態で一般競争入札で入札参加する可能性もあるわけじゃないですか。これはちょっと早めに考えられた方がいいのかなというふうに思います。

実際に工事が遅れたのはこの5工区だけという認識でよろしいんですかね。実際には1から4工区までが別の工事が入っていて、その後5から8工区の工事がありましたけど、どうも支払いを見てると5月に入ってから支払いがあった工区が1工区だけあったと思うんですよ。そこはいかがだったんですかね。

○生活環境課長（矢野和好君）

先般の全員協議会でも少しお話をさせていただきましたが、やはり機器の調整が終わった後に水を通す、通水の作業がないと最終的な工事ができなかったという部分がありましたので、5工区以外にも若干残っていたということが事実でございます。

○5番（眞邊真紀君）

具体的に、見る限りで1工区でしたか、何工区でしたかね。具体的に。いつまで遅れてたんですかね。

○生活環境課長（矢野和好君）

給水管に切り替える町単独部分もありまして、それが最終的に終了したのが4月23日であったということでもあります。

○5番（眞邊真紀君）

何工区なんですか。全体的になんですかね。この5から8工区の工事の全体的になんでしょうか。

○生活環境課長（矢野和好君）

その部分につきましては、5工区含みまして9工区まで、5、6、7、8、9、その部分であります。

○5番（眞邊真紀君）

じゃあ全体的に、単独事業分がというふうに捉えられてる部分が年度末までには終わってなくて、4月中には終わったという形で、全体的に遅れていたということなんですね。そもそも、今聞くところによると、町の公共事業がコロナの影響で意外と増えていると。国からお金も来ますし、入札そのものも多い。それに応札する地元の会社は限られている。みんな仕事を請け負い過ぎて、どうもひいこら言いながら工期を間に合わせるためにやっているというふうに聞くんですが、入札そのものの在り方、公共事業の仕事の請け負わせ方、それはどういうふうに捉えられてますかね。何かかなり皆さん悲鳴上げてるみたいなんですけど。

○副町長（日高 豊君）

町の工事ばかりでなくて県のほうとかもあって、限られた業者さん、またこれは社会的に建設業の従事者もかなり事業が減った関係で昔のように従業員を抱えられない中で、業者さんも大変苦慮しているのは存じております。ただ、発注する側としては当然入札に当たっては工期も含めて示した上で入札を頂いておりますので、そこにこれまでの関係も含めて多少の無理をしているとかというのは心象的には業者さんのほうにあるかどうか分かりませんが、発注する側としては当然標準の工期が取れる形で受注をしてくださいということで、入札に応じていただくように指名をしておりますので、そこは認識としてはそこまで、多少事業が、先程議員言われるように事業が多い中で無理をしているところはあるのかなというふうには思いますけども、それが全体として問題があ

るような状況であるというふうには認識はしておりません。

○5番（眞邊真紀君）

やっぱり口永良部は特に見にくかったと思うんですが、町はその工事を発注しているのにもかかわらず、その後が、工事が終わって、完了しましたよ、お金を支払って終わるといふところまで、あんまり見る事ができてないんじゃないかなとも思われますよね。というのは、結局現場監督がいない現場があったりとか、素人があてがわれて工事の仕方が分からないけど適当にやったとか、そういう話聞くんですよ。なんで、きちんと受注した側が、自分の懐は痛みませんがやはり公費ですから、きちんとした仕事をしていただくように請負業者にはやっぱり目を光らせるというか、お金を支払う側としてしっかり管理監督する責任があると思っています。やっぱり適当に工事されるとまたお金が必要になるんですよね。道路の陥没なんかも、この人たちで大丈夫なのかな、申し訳ないですけど、埋めたりしてますよ。そこがまた陥没したりするのもやっぱり見受けられますので、ぜひきちんと人数が揃っていい仕事ができるところに受注していただくように。

この土建業の方も本当に人材不足で大変だと思うんですね。先程の同僚の議員の質問のように、もしかするとシルバー人材センターからの派遣の方が、現場のことはできなくても土建業の何かしらのフォローができるかもしれないので、ぜひそういうところともリンクして、人材不足というところを大きく捉えて取り組んでいただけたらなというふうに思っています。

この補助金の虚偽申請に関してはやはり今、県と厚労省と調査の段階で、何かしら町に補助金の返還があるとかそういう判断が下されるかもしれないですけど、そもそもどうしてこれが起きたのかということの詳細に調査するために、全協のときも私言いましたけど、第三者による調査がやはり必要なのかなというふうに考えています。検討しますというふうにおっしゃってましたけど、その後どうですかね。

○町長（荒木耕治君）

今シルバーが土建屋をといる話、土建業の話。何かそれは私の認識では何かできない、あんまりそういうそっちのほうの仕事は人材センターではできないというような、ちゃんとしたあれをしてるわけじゃないですけど、何かそういう。

今、本件につきましては国・県の調査が始まりますんで、町としては調査項目に対して適切に対応しながらその推移を見守っていかうと考えております。したがって今議員がおっしゃる第三者による調査につきましては、今は考えておりません。

○5番（眞邊真紀君）

町が第三者による調査を今後も考えない、実際に行わないとすると、真相が分かれば全然構わないんですが、恐らく分からずじまいになると思うんですね。そうなるやっ

ぱり議会が百条委員会を発議する、そういうことになるのかなというふうに私は思っています。

人材センターについてなんですけど、先程同僚議員は言わなかったんですが、土建の方が一部受けてる選挙の看板立てとか、ああいうのを請け負ったりしてるんですよ。なんで、ちょっと細々した、除草作業とかああいうのに人が少し加わるだけでも、若干人材不足は軽減されるのかなというふうに考えています。道路工事をするとか線引くとかそんなの難しくてできませんけど、やっぱり細かなところで、例えば海岸の清掃も今屋久島町は有志がボランティアでやってますが、中種子町は東海岸、西海岸とシルバー人材センターが年間通して請け負ってやってるそうです。何でも仕事になるので、ちょっとこの工事の件と離れますが、やっぱり全てつながってるんですよ。だから、旅費不正の調査のこともそう、この工事の虚偽申請のこともそう。やっぱりこういう自治体の中で疑惑や不正、それらが起きたときには必ず調査をして再発防止策を講じる、関係者には必ずお詫びをするという、まあ町民ですよ。というところが一連大事なことになるかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。

13時30分から再開いたします。

休憩 午前 11時50分

---

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、岩川卓誉君に発言を許します。

○1番（岩川卓誉君）

皆様、お疲れさまです。岩川卓誉と申します。

初めての一般質問にしてトリを務めさせていただくことになりました。大変緊張しておりますが、よろしく願いいたします。

まず始めに、このたびの屋久島町議会議員選挙におきまして、本当に多くの町民の皆様に御支持を頂きまして、今、この場に立てておりますことを心より感謝申し上げます。

前職の屋久島町役場職員としての経験を生かし、未来の屋久島町を担っていく若年層の代弁者として、この場で勉強をさせていただき、しっかりと職責を果していけるよう取り組んでまいる所存でございます。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして、一般質問をいたしま



す。

私が本日質問する内容は大きく分けて、1つが職員の働き方について、2つ目が、若者が住みよい、移住しやすい環境づくりについての2点となります。

まずは1の(1)職員の働く環境についてということで、職員の労働状況の把握、現行の人事評価システムの活用方法と今後の方針について、答弁をお願いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

岩川卓誉議員の質問にお答えをします。

職員の働く環境については、新型コロナウイルス感染症に係る感染対策や生活支援などの事務、デジタル化や景気対策、安全管理などの社会的要請に係る事務などで、業務は増加、煩雑化しております。

また、令和3年4月1日の職員数は184人と、近年減少の傾向にあるものの、会計年度任用職員が増加傾向であることを鑑みても、町民サービスの維持のために対応しなければならない業務は、増えていることは明らかで、特定の係には体力的、精神的にも、過重がかかっているのではないかと考えております。

総務課では、退庁記録簿で月当たり100時間を超える時間外勤務が慢性的に行われている係には、業務改善や分散などを促し、人事異動で可能な増員にも配慮しているところであります。

また、監査委員の指導により、年次休暇の5日間の取得も、課長を通じて職員に周知をしているところです。さらに職員安全衛生管理規定に基づき、職員及び会計年度任用職員の職場健康受診、ストレスチェックも実施しております。

また、年一度、人事異動及び町の将来構想へ反映させるなどの参考とするため、職員意識調査を実施をしています。人事評価については、平成28年度からシステムを導入しており、前期、後期の2回、自己評価に対し上司が評価することとしています。この評価結果は昇給、昇格、分限に反映を予定をしているものの、公正な評価の確保、評価のばらつき、偏りの是正等の解決まで至っておらず、具体的な活用には至っておりません。

このことから、評価者、被評価者が積極的に面談を実施をし、職員のモチベーションを高め、能率の向上、人材育成につなげていきたいと考えております。

○1番（岩川卓誉君）

まず、括弧の中で1つ目、職員の労働状況の把握という点について、もう少し詳しく掘り下げていきたいと思うんですけれども、この職員の労働状況について、私も元役場職員であった経験から、町長おっしゃったとおり、係によって、時間外労働常態化しているのではないかと考えているところです。

先程お話に出ました、退庁後、職員用の通用口で記録を残すことになっていたりだったりとか、また時間外勤務簿を上司に提出したりするということになっているかと思うんですけども、御説明ですと、100時間以上の職員が分かるとおっしゃっていましたので、これは各職員個別に、どの職員がどの程度時間外勤務をしているということ、把握しているということによろしかったでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

各課個人ごとに、退庁記録を集計をして、月の時間外勤務時間を確認しているところ  
です。

○1番（岩川卓誉君）

個人ごとにとおっしゃったのは、その記録を基に、総務課の職員の方がまとめて個人  
ごとに行っているということか、出している職員は出しているし、出していない職員は出し  
ていないということか、どちらの意味でしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

退庁記録簿につきましては、通用口に置いてありまして、職員、時間外した場合につ  
いては、記録をされているとっております。それを総務課の職員が、集計をしている  
ということになります。

○1番（岩川卓誉君）

その把握しているものというのは、例えば、私が見せてくださいと言ったら、見せて  
いただきたりするものなのでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

個人情報に引かかるかどうか確認して、お知らせしたいと思います。

○1番（岩川卓誉君）

必要な手続は行いますので、ぜひ見せていただけたらと思っているところです。

こういったことを伺うのは、時間外労働だったりとか、日曜日とかも結構イベントも  
あったりして、職員出ること多いと思うんですけども、そういったところに対する措  
置である時間外手当だったりとか、代休措置等については、十分に運用されているとお  
考えかというところをお伺いしたいと思います。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

予算の段階で、時間外については、キャップをかぶせて上限を定めてございます。土  
日のイベント等での出勤については、できるだけ振り替えて休日を取るか、もしくは時  
間外対応ということで、職員には周知をしておりますが、なかなか時間外の額も少な  
いこともあって、全てが対応できているという状況じゃないと思います。

○1番（岩川卓誉君）

今の話の中で、まず時間外手当についてなんですけれども、この配分なんです、部

署によって異なっている部分があるかと思います。通常は、当該職員の年間人件費の2%分という決まりだと思うんですけども、係によっては、それよりも多くついたりとかするっていうのは、先程あったような時間外の状況に応じてつけていらっしゃるということだとは思いますが、そういった認識でよろしいでしょうか。

集計した個人個人の結果を基に、時間外手当の配分が定まっていると考えてよろしいでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

時間外手当については、最近財政のほうやってないんで、詳しくは分かりませんが、2%から3%、特に時間外が多い所については、プラスアルファをしているんだと理解をしています。

○1番（岩川卓誉君）

人件費を予算入力するのは総務課ですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

時間外の人件費の当初予算等入力については、総務課でやっています。

○1番（岩川卓誉君）

総務課のほうで入力されているんだと思います。

やはり、数量的なデータを基に、しっかりと時間外手当が算入されているかというところが、私は職員時代に思っているところがありました。

ずっと残業している状況があるにもかかわらず、一律2%の職員もいるのではないかなあとしますので、しっかりと数量的な把握をしていると、先程総務課長おっしゃいましたから、そういった点につきましては、各課から仮に申入れがなかったとしても、その数量的なデータに基づいて、時間外労働を顕著に行っている職員については、時間外手当等についても検討すべきだと思いますけれども、その点についてお考えいかがでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

おっしゃるとおりだと思います。ただ、当初割り当てられました時間外手当、それによってどうしても、勤務時間外が多い場合については、財政等とも協議をしてくださいという取決めもあったかと記憶してございます。そういうのを含めまして適切に配分していかないといけないなとは思っています。

○1番（岩川卓誉君）

時間外手当のことはそういった形でお願いをしたいと思います。

あと、代休措置のほうなんですけれども、こちらについては、屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第10条の2において定められておまして、同条例での施行規則第23条においては、代休日の指定は勤務することを命じた休日を起算日とする

8週間後の日までの期間内とされているかと思います。

8週間後までに、代休日を指定しない職員がいるか等について、こちらも数量的な把握ができていますかどうかお伺いします。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

代休措置については、おっしゃるとおりに、8週間以内に取得してくださいということになっております。代休措置については、所管課長の決裁で終わっておりまして、全ての代休措置が取れているかというのを把握はしてございません。

○1番（岩川卓誉君）

やはり、先程の時間外手当のこともそうですし、代休措置についても、職員の働く環境という点で、全体的に把握していくということが、非常に大事だと思います。総務課のほうでは、そういった業務をされているかと思いますが、所管課長ももちろん把握する必要あるかと思いますが、それが適切に運用されているかどうかというところについて、トータルで把握していただくということが必要かと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

検討して把握していきたいと思います。

○1番（岩川卓誉君）

ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

この件について、何人かの職員の方とも話をさせていただいたんです。時間外手当の配分が異なっているということについても、そういった事実を知らない職員もおりました。どうせ決められた予算の枠以上は、措置されないのだから我慢するしかないとおっしゃる職員もいたんですけども、その一方で根を詰めすぎて、仕事をあまりしすぎて、体調を崩すというような職員もいらっしゃるかと思います。

職員の皆さん、本当町民にとって、大事な人材でございますので、働く意欲をそぐことのないよう、しっかりと向き合っていただきたいと思いますが、町長、この件いかがお考えでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

職員の立場から、今、議員おっしゃられているわけです。確かに、労務条件というのはそうです。今の決まった財源の中で仕事をやっていく、決まった人員の中で仕事をやっていく、合併をやって数も減らしていきなさいということを、一方では言われている。

そういう中で、今、多少職員の中にも無理をしている部分もあろうかと思いますが、それに甘えることなく、やっぱり労働条件というのは改善をしていかなければいけません。

ですから、議員の皆さんにもお願いですけれども、要するに人員を減らしていきただけじゃなくて、残業を少なくできるようなそういう人員体制で、役場をやっていくという

のも一つの方法だと思います。

それと、DX、これからやりますけれども、いかに労働時間を短く、そういう時間をつくっていくかということ、これからどんどん取り入れてやっていって、職員にそういう時間ができて、例えば、町民のために色々なことを考えてもらう時間を逆につくっていくというそういう時代に、私はなかなかそこら辺はよくは分かりませんが、そういう時代に入ってきているんだろうと、思っていますから、どんどんそういうシステムとか、そういうのを入れて、また対応をしていきたいと思っています。

#### ○1番（岩川卓誉君）

町長のお言葉で、そういったお言葉頂けて、大変前向きでよかったと思います。

職員が動かなくなってしまうと、この町動かなくなってしまうので、町長には、思いを持って、そこに対応もしていただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いします。

括弧の2つ目ですが、現行の人事評価システムの活用方法と今後の方針という点について、先程、昇給、昇格、分限に反映予定ではあるものの、現行は活用していないというような御説明だったかと思いますが、人事評価システム、先程説明もありましたけど、平成27年度に、約150万円ほどかけて導入されたシステムだと教えてもらいましたんで、年間に10万円程度のコストがかかってきているかと思っています。これまでに100万円ほどの税金が投入されているというものです。

私も職員時代に一生懸命入力していた記憶があります。このシステムしっかり入力していくと、2、3時間、数時間かかったりとかして、特に、管理職の課長さんたちには、みんなから集めたものを、数日かけて評価入力していくという現状にあるかと思っています。

このシステムなんですけど、職員貴重な時間を割いて、当該年度の反省だったりとか、次年度に向けた改善点等を入力していくというものなんですけれども、このシステムに入力したことで、町長、全ての職員の仕事の状況を把握していらっしゃるでしょうか。

昨日の同僚議員への答弁の中では、このシステムについて、こういった発言がありました。「上司2名と総務課は評価の内容を把握しているが、組織全体として共有できないことに欠点がある」とおっしゃっていましたが、これは町長までは来てないという理解でよろしいのでしょうか。

#### ○副町長（日高 豊君）

私も管理職の評価は、人事評価の入力はしますが、各職員の部分については、僕は目にした記憶はないんですけども、そこは当然管理職の人たちが各課の職員の把握をしているという状況、そういう枠組みというか、そういう形でできているんだろうなと思っています。

昨日も申し上げましたが、私自身は現状、今、議員が言われるように、何時間もか

けて入力するようなことが必要なのかなというのは、非常に疑問を持っています。

昨日、同僚議員にもお話させていただいたように、もっと管理職、評価者です、評価者と話しをした上で目標を設定しなかったら、評価できるはずないと僕は思っています。

課題の共有ができないのに、それがよかったとか、悪かったとかっていうのをするのは無理なんじゃないのかなと思いますので、そのシステムを使ったにしても、本当にどういう設定の深さが、必要なかっていうのはあると思うんです。

やっぱり各管理職の方でも、各自分の所掌事務に全部に目標というか、そういうのを設定している方もいらっしゃると思います。ほとんどの方がそうしています。多分そういうふうにしなさいという指導があったのかもしれませんが、それが本当に業務のあるいは自分の課をまとめるとか、マネジメントするとかっていうところで、各項目についての目標なり、評価というのが本当に必要なんだろうか。

それよりは、やっぱり各職員とのコミュニケーションを取った上で、一つでも二つでも、確実に改善が進むような方向性になるべきじゃないのかなと思うところがあります。

それと、先程の時間外のこともそうなんです、実際に管理職の方は、残って仕事をしている方がどんな仕事をして、どれだけかかっているのかという、把握しているのかなというの、私自身も多少疑問も持ったりするところもあります。

ですので、そういう基本に戻って、人事管理をしていかないと業務の偏り、あるいは管理すべき部署の方が部下の状況、例えば精神的に追い詰められるとか、体調を崩すとか、そういうことの把握もできないんじゃないのかなと思いますので、そういった意味では、職員同士のコミュニケーションもそうですけど、管理職とのコミュニケーションというのが、一番基本になるんじゃないのかなと思います。

最近あるところで聞いたのが、叱りなさいとか褒めなさいとかっていうのもありますけど、実際には、その人が怒られる、褒められるというか、対象の人を承認してないと怒っても、褒められても、何も聞こえてないっていう話がありました。

確かにそうなのかもしれません。自分の信頼していない人から怒られたって、そりゃもう多分馬耳東風だと思うんです。

そうじゃなくて、そういったところの日常的な関係性っていうところから、築き上げていかないと、なかなか人事管理というのは難しいのかなと思っております。

## ○1番（岩川卓誉君）

今、副町長おっしゃったように、職員間のコミュニケーション、私も非常に大事だと考えております。前段の人事評価システムについて、現行のシステムのとそんなに評価していないというお話だったんですけど、そうであれば、やはり税金かけてやっていることですから、即刻このシステム、止めるべきだと僕は思いますし、今のお話が町全体の見解であれば、そうだと思います。

もう一つ、副町長おっしゃった中で、管理職が、その課の職員がどのくらい時間外勤務をしているのか把握しているのか疑問だとおっしゃいましたが、このことはきっと副町長にも言えるというか、大変言いにくいことなんですけど、それは副町長がきっとやろうと思えばできますよね。

例えば、職員が残っていて、副町長がこの職員残っているなって、本当に把握しようと思ったら把握できます。それを、課長の仕事なんですけど、課長がそれを把握しているのか疑問であれば、その疑問を解決できるお立場にあると、私は思うんですけども、その点いかがですか。

#### ○副町長（日高 豊君）

おっしゃられる意味がちょっと分からないんですが、私実際に毎月、さっきあったように、出てきます。

出てくる数字と、私もそんなに早く帰りませんので、残業している職員は大体どの辺ににいるというのは、分かっているつもりなんですけど、そういった中でも、結局残業していることをどうこうということじゃなくて、残ってどういう業務をしているのかっていうところを、やはり管理職が把握していくべきじゃないのかなと思うんです。

そうしないと、なかなかアドバイスができないと思うんです。やはり職員が、自分の能力を超えて仕事を負っているとしたら、やはりそれは上司がカバーをするなり、あるいはどなたかに応援を頼むとかっていうのは、管理職の仕事じゃないのかなって思いますので、そういったところまで、やはり目配り、気配りというところがないと、なかなか組織としては、うまく機能しないんじゃないのかなと思っています。

この前、職員との意見交換の中でも、お伝えさせていただいたんですが、今コミercialでよく聞くんです。一人の百歩より百人の一步って、やはりそういうことだと思うんです。誰かが一人頑張ってやっても、やれる範囲は限られているわけですから、みんなが一体となって、少しずつの業務改善を積み重ねていかないと、全体として、スキルアップというか、役場としての業績は上がっていかないんじゃないのかなっていうのが、今ここ1年半ぐらいおる中で感じるところであります。

#### ○1番（岩川卓誉君）

副町長おっしゃった、全体として進んでいくというところで、これから業務改善行っていくお気持ちだということは、私も十分伝わりましたので、本日申し上げたようなことも含めて御検討いただければと思います。

先程、人事評価システム、そんなに役に立ってないなら、即刻やめればいけないかと申し上げたんですけども、もし継続していくのであれば、一つ生意気にも提案がございまして、私の考え方なんですけど、基本的にはこの給与体系も年功序列型を維持しつつも、やる気と能力のある職員に対しては、試験制度のようなものを導入して役職

を与えて、どんどん仕事がやりやすくなる環境をつくってあげるというところも、町民のためになりますし、町が発展していく重要な要素になるんじゃないかなと考えております。

これ、逆もしかりで、色々な働き方があってもいいと思っているんですけども、やる気のある職員を昇格させるとは逆に、6級まで号級上がらなくてもいいと、いいけど、管理職ではなく現場で働き続けるという働き方も、私はありなんじゃないかなと考えていて、職員それぞれ色々な個性あるんでしょうから、それぞれの職員にきちんと向き合っけて人材を育てて、人を大切に育てていく行政であってほしいと思いますけども、町長、その点いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

言っていることはよく分ります。本当に汗をかくものが、言葉が悪いですが、ばかを見ないというか、そういうシステムにはちゃんとしていかなければいけない。

ただ、今内部もそうやって環境をよくしていく、それを町民の皆さんがどういうふう  
に受け止めて、本当に役場がという、今言われるのは、中のことより、役場は優遇しすぎじゃないかっていう言葉のほうが、私のところにはすごく入ってきます。

議員の言われることも分かりますけど、町民はそういうふうには受け取って、多くの  
人たちがそうは受け取ってないという部分も一方ではあります。

ですから、そういうことをうまく、私も今そういうことを鑑みながら、これから両方  
がよくなるような、職員と町民とのそういうものはつくり上げていかなければいけない。  
一生懸命努力をしたいと思います。

○1番（岩川卓誉君）

この件、すごく町民の関心事であると思っています。議会の中でも色々町長とも議論  
をしながら、いい形をつくっていければと思っていますので、今後ともお願いしたいと思  
います。

あと、職員の働き方に関連して、口永良部島の職員の体制についてお伺いしたいと思  
います。現在島内に1人の方が、職員が居住する形で対応していて、口永良部島に居住  
する職員は募集はしてはいるものの、芳しくない状況にあるかと思っています。

私は1年、2年交代でいいと思うんですけど、職員が口永良部島の現状を知る意味で  
も、ここは2人体制にすること、何とかできないでしょうかということ、ちょっとご  
提案できればと思っています。

窓口の事務と島の活性化等に業務を分けることもできて、口永良部島島民の福祉向上  
につながるのではないかと思いますけれども、この点について、町長の考えお聞かせく  
ださい。

○町長（荒木耕治君）



2人体制難しいと思います。はっきり申し上げて。今100人を切っています。島民も。住民サービスは低下してはいけないと思いますから、今、議員も御承知のように、職員採用しても応募ありません。

だから今、会計年度で募集をかけて、年齢を上げて、口永良部の人たちが望む、例えば家族で来てくれたらいいなというのがありますから、年齢も上げてそういうことで、一応全国に公募をかけようというようにしております。

それで、来てもらえればいいですけども、もしそれが来なかったら、本庁、全体の数が少ない中で、その中から2名、口永良部島にやるということは、今の現状では厳しいのかなと思っております。

ですから、今の出張所長も来年で定年ですから、その後に口永良部どうするのかと、職員を。そういう問題が出ます。

ですから、今、議員が言われるように、2年か3年交代で口永良部に職員をやってもらうかという、旧町時代はそうでした。職員が1人行って、その頃は課長補佐かなんかが行って、職責はあれですけども、帰ってきたら課長になる。

だから、2年か3年ぐらい行って、帰ってきたら課長の職になるとか、そういうことで行っていた時代もあります。

ですから、それを今度は職員組合とも話をしなければいけないことだと思いますから、もし最悪応募者がないときには、そういう形を取らざるをいけないと思っております。そのときに、議員が言われるように、2名出せるようなものがあればいいですけども、ただゼロにするわけにはいきませんから、そこら辺はきちんと考えていきたいと思っています。

#### ○1番（岩川卓誉君）

口永良部島の出張所の職員は1人で、やっぱり休みも取りづらいような状況にあると思いますので、その職員の方がいなくなれば、窓口業務はストップするという形になっているわけですから、一人って結構無理があると思うんです。

やはり、人事権を持っていらっしゃる町長には、この件にもう一度深く考えていただいて、職員と会計年度任用職員とかでもいいかもしれないですし、何かいい形を考えていただければと思っています。よろしく願いいたします。

2つ目で、本庁舎移転後の機構に関する評価について（業務効率化、参事制度、集落との連携等）ということにしておりますけれども、この点についてお考えをお聞かせください。

#### ○町長（荒木耕治君）

御承知のとおり、令和元年5月に本庁舎移転に伴い、組織機構の見直しを行ったところです。それまでの支所方式から1つの館に集約して、業務が行えることとなったこと

から、課の連携や決裁等の組織決定のスピード化は、図られたものと評価をしております。

また、対応すべき業務が増加する中、1係に1担当配置することが困難であることから、2人で3係を担当するなどの職員配置は可能になったと思われま

す。一方で業務の偏在が生じるなどの課題も発生をしたことも事実で、本年は教育委員会を2課に分割をしております。

また、私が取り組みたいと考えている、脱温暖化対策や屋久島憲章の実現、外資獲得のための施策の実施などのためにも、業務の合理化や効率化を図る組織機構の見直しが必要ではないかと考えております。

現在、職員と素案に対する意見交換を、実施をしているところですので、課題と方針を整理をし、町民サービス向上を基本に順次取り組んでまいりたいと考えております。

その際に、限られた課の数で多様化する業務に対応するため、参事職と統括係長職は、場合によっては特任的に、係の連携のために課長を補佐する立場として、効果的な配置が必要と考えておりますので、課設置の方針がまとまり次第、その役割を再検討する予定であります。

最後に集落との連携につきましては、6月の議会の一般質問の場において、集落担当職員制度の進捗状況を、説明をしたところであります。地域からは災害対応への期待があり、行政側としては広報広聴活動を充実をし、地域や町民の皆様に積極的に参加頂く地方自治を目指していきたいと考えております。

具体的な実施時期については、実効性のある業務から職員に対しても、本来業務影響も考慮する検討を深めてから、決定をしてまいりたいと考えているところです。

#### ○1番（岩川卓誉君）

まず1つ、参事制度についてなんですけれども、今、新しい機構について検討されていて、検討の中で参事、統括係長については、特任的な業務を行う係として再定義していくというふうなお話だったかと思

います。今、参事の制度を申し上げたのは、この制度では、同じ課の中に号級が6級の職員が複数名いるような状態になっているかと思うんですけれども、時として参事の号級のほうが課長の号級よりも高くなっているようなことも、現象起こっているかと思

います。今回取り沙汰されている、口永良部島の水道工事事業についても、個々の職員の注意不足もさることながら、本質この参事制度というところも、すごく影響があったんじゃないかなと考えています。

課の中で、最も権限を持つべき、ただでさえ広範な事務を引き受けている課長が、御自身よりも号級の高い参事が行っている事業について、把握しきらなかつたりとか、人間ですから、先輩に対して把握ちゃんとやっちゃったかみたいなこと言いづらかつたり

とか、そういったこともあったんじゃないかなと思ったりもしているんですけども、それは課長にとっても、参事にとっても仕事がしにくい状況なんじゃないかなと思っています。

参事、統括係長が役割を再検討するという事だったんですけども、今、示せないかもしれないんですけど、やっぱり課の中に収めるような形で参事とされるのでしょうか。

#### ○町長（荒木耕治君）

議員が、号級が上とか、年齢が上とか、そういうことでやりづらいと。それは、職員は若かろうが、年だろうが、職責においてびしびしやるべきでしょう。あなただって、議会にあって、年寄りばかりでしょう。その中でも堂々とやれるじゃないですか。

そういう職員でないと、相手に気を使う、町民に気を使ってください。仲間同士気を使ってどうするんですか。

私は、精神的そういうところを、改善をしていかないと、号級がどうだとか、職でどうだとか、そういうのもありますけれども、まずそこじゃないのかなと思っている。

ですから、今、参事とか統括、そういう面では、一遍、私は私なりの感覚で、私はいつも恥ずかしい話ですけども、会社にも勤めたことがありません。ですから課がどうだとか、上司がどうだとか、そういうのに疎いほうです。ですから、なかなか職員は一人前だったら、自分でちゃんと仕事をするもんだというふうにずっと生きてきましたし、自分も。そういう目で人も見ている。

ですから、ここに来てやはり「ん」ということが多々あって、もう、いよいよかなと思ったところです。

#### ○1番（岩川卓誉君）

多分、僕が今言ったようなことは、町長からしたら何を甘いことを言っているんだとお考えだろうと思います。

ただ、やっぱり人間がどうしてもやることですから、100%、もちろんそうです、職責に応じて仕事はしなければなりません。役場職員というところは、なんですけれども、そういう人間的な部分もあるんだということも、トップに立つ町長には、ぜひ思いを持っていていただきたいなということで、私は先程のような発言をしたところです。ぜひお願いしたいと思います。

先程出ましたけど、教育委員会が2つに分かれました。参事をつけているような課は、大体すごく業務範囲が広いです。それであれば、教育委員会と同じように、参事を管理職の課長にして、業務のところを、課を小分けにしてでもやっていくほうが、今回のような過ちに対しても有効的だと思いますし、町民にとってもいいと思います。あと議会の答弁関係などについても、専門的に聞いたりとかいうことできるんで、そっちのほう

が、やっぱりメリットがあるのかなと思っています。

今本当に新しい機構改革を推進されているところだと思いますので、ぜひそういったところについても御検討いただければと思います。

#### ○副町長（日高 豊君）

課を小さくするというのは、前回の機構改革の中では、できるだけ大きな枠組みでやるというのが、全体としての方向性だったとっております。

そういったこともあって、参事職という形で配置をせざるを得なかったところはあるとっておりますが、今後多分に参事職をもって、何かをとというのは、そういう状況が改善していけば、特別、それこそ特任的に何かなければ、解消されていくんじゃないのかなと思っています。

それとあと、そういうふうにしていかないと、先程あった、2人で3つの係をとかっていうのが実現していかないです。課が小さくなると、1係1人というような形になってしまうので、そうすると、内部統制だとか、内部牽制というところが、どうしても手薄になっていくと思っております。

そういった意味では、先程、議員が言われるようなところとは、ちょっと相反するのかなと思っております、やはり1人が1つのことだけをするというようなことが、多分今回の不始末も含めてあるんじゃないのかな。やはり1つのことを、多くの職員が寄ってたかってするっていうような風土なり、機構になっていかないと、なかなかコンプライアンス、内部統制、内部牽制っていうところが、機能しないんじゃないのかなと、私はそう思っております。

今回、先程、町長から言いましたけれども、機構の見直しではないですけど、何か手だてをしていかないと、今回のことについても、ある意味、町としては恥ずかしい話ですので、どういうふうには是正をしていかないといけないのかと考えると、どうしても、やはりガバナンスとコンプライアンス、当然町長はガバナンスという意味では、選挙ということを経て、町民から統制されているわけです。

管理職は、当然町長から統制されるべきだと思いますし、また職員各係は、課長管理職から統制されるべきだと思います。そういうのが上手に回っていかないと、コンプライアンスも発揮できないし、内部統制も内部牽制も進まないということになっていくんだろうと思っておりますので、できるだけそこら辺が回る、縦横がうまく上手に絡み合うような形で、機構の推進ができればいいなと思っておりますが、先程、議員言われるように、人のすることなので、どうしてもそれぞれの職員の資質であったり、考え方があったり、多分にこれまでの経験とか、そういうのも含めて影響するところありますけれども、全体としては、そういう方向性でやっていくべきじゃないかなということで、今、町長と話をさせていただいて準備をしているところであります。

○1番（岩川卓誉君）

2人で3つの係を持つという形、理解はできるところではあるんですけども、そういった色々な職員の目を入れて、チェックができるようにしていくこと大事だと思います。

ただ、1人1係1仕事でも、係長がいて、課長がいてと、先程副町長がおっしゃったみたいに、縦もしっかりチェック機能が整えば、別に僕は、わざわざ2つの係で3つの仕事を持つ必要もないかなとは思んですけども、あとは業務の拡大していく中で、どういうふうにそこを合理的にしていくかというところから出てくるのかなと思います。

ちょっと時間の配分ができなくてすみません。次の話に行きたいと思います。先程出た集落担当のことなんですけれども、これは仕事として位置づける予定でいらっしゃるのでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

集落担当をなぜつくるかっていう、少子高齢化で色々、26の集落で色々なことありますんで、それを26の集落に職員が、自分の出身地にいればいいんですけども、いない集落もありますし、色々なものもありますから、そういうものが、私は当初、簡単に印鑑証明もらってくれば、朝、職員に頼めば、夕方にその職員が届けるよみたいな、そんな軽い気持ちで、そういうことを思っていたんです。

それがやっぱり役場のやる仕事ってなかなか難しいというか、いやそれじゃ職員は、残業の話じゃないけれども、それは仕事とすれば、やっぱり対価を得なきゃいけないでしょうみたいな話になってきますんで、それはじゃあ職員として、職務時間内でそういうことをやるのかどうかということを、今、自分の中でも色々議論をしてますし、職員とも色々意見交換をさせてもらっている、今そういう段階です。

○1番（岩川卓誉君）

まさにそのお話をさせていただこうと思ったところなんです。やっぱり仕事として位置づけると、時間外措置とかなってくるでしょうから、地方公務員として働く中で、多分集落から、役場職員は集落の行事に全然出てこないみたいところからも、この話は出てきていると思うんですけど、やはり地方公務員は税金で給与が賄われる以上、当然地域行事等には積極的に参加しなければならないことでもありますから、これは職員の意識の問題としていただいて、仕事として位置づけるというところは、していただかないほうがよろしいかと思っただけの質問でした。

すみません、3番の施政方針、住民サービスの向上、役場業務の効率化、教育環境の改善に関するデジタル化の取組の現状と今後の方針についてを伺います。

○町長（荒木耕治君）

住民サービスの利便性向上につきましては、国や県が提供しているオンラインシステ

ムを利用しながら、各種申請のオンライン化を進め、併せて申請に必要なマイナンバーカードの取得率向上も努めてまいります。

また、来年度より各種税の支払方法にアプリ払込票決済サービスを追加をし、スマートフォン等でいつでも納付できるよう対応をしています。

役場業務の効率化につきましては、今年9月に施行された、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民記録、地方税、福祉などの地方公共団体の主要な17業務を処理する基幹系システムについて、デジタル庁が策定をする標準仕様に準拠したシステムへの切替えを予定をしており、令和4年度より鹿児島県で一体的にプログラムの開発を進め、令和7年度末を目標として本稼働をする予定です。

町独自の取組として、副町長を中心としたDXプロジェクトチームにおいて、業務改善活動を実施をしており、住民の皆さんのお問合せに迅速に対応できるよう、事務の簡略化を進め、住民サービスの向上につなげてまいります。

#### ○1番（岩川卓誉君）

スマホで決済ができたりとかっていうところについては、すばらしい取組であると思います。どんどん進めていっていければと思います。

デジタル化と一口にいっても、デジタルイゼーションの部分と、デジタルライゼーションの部分と、デジタルトランスフォーメーションの部分、3段階に分かれていくと理解しているんですけども、屋久島町はあらゆる文書、決裁等も全て今、紙ベースで、議案書も紙ベースです。

議案書に至っては、初めて経験したんですけども、一刻も早く届けるためなんだろうが、職員の方が半日、あるいは1日かけて各議員に配って回ってくださっているような状況で、ちょっと異常じゃないかなと思いました。

どうしても早く見たい人にはメールでってして、郵送でも1日で届くと思うんで、それで十分じゃないかなと思ったんですけども、その1日は職員も忙しいでしょうから、他の業務に当てていただくとして、デジタル化考えるときに、こういった点についても、改善して行ってほしいと思っています。

その先に、DXの構想があるということだと思えるんですけども、DXプロジェクトチームでは、どういったことを目的に、どのようなことを行っているかというところを、お聞かせいただければと思います。

#### ○副町長（日高 豊君）

本年DXについての取組をとということで、本年SEを採用したところもございまして、その取組を進めないといけないといけないところがございます。

ただ、DXといってもなかなか理解が進まなくて、何かシステム入れてデジタル化するのがDXじゃないのか、というような捉え方をしている職員もいるようです。

ただ、DXのX、トランスフォーメーションをどう変えるのかというところが、一番大事なところだと思いますし、そういった意味で、今やっているのが、結局何をどう変えるのかということについては、どこに課題があるのかと、どこに問題というか、無駄があるのかということ、それぞれの職員が把握しないと、確認しないとできませんので、まずそういうことの現状はケーススタディというか、単純なことであってもいいんですけど、現状、今こうしているけど、そこに無駄はないのかとか、そういったところからの今勉強をしているところであります。

そういう1つ1つの改善が重なって、大きな、先程から言われるような業務の改善、役場のある意味スリム化というか、無駄ができるだけないよというところにつながっていくんだろうと思いますし、そういったことが積み重なって、かつそこは、町民の福祉の向上に当然つながっていくべきところなんだろうな、と思っているところです。

ですので、現在のDXのプロジェクトについては、そういったことをやっております。ただ、課題があっても、それがデジタル化というか、そういうシステムを使ってどう改善ができるのかというの、当然必要になってくるわけなんですけど、その前に自分たちのやっていることの無駄、先程言われるようなこと、そういうのが洗い出てこないことには、改善の道筋が見えないのかなと思っています。

そういった意味では、どうしても行政っていうのは、その方向のほうはなかなか動きが鈍いところもありますので、そこら辺は国のほうもデジタル化、デジタル庁も含めて、デジタル化の話をしておりますので、そこら辺でうまくリンクができていければ、屋久島町もある程度波に乗って、業務の改善が進んでいくんじゃないのかなって思っております。

#### ○1番（岩川卓誉君）

今の副町長のお答え、私もそういうふうに考えてました。業務の洗い出しというところをしっかりとやっていって、そこにDXもつけていくという形で進めていくのが、効率的だと思っていますんで、先程、私が申し上げた議案書のこともそうですし、この一般質問の冒頭の時間外労働のこととかもそうなんですけど、しっかりと細かく各個人個人の職員が、どういったところをやっているかというところを洗い出していただいて、DXについても取り組んでいただければと思っています。方向性は僕も一致してたんで、特に言うことはないです。ありがとうございます。

ちょっと時間が、移住は3月にします。すみません、時間が、教育長にも本当はお伺いしたかったんですけど、教育環境の改善に関するデジタル化の取組についてお願いします。

#### ○教育長（塩川文博君）

岩川議員の教育環境の改善に関するデジタル化の取組について、お答えいたします。

本町の教育現場のデジタル化につきましては、大きく2つの取組を行っております。

まず、1つ目が町内の先生方に対する業務改善の一環としてのデジタル化でございます。1つは成績処理のデジタル化による業務改善、2つ目が学校間連絡のデジタル化による密な連絡体制の構築、3つ目がオンラインによる研修体制の確立、以上のことなどを主に進めてまいりました。

先生方にとっては、デジタル化を進めることで、事務処理にかかる時間が軽減され、授業研究や研修に当てる時間が生じ、資質向上につながっていると考えております。

次に、児童生徒に対してでございますが、GIGAスクール構想の実現としまして、児童生徒にはタブレットを利用した学習環境を提供しています。現在、各学校、活用の方を進めているところでございます。

具体的には、1つは学力向上に向けた学習支援ソフトの活用、2つ目が授業支援のためのロイロノートの活用、3つ目が登校できない状況にある児童生徒に対するオンラインによる学習の場の提供など、現在、様々な場面でデジタル化を進めています。

学習支援ソフトでいえば、子供たちにとっては、自分自身の学力の定着状況がデータ化されることで、自分はどの分野を苦手としているのか分り、学力の定着につなげることが可能になります。現在、各家庭へのタブレットの持ち帰りも準備中でございます。

これらの取組を含めまして、学校と家庭が連携して、さらにデジタル化の取組を進めてまいりたいと考えております。

#### ○1番（岩川卓誉君）

ありがとうございます。学校のデジタル化については、ハード等は、全国的に一致してそろっていくと思いますので、我が屋久島町の子供たちが、これからデジタル化といったところで困らないように、引き続き進めていただければと思います。

本当はいっぱい考えてきたんですけど、すみません。

今日、最後に、職員のことを色々お話して、一番、町長にお伝えしたかったことを申し上げて終わりにしたいと思うんですけども、町長、今の役場の中で、職員が町長室を訪れて、町長の政治に関して、町長をいさめるだったりとか、何か進言するといったことがあるでしょうか。

私、これ町長のためにとあって、火の中に飛び込む覚悟で申し上げるんですけども、昨日の同僚議員の質問の中で、町長、職員間のコミュニケーションが不足していると断言なさいましたが、それは町長御自身にもいえることなんじゃないかなと思っています。

町長、こうもおっしゃいました。「私も職員を育てる責任があるけれども、課長も職員を育てる責任がある」と、それはおっしゃるとおりだと思います。ただ、職員というのは、町長の姿を映す鏡であると、僕は思っています。職員ができていないとすれば、やはり町長御自身も、そこはできていないとお考えになっていただけないでしょうか。



行政何年、何十年と経験してきた職員の力を十分に発揮するには、職員の声を町長御自身がしっかりと吸い上げ、よりよい施策に反映していく必要があり、それはほかの誰でもなく、町長にしかできないことだと思いますので、どうか町長には今一度、職員の声に向き合っていただければと思います。以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月17日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時30分



# 令和3年第4回屋久島町議会定例会

第 4 日

令和3年12月17日



令和3年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第4号）

令和3年12月17日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第90号 屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第91号 屋久島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第3 議案第92号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第4 議案第93号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第94号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第95号 令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第96号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第97号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第98号 令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第99号 訴えの提起について
- 日程第11 議案第100号 屋久島町道路線の変更について
- 日程第12 議案第101号 屋久島町道路線の認定について
- 日程第13 議案第102号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第14 令和3年請願第2号 屋久島町パートナーシップ制度創設の請願
- 日程第15 令和3年請願第3号 町有地の町道認定に関する請願について
- 日程第16 令和3年陳情第10号 屋久島空港延伸に伴う施設整備への地杉材の活用に関する陳情書
- 日程第17 令和3年陳情第13号 テニスコート使用に関する陳情書
- 日程第18 発議第3号 屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第19 発委第4号 離島振興法の改正・延長を求める意見書（案）について
- 日程第20 発委第5号 屋久島空港延伸に伴う施設整備への地杉材の活用に係る意見書（案）について
- 日程第21 議員派遣について
- 日程第22 閉会中の継続調査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	水迫由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	計屋正人君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付しております議事日程表のとおりです。

- △ 日程第1 議案第90号 屋久島町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部改正について
- △ 日程第2 議案第91号 屋久島町国民健康保険条例の一部改  
正について
- △ 日程第3 議案第92号 令和3年度屋久島町一般会計補正予  
算（第8号）について
- △ 日程第4 議案第93号 令和3年度屋久島町上水道事業特別  
会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第5 議案第94号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特  
別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第6 議案第95号 令和3年度屋久島町国民健康保険事  
業特別会計補正予算（第2号）につ  
いて
- △ 日程第7 議案第96号 令和3年度屋久島町介護保険事業特  
別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第8 議案第97号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会  
計補正予算（第3号）について
- △ 日程第9 議案第98号 令和3年度屋久島町電気事業特別会  
計補正予算（第2号）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、議案第90号、屋久島町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、日程第9、議案第98号、令和3年度屋久島町電  
気事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの9件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会への付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

始めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（中馬慎一郎君）

皆様、おはようございます。



令和3年第4回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案に関する審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第92号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）（分割）、議案第97号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）の予算案2件でありました。

委員会審査は、12月10日午前10時から、役場本庁舎第1委員会室において、関係課長、事務局長の出席を頂き、詳細な説明を受け、議案審査を行いました。

それではまず、議案第92号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）（分割）についてであります。主なものを御報告申し上げます。

まず、総務課所管では、情報公開審査会委員の人数は何名かとの質疑に対し、委員会のメンバーは5名以内となっており、構成メンバーとしては、弁護士、行政法を専門とする大学教授、行政経験のある住民代表2名、商工団体代表という回答がありました。

また、防災対策費の中で、委託料で看板、案内板など作成設置業務委託が自衛隊募集の看板とあったが、これまでも町の一般財源から立てられたことはあるのかという質疑に対し、この看板設置などの関係の予算は、県内の持ち回りで、ほかの市町村も既に自衛官募集の看板を設置してあったり、もしくは古くなれば修繕をしたりして、その費用に国費が充てられるとのことで、今回も防衛省のほうから要請があったとの回答がありました。

政策推進課所管では、財政管理費の役務費の内訳の詳細について質疑があり、尾之間出張所解体に伴い、備品などの公売をした後に処理をしたが、産廃ボックスが足りず、追加で6個設置したいので予算計上したいとの回答がありました。

地域住民課所管では、総合センター管理費の需用費の修繕、雨漏り補修が30万円で足りるのかとの質疑に対し、今回は大規模改修ではなく部分的な修繕ということとの回答がありました。

社会教育課所管では、体育施設費使用料について詳細な説明をとの質疑に対し、安房中学校野球場の林野庁への借地料との回答があり、引き続き町への払下げなどの交渉はできないのかとの質疑に対し、借地契約のスタンスは変わらないが、令和3年から令和6年にかけての借地契約は減額となっているとの回答がありました。

教育総務課所管では、学校給食費で備品購入費執行残が600万円とあるが、その詳細について質疑があり、調理場を別々に見積りしてしまうと搬入や設置に手数料などのコストがかかってしまうが、4つの調理場を一括して1社に見積りを取った結果、当初の見積りより安く購入できたとの回答がありました。

また、世界遺産学習全国サミットin屋久島は、町のホームページでの広報とかはまだしないのかとの質疑に対し、現在、ポスターなども完了しており、今後、町報、ホー

ムページに載せる予定との回答がありました。

また、金岳小学校体育館の修繕1,300万円組んでいるが、補正を組み、今から発注するということは、今宿がない状態で入札を行ったときに、今年度末に終わらず繰越しをしてされるのかという質疑に対し、金岳小学校の体育館の屋根の防水工事は、繰越事業になるのではないかと回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行い、原案に反対の者から、総務課防災対策費の中で自衛隊の看板を町が設置するという問題は、自衛隊を取り巻く現状では看過できず、賛成できないとの態度を表明したいとの反対討論がありました。

また、賛成の者からは、屋久島からも自衛隊に応募していく若者もいる。自衛隊の役割を考えたときに、口永良部の噴火や大雨災害のとき、本町におけるこれまでの自衛隊の貢献も確かにあるとの賛成討論がありました。

討論を踏まえ、起立採決を行い、採決の結果、賛成多数により、議案第92号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）（分割）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第97号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

委員より、自動販売機の使用料についての質疑があり、乗船者数を考えると、自動販売機設置の管理運営費は難しい問題である。ただ、口永良部からの要望もあり、町の単独で来年度予算で対応できないかということで今協議を進めているとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第97号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、12月13日午後2時より、栗生小学校、岳南中学校の2か所の現地調査を行いました。教育総務課長、建設課担当職員には、お忙しい中対応していただき誠にありがとうございました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（石田尾茂樹君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

#### ○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

令和3年第4回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会に付託された議案は、議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第98号の8件でありました。

委員会審査は、12月10日10時より、役場本庁舎第2委員会室において、関係課長、事務局長の出席を頂き、詳細な説明を受け、議案審査を行いました。

議案第90号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、議案に対する質疑はなく、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第91号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正については、議案に対する質疑はなく、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第92号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）（分割）については、産業振興課所管では、新型コロナ対策費で水産業振興対策補助金352万円は、年度内で最後の補助金かとの質疑に対し、昨年度の状況や今年度の出航状況を勘案して、3月まで予定している。今のところは増額は考えていないとの回答であった。

福祉支援課所管では、宮之浦児童館改修の内容はとの質疑に対し、屋根の補修、全面の塗装、外壁の補修、浄化槽の新規入替え、トイレの位置の変更を計画しているとの回答があった。

子育て世帯臨時特別給付金事業費の考え方はとの質疑に対し、18歳未満の子供を2,000人と見積もり、5万円支給ということで予算計上している。2回目の給付については、国の動向も注視しながら年度内に支給できるよう検討したい。現金での支給が事務上もスムーズだが、現金支給でペナルティがあればクーポンを検討しなければならないとの回答であった。

担当課長からの説明を受けた後、議員間討議に入り、仮にクーポンで行った場合、印刷費、事務手数料等、時間と経費がかかる。口永良部島については利用が制限されるため、町に対し2度目の支給も基本、現金の支給を求める意見が出されました。

児童措置費の障害児支援費の内容はとの質疑に対し、障害者支援費は、児童デイサービス、放課後児童サービスに係る経費、その他全体を通して障害児相談支援も含まれるとの回答であった。

観光まちづくり課所管では、災害復旧費、永田いなか浜修景施設の工事内容の説明をしてほしいとの質疑に対し、当初、石積みの予定だったが、自然石の確保に向けて町内事業者ヒアリングするなど調査した結果、計画数量の確保が困難であったため、ブロック積みによる工法へと変更となった。そして、環境省との協議で、ブロックも環境に配慮した色合いで設置することとなった。施設は駐車場とトイレが一体となる公園があり、本工事はあくまでも施設を守るための工事であるという説明がなされた。

また、いなか浜は国立公園内ではあるが、罹災したのは町の施設なので、町の財源で補修するのは当然の処置であるとの回答があった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第93号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）については、質疑を行ったが、質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第94号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、議案に対する質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第95号、令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、電算システム改修負担金の理由はどの質疑に対し、来年4月1日より国保税が改正される。そのために年度内にシステムの更新を行わなければならないということで、国から指定された金額に合わせて増額するものであるとの回答があった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第96号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、質疑を行ったが、質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第98号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）については、議案に対する質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

**○議長（石田尾茂樹君）**

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（石田尾茂樹君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論、採決を行います。

まず、議案第90号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第90号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第91号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）について、討論を行います。

討論はありませんか。まず、反対者の発言を許します。

○14番（渡邊博之君）

ほんの一部ですけれども、自衛隊の看板設置について、反対の立場で討論を行います。

自衛隊はここずっと募集に対しての定員に対しての定数割れが続いています。その背景には、2015年に安倍政権による集団的自衛権行使を可能とする安保法制の成立があります。これは、自衛隊が海外へ出かけて行って戦争をする。こういう流れをつくろうと

している法律ですから、自衛隊員の命が現実に奪われる危険性、そうなったときにですね、そのことをやはり敏感に感じ取っている若者が自衛隊への就職を敬遠するという背景があります。

事実、2018年にイラクのサマワに人道復興支援という形で派遣をされた自衛隊の宿舎に対して、迫撃砲やロケット弾が十数発打ち込まれる。こういう命のまさに危機に瀕した事態がありました。そして、帰ってきてからはPTSDなどによって自殺者が29人、後遺症に多くの人たちが悩まされている。このことがイラク日報で明らかになって、ますます若者たちが、今の自衛隊の変質に気がついているという背景があるわけでありませう。隊内でもパワハラなどで訴訟が続出して、企業でいえばブラックな職場と言ってもいいと思います。こういう世界に町は率先して自衛隊員をどうぞと入隊を勧めるという、私はこのことに対して本当に違和感を感じています。

もう一つは、今議会で町長は馬毛島の軍事基地化に対して、改めてそぐわないという反対の立場を表明したばかりであります。馬毛島に行くのは自衛隊の基地、つくられようとしているのは自衛隊の基地、自民党政府はそう言っています。この時点で自衛隊の募集という、このことに対しても私は大変違和感を感じています。そういった意味で、予算の執行の停止も含めて、この場では反対の討論、立場を表明したいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

○9番（榎 光徳君）

私は委員会のときも申し上げましたけれども、軍事基地化の問題は別といたしましても、昨今のこの自衛隊の活動状況、特化しますと、特に本町においても、口永良部の爆発的噴火の際の応援体制、あるいは、最近では山岳部の遭難、一步間違えれば大惨事になるであろうというところの救助体制。そういったものを考えたときに、自衛隊における立場というのは非常に多大なものがあるんじゃないかと思っております。

また、自衛官は様々な分野で活躍をしているわけですがけれども、基地問題、先程申し上げましたけれども、別といたしましても、若者のそういった職場、就職活動、そういったことを捉えましても、自衛官募集はあってもしかりなのかなというような思いで、私は賛成するものであります。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで討論を終わります。

これから、議案第92号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）についてを

採決します。

お諮りします。

この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはございませんか。これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これから、議案第93号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これから、議案第94号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第95号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第96号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。



委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第97号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第98号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

- △ 日程第10 議案第99号 訴えの提起について
- △ 日程第11 議案第100号 屋久島町道路線の変更について
- △ 日程第12 議案第101号 屋久島町道路線の認定について
- △ 日程第13 議案第102号 令和3年度屋久島町一般会計補正  
予算（第9号）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第10、議案第99号、訴えの提起についてから、日程第13、議案第102号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）についてまでの4件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。令和3年第4回屋久島町議会定例会に追加提案いたします案件につきまして、御説明申し上げます。

提案いたします案件は、その他案3件、補正予算案1件の計4件であります。

始めに、議案第99号、訴えの提起につきましては、町営住宅の滞納家賃の支払いを請求するため、訴えを提起しようとするものであります。

次に、議案第100号、屋久島町道路線の変更及び議案第101号、屋久島町道路線の認定につきましては、道路台帳補正業務委託の実施に伴い、町道安房線の終点の変更及び安房2号線を新たに認定し、他の町道等との重複を解消しようとするものであります。

次に、議案第102号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）につきましては、12月6日に招集された臨時国会で審議がなされているコロナ克服・新時代開拓のための経済対策を含む令和3年度補正予算に関連するもので、防災・減災、国土強靱化の推進など、安全安心の確保に資する予算を計上するものです。

目的別予算については、土木費では、道路ネットワークの機能強化のため、橋梁の補修設計や補修工事に要する経費など、教育費では、楠川公民館の防災機能強化のための設計や大規模改修に要する経費を計上いたしました。

また、民生費において、子育て世帯への臨時特別給付金事業を、本町においても現金10万円を一括して給付することに方針を変更したことから、早期に給付を実現するために必要経費を計上いたしました。

財源としましては、国庫支出金、町債及び基金繰入金などを充て、歳入歳出それぞれ2億1,642万円を追加し、予算の総額を119億1,536万2,000円にしようとするものであり

ます。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（岩川卓誉君）

議案の第102号の一般会計補正予算の件につきまして、子育て世帯への臨時特別給付金の事業の関係、現金10万円に方針を定めてくださったということで大変ありがたく思っております。

ただ、この件につきまして、国が示された基準の中では所得の制限と、あと基準日の設定があったかと思っているんですけれども、その2点についてお聞かせください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの質問に対しお答えいたします。

960万円所得制限の部分についてと、それから基準日ということで、基準日につきましては、令和3年9月の児童手当の支給対象者及び令和4年3月31日までに出生した子供全てという対象でございます。

それから、支給の制限につきまして、父、母、子供2人を標準世帯として、主となる生計維持者（父親もしくは母親）、主となる生計維持者が960万円を超える世帯については補助の対象としないという、児童手当の中での基準に準拠してこの制度を国のほうで定めております。

現在、国会の中等での議論もございますが、国の考え方としましては、960万円につきましては自治体の工夫の一つで、独自に財源を確保して給付することを止めるものでもないという大臣等の発言があり、現在のところ、補助の対象となっていない関係で制限960万円というのは存在するというふうに考えています。

○1番（岩川卓誉君）

1点すみません、今の説明の中で確認したいことなんですけれども。対象の基準日につきまして、令和4年の3月31日ということだったんですが、これは今から生まれる子についても、生まれた時点で対象になるという考え方でよろしかったでしょうか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

先程の説明で少し不足することがあったかもしれません。新生児につきましては、10月1日以降、来年の3月31日までという全てをとということになっております。

○1番（岩川卓誉君）

ありがとうございます。この件につきまして、基準日のほうは分かりました。所得制限の考えについてなんですけれども、全国の自治体の中では、この所得制限を国の補助対象外になっている方々につきましても、自治体のほうで予算措置をして支給対象とするというふうな動きも今あります。子供たちも所得の多い家庭を選んで生まれてきているわけではないので、そういった点については子供たちに対しての平等性を確保するという意味でも、我が屋久島町もこういった点に取り組んでいくべきだと思っております。

町長のほうからも今回の議会中に、子供たちに予算を使っていくということも大事だというふうな御発言もありましたけれども、この点につきまして、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

子供は平等であるとは当然そうですけれども、今、国の制度、国会でも暇さえあれば私はテレビ中継をずっと聞いております。色々議論のさなかで、岸田総理というのは聞く力ということでクーポンを言いましたけれども、国民の声、地方の声、そういうのを聞いて、今両方とも現金でもいいですよというふうにかじを切った。政治というのは私はそういうもんだというふうに思っております。ですから、960万円のラインというのも色々私は私なりに熟慮をしましたけれども、今回はこういうことで、所得制限でそこで一つのラインを引くということで、私もそういう決断をしたということでございます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（大角利成君）

2点ほどお尋ねします。

まず、議案第99号、訴えの提起についてであります。残念ながらと申し上げますか、町営住宅の未納者はまだまだいるというふうに私は認識をしておりますが、今回のこの訴えの提起を受けてですけれども、何か基準というのをしっかりと定めて今回に至ったのか。同様の未納者については、今後このようなことが出てくるというふうに想定をしているのか。まず考えをお尋ねいたします。

それから、一般会計の追加補正であります。5ページ、教育費の公民館費についてであります。今回、指定避難所改修事業ということで、離島活性化交付金の一部を財源として改修する事業になっておりますが、御承知のように各集落の公民館等集会施設が避難所として我が町は指定をしているところであります。これまで計画的に改修されてきているところなんですけれども、これまでの改修事業と比較して、今回の楠川公民館あるいはさっきの宮之浦児童館等、他の集落、これまでの改修と比べて比較的大規模改修になっているような気がいたします。他の公民館の改修事業との調整、これは取られているの

か、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○建設課長（日高一成君）

議案第99号の件についてお答えします。

この訴えは、今現に町営住宅に住んでいて一番滞納がある人にこの訴えを起こしました。ほかの滞納者もいるんですが、ほかの人たちは分納誓約とかそれに応えていらっしゃると思いますので、この人だけが今そういうことで残っていたということで訴えを起こしたところです。

以上です。

○社会教育課長（計屋正人君）

公民館等の大規模改修、その他の公民館とのバランスが取れているかという御質問です。昨年の志戸子地区の公民館の改修から公民館の大規模改修というような形でかじを切り始めました。従来であれば、外壁の改修であったり、屋根の防水といったところがメインではございましたが、昨年の改修から、いわゆる窓のシャッターと申しますか、雨戸に代わるようなもの、そういったものも整備をするという方向となっております。大体3,000万円を超えるような金額で、基本的には建設年度の古いものから、あと現状を鑑みて順番決めをいたしてございます。公民館が26ございますので、1年に1つずつやっていたら相当な時間がかかるというような形になりますが、財源の関係で、現在は1年に1つというような形で計画をしていますが、数年後には複数の館を同時に実施したいと考えております。昨年の台風10号で各地区から雨戸の設置を要望を多数受けております。なかなか雨戸を全公民館の窓に設置するといったところは難しゅうございますので、そこにつきましては、公民館連絡協議会の皆さんと今、色々協議・検討をしているところでございます。

以上でございます。

○15番（大角利成君）

まず、住宅料の関係ですが、これまで色々と言われてきましたけれども、ある程度の町の基準、考え方というのをいま一度検討してすべきじゃないかなというふうに思います。やることに私は反対ではありません。ただ、やるに当たっては、そこら辺をしっかりと定めて対応すべきということでお願いをしておきたいと思います。

公民館につきましては、おっしゃることはよく分かります。ただ、ここに来てそういうふうに方向転換をしたということですが、過去においては、色々集落から要望があっても、予算がありません、こんだけですということで切られている集落もあり、複数の区長さんからも私もこれまでそういうお話を聞いたことがあります。ぜひ今おっしゃ

ったように計画的に、そして当然のことですけれど、区連会の区長連絡協議会の皆さんとの協議調整をしながら計画的にやっていただきたいということをお願いをしておきます。終わりです。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○14番（渡邊博之君）

4ページにあります道路メンテナンス事業という、メンテナンスという言葉が使われていますけれども、具体的には道路のどういう部分をメンテするのか。側溝だったりとか、あるいは路面だったりとか、除草だったりとかあると思いますけれども、その辺を少し具体的に教えてください。

それから、子育て世帯への給付金、臨時給付金ですけれども、町長は岸田総理の聞く力を強調されましたが、私はやはり国民のごうごうたる非難ですね、こういう国民の声が岸田首相にも届いてといいますか、それでそういう方向転換をしたというふうに思っております。

その上で、聞き漏らしたかもしれませんけれども、全国年内に支給をするというふうに努力をしていますが、その時期をもう一度、聞き漏らしたかもしれませんけれども、教えてください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○建設課長（日高一成君）

まず、道路メンテナンス事業からお答えします。

今回のメンテナンスに関しましては、橋梁の補修ということで予算計上しております。橋梁、あとは道路の舗装部分ですね、そういうものの更新事業を行う。長寿命化計画を立てて、そういう道路に関する、簡単に言えば更新事業ということで、国の事業の中にこの道路メンテナンス事業が入っております。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

先程の質問につきまして、振込する予定は12月の24日とさせていただいて既に通知をしております。これに合わせて5万円の増額分がございますので、これから通知をしてまいりたいと思っております。

○14番（渡邊博之君）

一括10万円ということですね、年内にですね。ありがとうございます。

建設課長にお尋ねしたいんですけども、かなり大きな額の補正に道路関係とか建築関係がありますが、いずれも年度内には完結というふうに見てよろしいでしょうか。

○建設課長（日高一成君）

今回の補正については、全て繰越事業で行います。

○議長（石田尾茂樹君）

町長の答弁はよかったですか。渡邊議員、町長に答弁を求めていますけど。

○14番（渡邊博之君）

いいです。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありませんか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております、議案第99号から議案第102号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第99号から議案第102号は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第99号から議案第102号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、1件ずつ討論と採決を行います。

まず、議案第99号、訴えの提起について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第99号、訴えの提起についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号、屋久島町道路線の変更について討論を行います。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第100号、屋久島町道路線の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号、屋久島町道路線の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第101号、屋久島町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）について、討論を行います。

討論はありませんか。反対者の発言を許します。

○1番（岩川卓誉君）

議案第102号につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

先程、私のほうから質疑させていただきました、子育て給付金の件だったんですけども、まず所得の多い方、高い方については、当然多く税を納めていらっしゃるんだと思います。今回の給付金は、子供たちに対する給付金であって、そういった子供たちに



罪はないというふうに思っています。平等性の観点から、本町でも所得制限をぜひ撤廃していただきたいというふうに考えています。

このままやると、もらった家庭ともらわない家庭とで精神的なしこりが出てきたりすることもあるのかなというふうに思います。対象外の方、そんなに多くはないというふうに考えています。ぜひ検討していただきたいという立場で、反対の討論とさせていただきます。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで討論を終わります。

これから、議案第102号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 令和3年請願第2号 屋久島町パートナーシップ  
制度創設の請願

○議長（石田尾茂樹君）

日程第14、令和3年請願第2号、屋久島町パートナーシップ制度創設の請願を議題とします。

本件については、産業厚生常任委員会の付託案件です。

これから、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

**○産業厚生常任委員長（緒方健太君）**

産業厚生常任委員会に付託された、令和3年請願第2号、屋久島町パートナーシップ制度創設の請願について、経過と結果を報告いたします。

12月10日午後3時22分から、役場本庁舎第2委員会室において審査を行い、本件に関して、福祉支援課長に出席頂き、執行部の意見を伺いました。また、12月13日午前9時から紹介議員である岩川卓誉議員に出席頂き、請願内容の説明を受けました。

以上の意見、説明を受け、討論、採決を行いました。

討論では、賛成の立場で、LGBTへの理解は各自治体で広めていかなければならない。性的な考え方の多様性を理解し、屋久島町が鹿児島県の中で先進的に導入することに賛成する。

請願内容の中で、他の者とパートナーシップが結ばれていないことという項目は、確認しにくいと思う。他の自治体も参考にしながら明確にしていく必要があると思う。さらに、町外からの転入促進のために有効的な手だてに財政支援を行うという項目に関しても、検討事項として制度創設の調査研究を行っていただきたいとの意見が添えられた。

討論を踏まえ、採決を行った結果、令和3年請願第2号、屋久島町パートナーシップ制度創設の請願は採択すべきものと決定しました。

**○議長（石田尾茂樹君）**

以上で、産業厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（石田尾茂樹君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和3年請願第2号、屋久島町パートナーシップ制度創設の請願について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（石田尾茂樹君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和3年請願第2号、屋久島町パートナーシップ制度創設の請願を採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはございませんか。これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、令和3年請願第2号、屋久島町パートナーシップ制度創設の請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

それでは、しばらく休憩いたします。11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時01分

---

再開 午前11時10分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第15 令和3年請願第3号 町有地の町道認定に関する  
請願について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第15、令和3年請願第3号、町有地の町道認定に関する請願についてを議題とします。

本件については、産業厚生常任委員会の付託案件です。

これから、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

令和3年請願第3号、町有地の町道認定に関する請願について、経過と結果を報告いたします。

12月13日午前11時30分より、建設課に同行頂き現地調査を行いました。現地調査を踏まえ、役場本庁舎第2委員会室において審査を行いました。

討論では、一部雑種地となっている部分も公衆用道路としていただき、その後、しっかりと管理、整備していただきたいとの意見があった。

討論を踏まえ、採決を行った結果、令和3年請願第3号、町有地の町道認定に関する請願は採択すべきものと決定しました。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、産業厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和3年請願第3号、町有地の町道認定に関する請願について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和3年請願第3号、町有地の町道認定に関する請願についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、令和3年請願第3号、町有地の町道認定に関する請願については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

△ 日程第16 令和3年陳情第10号 屋久島空港延伸に伴う施設  
整備への地杉材の活用に関  
する陳情書

○議長（石田尾茂樹君）

日程第16、令和3年陳情第10号、屋久島空港延伸に伴う施設整備への地杉材の活用に関する陳情を議題とします。

本件については、産業厚生常任委員会の付託案件です。

これから、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

**○産業厚生常任委員長（緒方健太君）**

令和3年陳情第10号、屋久島空港延伸に伴う施設整備への地杉材の活用に関する陳情について、経過と結果を報告いたします。

12月10日午後3時35分から、役場本庁舎第2委員会室において審査を行いました。

屋久島空港延伸については、屋久島町議会としても熊毛郡の議員大会で要望書を提出しているが、その際にも延伸に伴う空港ターミナルビルについては、林業関係者、商工会、観光協会からも世界自然遺産の島にふさわしい木造、地杉を使ったものをつくってほしいとの要望書が出ていることを伝えている。陳情を採択し、県知事へ意見書を提出すべきだという意見及び討論がなされました。

討論を踏まえ、採決を行った結果、陳情第10号、屋久島空港延伸に伴う施設整備への地杉材の活用に関する陳情は、採択すべきものと決定しました。

また、意見書（案）を作成し、最終本会議に議案提出することを決定しました。

**○議長（石田尾茂樹君）**

以上で、産業厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（石田尾茂樹君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和3年陳情第10号、屋久島空港延伸に伴う施設整備への地杉材の活用に関する陳情書について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（石田尾茂樹君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和3年陳情第10号、屋久島空港延伸に伴う施設整備への地杉材の活用に関する陳情書についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、令和3年陳情第10号、屋久島空港延伸に伴う施設整備への地杉材の活用に関する陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第17 令和3年陳情第13号 テニスコート使用に関する  
陳情書

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第17、令和3年陳情第13号、テニスコート使用に関する陳情書を議題とします。

本件については、総務文教常任委員会の付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（中馬慎一郎君）

総務文教常任委員会に付託された令和3年陳情第13号、テニスコート使用に関する陳情書の審査の経過と結果を報告いたします。

審査は12月10日の午後3時30分より、第1委員会室において行い、まず、社会教育課長から陳情事項に対する見解などの説明を受けた後、質疑を受けました。

委員からは、条例を改正したときに職員の負担や不都合とかそういうものは考えられるのかという質疑に対し、年末までに連絡が完了していれば、テニスコート、野球場、陸上競技場については、特に手間暇をかけることはないと思うとの回答がありました。

また、テニス団体の初打ちや集落がグラウンドゴルフなどをする際に正月利用することについては、今まで課長の裁量で任されていたことの説明がありました。

ただ、全体的な施設条例の改定、修正は、ほかの公共施設にも関わってくることや、事故があったときの管理責任についての議論が交わされ、使用者責任に対し十分な検討を要するのではないかとの意見もありました。

第1項については、課内で十分な検証が必要で、今回は不採択にすべきとの意見があり、また、第2項については、陳情者の趣旨も十分に理解できるし、町長裁量でできるので採択の発言がありました。

これらの意見を踏まえ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、令和3年陳

情第13号、テニスコート使用に関する陳情書については、1項目が不採択、2項目は採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和3年陳情第13号、テニスコート使用に関する陳情書について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和3年陳情第13号、テニスコート使用に関する陳情書を採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この陳情書に対する委員長の報告は一部採択です。したがって、この陳情は、第1の項目と第2の項目に分割して採決いたします。

まず、陳情の第1の項目の屋久島町体育施設条例の改正、修正をお願いいたしますに対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決を行います。

この陳情の第1の項目を採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはございませんか。これで締め切ります。

賛成少数です。

したがって、この陳情のうち、第1の項目は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情の第2の項目の屋久島町体育施設条例のただし書解釈により使用許可願いますに対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタ

ンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはございませんか。これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、この陳情のうち、第2の項目は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第18 発議第3号 屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会の設置に関する決議について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第18、眞邊真紀君外2名から提出の発議第3号、屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○5番（眞邊真紀君）

お疲れさまです。

発議第3号、屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会設置に関する決議、本議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提出者は眞邊真紀、賛成者、渡邊千護議員、同じく賛成者、岩川卓誉議員です。

次のとおり、屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会を設置するものとする。

名称、屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会。

設置の根拠、地方自治法第109条及び屋久島町議会委員会条例第5条。

目的、1、地域公共交通に必要な関係法令等、調査・研究を行う。2、屋久島町の交通施策に対し、住民や観光客に聞き取り調査などを行い、具体的な問題点を明確にし、解決策を模索する。3、町や関係機関との情報共有をしながら、必要に応じて申入れ等を行い、町民及び観光客の安全で便利な交通を整える。

委員の定数、7名。

調査期間は、目的に掲げる調査・研究が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。提案理由を申し上げます。

屋久島町の交通を利用しているのは住民だけではなく、多くの観光客も含まれます。日頃から交通の安全性や利便性について、利用者から様々な声を聞くことが多いです。交通と一言でいっても種類が多く、問題点や課題が漠然とし過ぎているのが実際のところ



ろです。

生活の上で欠かせない交通に関しての問題点や住民及び観光客のニーズ、今後の課題を明確にし、安全で便利な交通を実現させるための丁寧な調査・研究を行う必要があると常々考えています。特に必要な事項としては、高齢者や観光客を含む交通弱者に対する交通手段の確保やスクールバスに関する長年の課題解決などが上げられると思います。

屋久島町議会が調査特別委員会を設置し、調査・研究を行う際には、アンケートや意見募集にとどまらず、各集落に出向き直接声を聴かせていただくことも積極的に取り入れていきます。

屋久島町では、地域公共交通活性化協議会を設置し、令和5年度末までに地域公共交通計画を策定することを予定しています。町議会の特別調査委員会で調査・研究を協議会と情報共有させていただくことで、今後、屋久島町が目指すべき交通の在り方や多くの町民や観光客の本当のニーズを明確に捉えることに寄与できると考えております。

屋久島町の交通の安全性や利便性の向上を目指すために、ぜひ本議案に賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

#### ○議長（石田尾茂樹君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○7番（岩山鶴美君）

今お話の中にもありましたけれども、皆さん御存じのように、役場の中でみんなの交通を考えるプロジェクトが立ち上がっています。それが既に屋久島町地域公共交通活性化協議会として動き始めています。私もこの会の内容とか議事録も見せていただいたんですけれども、この協議会の委員の方々も22名、全部は言えませんが、バス会社の代表取締役であったり、種子島・屋久島交通の屋久島支社所長であったり、高速船の屋久島営業所所長であったり、あと日本エアコミューターの企画グループ長であったり、鹿児島県のタクシー協会専務理事であったり、老人クラブ連合会会長、民生委員の会長、社会福祉協議会事務局長と22名の方たちがそれぞれに他方面の方々と構成されて一堂に会していらっしゃいます。

内容にしましても、福祉バスカードのアンケートの調査では700名の回答を得て集計をして、買物支援お試しツアーも実施してそのアンケートを取ったりして、かなり細かくやられていることに私はびっくりしました。今後のスケジュールを拝見しても、運輸省との打合わせであったり、町民の交通に対する期待や要望等をより具体的に把握してよい形に構築しようとしています。

この設置要綱の中に、委員または事務局から協議会の運営に必要なとの申出があった場

合には、協議会での決議の上で関係者をオブザーバーとして出席させて意見を聴取することができるかとありました。それで、担当課に聞いたんですけども、この会に議員の選出委員を入れてもらうことはできますかと聞きましたら、それは大丈夫ですという返事を頂きました。

まず、この委員に参加させていただくことをやるべきではないかな。同じようなことをされると思っています。こんなふうにして進んでいるこの委員会等を一緒に議員も参加させていただいて、そのことについてはどういうふうに会の中で話し合いがなされていたか、教えていただきたいと思います。参加するとかしないとかというのはないですか。

#### ○5番（眞邊真紀君）

会の中でというか、この委員会の提案に関しては、以前の全協で、皆さん全会一致で設置を承諾頂くものと私は解釈しています。この協議会が実際に発足していることも、皆さんその会の中で、全協の中で知っているところであります。

実際にこの協議会の担当されています政策推進課の松田統括係長にお話をお伺いして、私たちは別建てで議会で特別委員会を設置して、調査の方法などもアンケートやコンサルタントを入れた調査方法とは若干異なるような、直接地域に出向いて生の声を聴くというような手法を私たちは現に取り入れていきますので、協議会で救い取れないものを救い取れる可能性がある。情報共有を実際にやっていただくのは特に問題ないということをおっしゃっていますし、現実的にこの協議会は令和5年度末までに地域公共交通計画を策定するというのが目的なんですね。一応令和5年度までの活動となっております。

私が提案しているのは、実際の調査の期間が、目的に掲げる調査・研究が終了するまで調査を行うというふうにしておりますので、この令和5年度までの計画が策定された後に、そのまま評価等も行い続けられるのかなということを考えております。協議会に議員が1人、2人入るというのも一つの手かもしれませんが、屋久島町議会は屋久島町議会で住民の代表として、直接、交通弱者の声を丁寧に聞き取って報告していく。必要があれば調査を行い、改善していくところは町、あと関係機関に申入れをしていくというのが必要だと思っております。

以上です。

#### ○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっていきます発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定

によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

発議第3号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから、発議第3号、屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会の設置に関する決議について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○7番（岩山鶴美君）

今、眞邊議員の説明をお聞きしましたが、そのことはやはり私たち議員として当然やるべきことであって、委員会を立ち上げることは何も問題がないと思いますし、委員会を立ち上げてやるということは、むしろいいことだと思っています。でも、そこに特別という委員会を立ち上げるのはどうなのかなという、何かそこに疑問が残ります。私は別に特別というのじゃなくて、粛々と委員会を立ち上げてやればいいことだと思しますので、このことに関しては反対をいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

○14番（渡邊博之君）

私はいいいことだと思って、賛成の立場で討論を行います。

本会議のときにできた委員会ですね、特別委員会。質疑でも言いましたけれども、あの中に町内の交通問題、これが包含されていればこの委員会をつくる必要はなかったと思います。でも、議会全体としてはその部分が欠けているわけですから、私は調査特別委員会をつくるということは、むしろ本筋だと思います。

同時に、庁舎内のあるいは関係機関でそういうのをつくっているといいますか、何も競合とかそういうことじゃなくて、もっともっと重層的な協議もできるし、発案もできる。そういうメリットのほうが大きいと思っております。ですから、このことはぜひやるべきだと。議会の足らざるものを補うというのは当然だというふうに思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで討論を終わります。

これから、発議第3号、屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会の設置に関する決議についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、発議第3号、屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会の設置に関する決議については可決されました。

引き続き、特別委員会の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、1番、岩川卓誉君、3番、小脇淳智郎君、4番、中馬慎一郎君、5番、眞邊真紀君、8番、渡邊千護君、11番、高橋義友君、14番、渡邊博之君、以上の7名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会の委員は、ただいま指名いたしました7名を選任することに決定しました。

これから、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選していただきます。

また、同条例第9条第1項の規定により、議長は屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会の招集日を本日とし、委員会の場所を第1委員会室に定めます。

しばらく休憩いたします。11時45分まで休憩いたします。

休憩 午前11時40分

---

再開 午前11時43分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会の委員長及び副委員長は、次のとおり決定した旨の通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に眞邊真紀君、同じく副委員長に渡邊千護君、以上であります。

△ 日程第19 発委第4号 離島振興法の改正・延長を求める意見書（案）について

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第19、総務文教常任委員長から提出の発委第4号、離島振興法の改正・延長を求める意見書（案）についてを議題とします。

お諮りします。

発委第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、趣旨説明及び質疑を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第4号については、趣旨説明及び質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第4号、離島振興法の改正・延長を求める意見書（案）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発委第4号、離島振興法の改正・延長を求める意見書（案）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第4号、離島振興法の改正・延長を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 発委第5号 屋久島空港延伸に伴う施設整備への  
地杉材の活用に係る意見書（案）に  
ついて

○議長（石田尾茂樹君）

日程第20、産業厚生常任委員長から提出の発委第5号、屋久島空港延伸に伴う施設整備への地杉材の活用に係る意見書（案）についてを議題とします。

お諮りします。

発委第5号については、会議規則第39条第3項の規定により、趣旨説明及び質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第5号については、趣旨説明及び質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第5号、屋久島空港延伸に伴う施設整備への地杉材の活用に係る意見書（案）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発委第5号、屋久島空港延伸に伴う施設整備への地杉材の活用に係る意見書（案）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第5号、屋久島空港延伸に伴う施設整備への地杉材の活用に係る意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第21 議員派遣について

##### ○議長（石田尾茂樹君）

日程第21、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

##### ○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

#### △ 日程第22 閉会中の継続調査申し出の件について

##### ○議長（石田尾茂樹君）

日程第22、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

##### ○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回屋久島町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時48分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員